

平成 18 年度版

環 境 白 書

(資 料 編)

福 井 県

資料編目次

1 環境行政全般

表 1 - 1	福井県環境基本条例	1
図 1 - 2	福井県の環境行政推進体制	4
表 1 - 3	福井県環境審議会委員名簿	5
表 1 - 4	福井県公害審査会委員名簿	6
表 1 - 5	福井臨工公害審査委員会委員名簿	6
表 1 - 6	市町環境行政組織	7
表 1 - 7	市町環境保全関係条例	7
表 1 - 8	市町環境基本計画の策定状況	8
表 1 - 9	環境に関する施策一覧	9

2 大気関係資料

表 2 - 1 - 1	大気汚染に係る環境基準	20
表 2 - 1 - 2	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値	20
表 2 - 2	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設	21
表 2 - 3 - 1	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設	22
表 2 - 3 - 2	大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設	22
表 2 - 4	福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設	23
表 2 - 5	福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設	24
表 2 - 6	大気汚染常時監視測定局の整備状況	25
表 2 - 7	二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局）	26
表 2 - 8 - 1	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局）	27
表 2 - 8 - 2	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局）	27
表 2 - 9 - 1	浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）	28
表 2 - 9 - 2	浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局）	28
表 2 - 10 - 1	一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局）	29
表 2 - 10 - 2	一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局）	29
表 2 - 11 - 1	光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局）	30
表 2 - 11 - 2	光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局）	30
表 2 - 12 - 1	非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局）	31
表 2 - 12 - 2	非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局）	31
表 2 - 13 - 1	ばい煙発生施設市町別届出状況（大気汚染防止法）	32
表 2 - 13 - 2	ばい煙発生施設市町別届出状況（電気事業法・ガス事業法）	33
表 2 - 14	一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）	33
表 2 - 15	一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・ガス事業法）	33

3 水質関係資料

表 3 - 1	人の健康の保護に関する環境基準	34
表 3 - 2	生活環境の保全に関する環境基準	35
表 3 - 3	要監視項目および指針値	40
表 3 - 4	水質汚濁防止法特定施設の種類	42

表 3 - 5	水質に係る一律排水基準	43
表 3 - 6	上乗せ排水基準設定状況	45
表 3 - 7	湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱	46
表 3 - 8	九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果	47
表 3 - 9	九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果	48
表 3 - 10	笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果	49
表 3 - 11	耳川水域の水質測定地点と測定結果	50
表 3 - 12	北川・南川水域の水質測定地点と測定結果	51
表 3 - 13	北潟湖水域の水質測定地点と測定結果	52
表 3 - 14	三方五湖水域の水質測定地点と測定結果	53
表 3 - 15	九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果	54
表 3 - 16	越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果	55
表 3 - 17	敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果	56
表 3 - 18	小浜湾海域の水質測定地点と測定結果	57
表 3 - 19	若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果	58
表 3 - 20	世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果	59
表 3 - 21 - 1	海水浴場水質判定基準	60
表 3 - 21 - 2	海水浴場の水質検査結果	60
表 3 - 22 - 1	水生生物調査結果	61
表 3 - 22 - 2	調査団体と参加人数	62
図 3 - 22 - 3	調査地点概況図	62
表 3 - 23	水質汚濁防止法による特定事業場届出状況	63
表 3 - 24	発電所設置状況	67
表 3 - 25	温排水の厚さ、表層最大到達距離および t 以上の拡散面積(A t)	68
図 3 - 26	九頭竜川流域下水道計画図	69
表 3 - 27	公共下水道の現況（公共下水道・特定環境保全公共下水道・流域下水道）	70
表 3 - 28	浄化槽設置届出基数（人槽別）	71
表 3 - 29	年度別し尿処理状況	72
表 3 - 30	農業集落排水事業実施状況	73
表 3 - 31	漁業集落排水施設の整備状況	74
表 3 - 32	林業集落排水施設の整備状況	74

4 土壌・地盤関係資料

表 4 - 1	土壌の汚染に係る環境基準	75
表 4 - 2	概況調査の結果	76
表 4 - 3	汚染井戸周辺地区調査の結果	76
表 4 - 4	定期モニタリング調査の結果	77
表 4 - 5 - 1	観測井における地下水位の経年変化	78
表 4 - 5 - 2	観測井における経年沈下量	78
表 4 - 6 - 1	福井平野における水準測量結果	79
表 4 - 6 - 2	福井平野水準測量路線図	81

5 有害化学物質関係資料

表 5 - 1	有害大気汚染物質の測定結果	82
表 5 - 2	ダイオキシン類に係る環境基準	83
表 5 - 3	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設	83
表 5 - 4	ダイオキシン類に係る大気排出基準	83
表 5 - 5	ダイオキシン類に係る水質基準適用施設と水質排出基準	84
表 5 - 6	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設	85

表 5 - 7 - 1	国が取りまとめ公表したダイオキシン類調査結果	86
表 5 - 7 - 2	ダイオキシン類常時監視結果	87
表 5 - 8	国の環境ホルモン調査結果の概要	90
表 5 - 9	P R T R 法に基づく届出集計結果	91
6	騒音・振動・悪臭関係資料	
表 6 - 1 - 1	一般地域に係る騒音の環境基準	92
表 6 - 1 - 2	道路に面する地域に係る騒音の環境基準	92
表 6 - 2	自動車交通騒音常時監視結果	93
表 6 - 3	自動車騒音の要請限度	94
表 6 - 4	道路交通振動の要請限度	94
表 6 - 5	特定工場等から発生する騒音の規制基準	95
表 6 - 6	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準	96
表 6 - 7	県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準	97
表 6 - 8	県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準	97
表 6 - 9	特定工場から発生する振動の規制基準	98
表 6 - 10	特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準	98
表 6 - 11	騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数	99
表 6 - 12	騒音に係る特定建設作業届出状況	99
表 6 - 13	振動に係る特定工場等実数および特定施設総数	100
表 6 - 14	振動に係る市町別特定建設作業届出状況	100
表 6 - 15	悪臭防止法に定める規制基準	101
表 6 - 16	県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準	101
表 6 - 17	福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況	102
7	公害苦情関係資料	
表 7 - 1	公害の種類別・発生源別苦情件数	103
表 7 - 2	市町別公害苦情件数	104
8	環境影響評価関係資料	
表 8 - 1	福井県環境影響評価条例の対象事業	105
図 8 - 2	福井県環境影響評価条例の手の続の流れ	106
9	その他資料	
表 9 - 1	環境年表	107
表 9 - 2	地球環境をめぐる国際的取組み	109
表 9 - 3	福井県環境アドバイザー名簿	110
表 9 - 4	公害防止協定の締結状況	111
表 9 - 5	市町における公害防止協定等の締結状況	113
表 9 - 6	市町公害防止融資（助成）制度	113
表 9 - 7	都市公園現況表	114
表 9 - 8	緑化に関する行事の実施状況	115
図 9 - 9	ごみ処理の状況	116
表 9 - 10	年度別ごみ処理状況	117
表 9 - 11	グリーン購入調達実績	118

1 環境行政全般

表 1 - 1 福井県環境基本条例

福井県環境基本条例 〔平成 7 年 3 月 16 日 福井県条例第 5 号〕	
目次	
前文	
第 1 章 総則（第 1 条 - 第 8 条）	
第 2 章 環境の保全に関する基本的施策	
第 1 節 県が講ずる環境の保全のための施策等 （第 9 条 - 第 22 条）	
第 2 節 地球環境保全の推進等（第 23 条）	
第 3 節 環境の保全のための推進体制（第 24 条）	
附則	
豊かな緑と水に恵まれたわたしたちのふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって、生活や生産の場で身近な自然を利用し、その恩恵を享受する中で、大切に守り、育ててきたものである。 しかしながら、都市化の進展や科学技術の発達により、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、地域のみならず地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。 もとより、良好な環境を享受することは、県民の基本的な権利であり、わたしたちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、環境の保全に努めていかなければならない。 生きるものすべての生存基盤である地球の環境を保全し、潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、わたしたちは、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、県民、事業者および行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的かつ計画的な取組を展開していく必要がある。 わたしたちは、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、県民の英知の結集と行動により、豊かで美しいふるさと福井の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。	(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。 (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
第 1 章 総則	(基本理念)
(目的)	第 3 条 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県、市町、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。
	3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。
	(県の責務)
	第 4 条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。
	2 県は、前項の施策の策定および実施に当たっては、国および他の地方公共団体との連絡調整を行うよう努めるものとする。
	(市町の責務)
	第 5 条 市町は、環境の保全に関し、当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。
	(事業者の責務)
	第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
	2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図ら

れることとなるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを深く認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第8条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 県が講ずる環境の保全のための施策等(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 県民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成等が図られること。

(4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- (4) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- (5) 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (6) 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助言、助成等)

第 15 条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動 (以下「負荷活動」という。) を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育および学習の推進)

第 16 条 県は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、市町その他の関係機関と協力して、県民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第 17 条 県は、県民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体 (以下「民間団体」という。) が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 県は、第 16 条の環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する県民、事業者または民間団体の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査および研究の実施等)

第 19 条 県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査および研究の実施ならびに技術の開発およびその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 県は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 21 条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その

他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査の普及)

第 22 条 県は、事業活動に係る環境の保全に関し事業者が自主的に行う環境監査について調査および研究を行い、その普及に努めるものとする。

第 2 節 地球環境保全の推進等

第 23 条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体または民間団体その他の関係機関と協力して、地球環境保全に関する調査および研究、環境の状況の監視、観測および測定、開発途上にある海外の地域等への環境の保全に関する技術等の提供等に努めるものとする。

第 3 節 環境の保全のための推進体制

第 24 条 県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、市町、県民、事業者および民間団体と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 17 条例 65) 抄

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 から 4 まで 略

5 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成 18 年 3 月 3 日

図 1 - 2 福井県の環境行政推進体制

(平成 18 年 12 月 1 日現在)

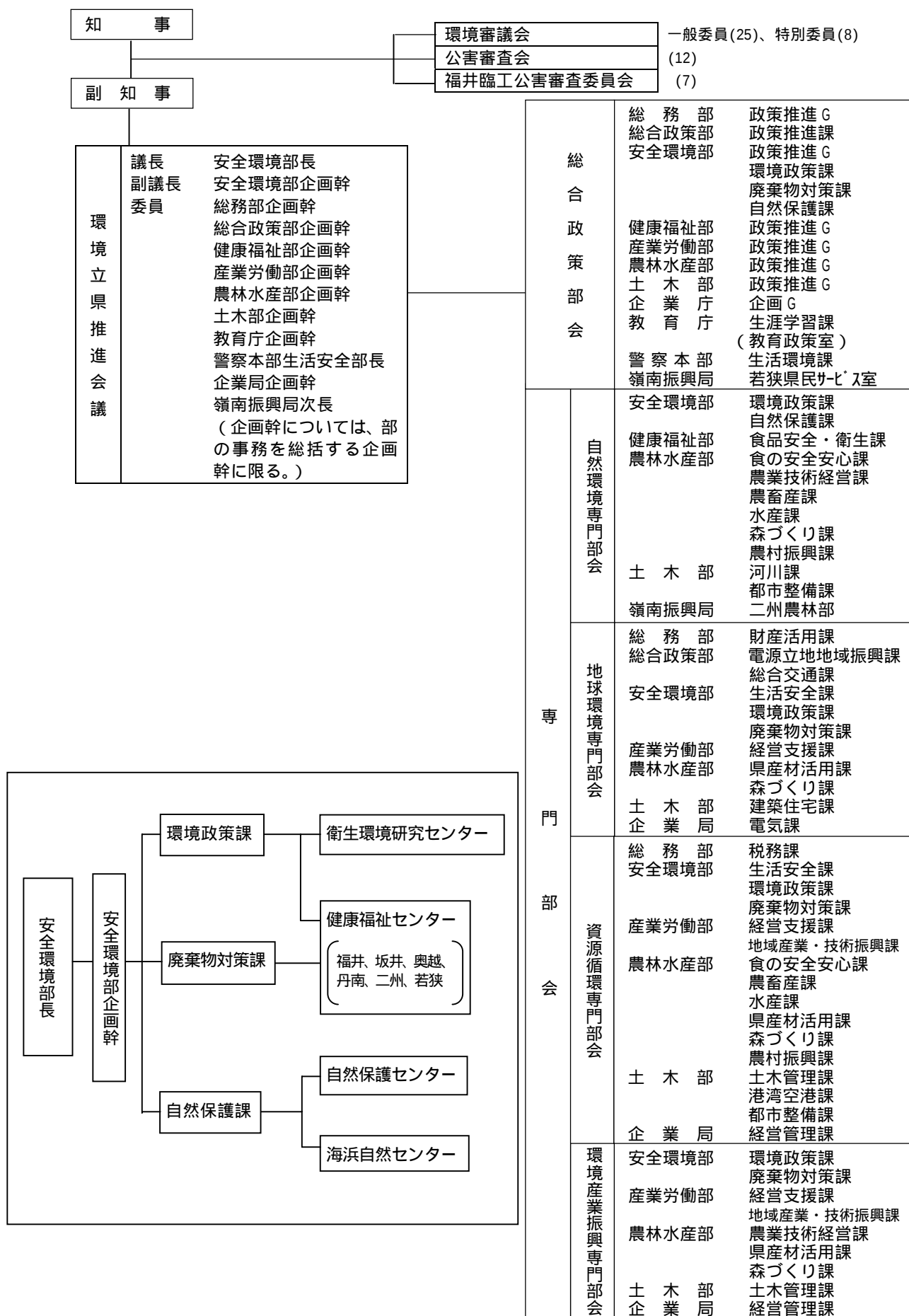


表 1 - 3 福井県環境審議会委員名簿

(平成18年12月1日現在)

会長：服部勇 副会長：野村直之

委員（学識経験のある者）

部 門			職 名 等	氏 名	部会委員（は部会長）			
					生活環境	自然環境	野生生物	温泉
学 識 者	公衆衛生	医 学	福 井 県 医 師 会 会 長	松 田 尚 武	○			○
		環 境 保 健 学	福 井 大 学 教 授	日 下 幸 則	○			
	社会科学	法 学	福 井 弁 護 士 会 会 員	野 村 直 之	○	○	○	
		経 済 学	福 井 県 立 大 学 教 授	岡 敏 弘	○			
	化 学	分 析 化 学	福 井 大 学 教 授	永 長 幸 雄	○			
		農 芸 化 学	福 井 県 立 大 学 教 授	北 川 靖 夫				
		生 活 環 境 科 学	福 井 県 立 大 学 教 授	川 平 浩 二	○			
	自然環境	地 質 学	福 井 大 学 教 授	服 部 勇	○	○	○	○
		生 物 学	福 井 大 学 助 教 授	保 科 英 人		○	○	
		造 園 学	福 井 大 学 講 師	薬 袋 奈 美 子		○		○
関 係 団 体 等	農林漁業団体	農 業	福 井 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 会 長	池 端 昭 夫	○		○	
		林 業	福 井 県 森 林 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	関 孝 治			○	
		漁 業	福 井 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 会 長	高 治		○		
	経済団体	商 工 業	福 井 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長	荒 井 由 二	○			
		建 設 業	福 井 県 建 設 業 連 合 会 会 長	木 原 一 雄	○			
	その他の団体等	自 然 保 護	日 本 野 鳥 の 会 福 井 県 支 部 長	柳 町 邦 光		○		
			県 自 然 観 察 指 導 員 の 会 会 員	大 石 橋 節 子		○		
		環 境 学 習	アルマス・バイオコスモス研究所代表	水 上 聡 子		○		
		アメニティ景観	福 井 県 建 築 士 会 青 年 部 女 性 委 員 長	脇 本 淳 子	○			
		地 域 活 動 等	福 井 県 連 合 婦 人 会 会 長	吉 田 多 輝 子	○			
			福 井 県 公 民 館 連 合 会 事 務 局 長	渡 辺 庸 子	○			
			福 井 県 生 活 学 校 連 絡 協 議 会 運 動 推 進 委 員 会	吉 田 三 恵	○			
			連 合 福 井 女 性 委 員 会 副 委 員 長	大 森 栄 子	○			

委員（市町村長）

市町村長	市	福 井 県 市 長 会 会 長	坂 川 優		○		
	町 村	福 井 県 町 村 会 会 長	今 井 理 一			○	

特別委員

部 門			職 名 等	氏 名	生活環境	自然環境	野生生物	温泉
学 識 者	大気・悪臭		福 井 工 業 高 等 専 門 学 校 教 授	上 嶋 晃 智	○			
	温泉（芦原温泉）		芦 原 温 泉 旅 館 協 同 組 合 副 理 事 会 会 長	八 木 眞 一 郎				○
	温泉（旅館）		福 井 県 旅 館 亦 テ ル 生 活 衛 生 同 業 組 合 常 任 理 事	竹 田 富 九 一				○
国 行 政 機 関	国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 長			藤 本 貴 也	○			
	経 済 産 業 省 近 畿 経 済 産 業 局 資 源 エ ネ ル ギ ー 環 境 部 長			伊 藤 毅 志	○			○
	農 林 水 産 省 北 陸 農 政 局 生 産 経 営 流 通 部 長			林 哲 司	○			
	林 野 庁 福 井 森 林 管 理 署 長			永 井 寛		○	○	
	海 上 保 安 庁 敦 賀 海 上 保 安 部 長			岩 並 秀 一	○			

（注）学識経験のある者の任期：2年（平成18年2月1日～平成20年1月31日）

表 1 - 4 福井県公害審査会委員名簿

(平成18年12月1日現在)

氏 名	職 業 等
小 島 峰 雄	弁 護 士
玄 津 辰 弥	〃
野 村 直 之	〃
山 川 均	〃
○ 岩 堀 南 郎	医 師
川 上 究	〃
小 林 和 美	〃
野 村 健 一	〃
加 藤 澄 子	看 護 師
辻 壽 子	裁 判 所 調 停 委 員
中 嶋 泰 子	不 動 産 鑑 定 士
羽 場 千 尋	建 築 士

(注) 1 は会長、○は会長代理

2 任期3年(平成16年11月1日～平成19年10月31日)

表 1 - 5 福井臨工公害審査委員会委員名簿

(平成18年12月1日現在)

氏 名	職 業 等
小 島 峰 雄	弁 護 士
小 林 和 美	医 師
根 來 潤 子	薬 剤 師
○ 永 長 幸 雄	福 井 大 学 教 授
朝 日 百 百 代	福 井 県 立 大 学 教 授
岩 崎 行 玄	福 井 県 立 大 学 教 授
上 嶋 晃 智	福 井 工 業 高 等 専 門 学 校 教 授

(注) 1 は会長、○は会長代理

2 任期3年(平成17年9月1日～平成20年8月31日)

表 1 - 6 市町環境行政組織

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	電 話 番 号	規制地域の 有無(注)	担 当 課	審 議 会 等	
				名 称	人 数
福 井 市	0776(20)5398 0776(20)5395 0776(20)5377	○	環境政策課 環境保全課 清掃清美課	福井市環境審議会	15
敦 賀 市	0770(22)8121	○	環境課	敦賀市環境審議会	20
小 浜 市	0770(53)1111	○	環境衛生課	小浜市環境審議会	18
大 野 市	0779(66)1111	○	生活環境課	大野市環境保全対策審議会	11
勝 山 市	0779(88)1111	○	生活環境課	勝山市環境審議会	16
鯖 江 市	0778(53)2227	○	環境課	鯖江市環境審議会	24
あわら市	0776(73)8018	○	生活環境課	あわら市環境審議会	15
越 前 市	0778(22)3000	○	環境政策課	越前市環境審議会	20 以内
坂 井 市	0776(50)3032	○	環境衛生課		
永平寺町	0776(61)1111	○	環境課		
池 田 町	0778(44)8004		振興開発課		
南越前町	0778(47)8007		保健福祉課		
越 前 町	0778(34)8710	○	保健衛生課	越前町環境審議会	15
美 浜 町	0770(32)6703	○	住民生活課	美しい水を守る審議会 美浜町原子力環境安全監視委員会	1 4
高 浜 町	0770(72)7703	○	住民課		
おおい町	0770(77)1111		企画課	名田庄村環境保全審議会(暫定施行)	9
若 狭 町	0770(45)9104		生活環境課	若狭町環境審議会	15
計		13		12	

(注) 騒音・振動・悪臭に係る規制地域を有する市町

表 1 - 7 市町環境保全関係条例

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	条 例 の 名 称	制定年月日
福 井 市	福井市あき地等の清潔保持に関する条例 福井市公害防止条例 福井市都市景観条例 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例 福井市環境基本条例	昭和 52 年 3 月 29 日 昭和 52 年 4 月 1 日 平成 3 年 3 月 27 日 平成 8 年 6 月 28 日 平成 8 年 12 月 25 日 平成 11 年 3 月 24 日
敦 賀 市	敦賀市環境保全条例 あき地の環境保全に関する条例 敦賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 敦賀市環境基本条例 敦賀市水道水源保護条例	昭和 47 年 7 月 1 日 昭和 56 年 3 月 31 日 平成 5 年 3 月 23 日 平成 12 年 3 月 27 日 平成 13 年 9 月 28 日
小 浜 市	小浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 小浜市景観条例 小浜市環境基本条例	昭和 48 年 4 月 1 日 平成 17 年 3 月 31 日 平成 17 年 4 月 1 日

市 町 名	条 例 の 名 称	制定年月日
大 野 市	大野市環境保全条例 大野市地下水保全条例 大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大野市環境基本条例 大野市都市景観条例 大野市環境美化推進条例 大野市都市計画フォレストタウン大野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 52 年 11 月 10 日 平成 4 年 9 月 29 日 平成 10 年 3 月 26 日 平成 11 年 3 月 25 日 平成 12 年 6 月 29 日 平成 16 年 3 月 24 日
勝 山 市	勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 勝山市まちづくり景観条例 勝山市環境美化推進条例 勝山市環境基本条例 勝山市公害防止条例	昭和 47 年 3 月 28 日 平成 7 年 3 月 31 日 平成 12 年 6 月 28 日 平成 15 年 3 月 28 日 平成 16 年 3 月 23 日
鯖 江 市	鯖江市廃棄物の減量化、資源化及び清掃に関する条例 鯖江市環境基本条例 鯖江市景観条例 鯖江市環境市民条例 鯖江市公害防止条例	昭和 31 年 3 月 26 日 平成 9 年 9 月 29 日 平成 12 年 3 月 29 日 平成 13 年 12 月 25 日 平成 13 年 12 月 25 日
あ わ ら 市	あわら市廃棄物の処理および清掃に関する条例 あわら市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 あわら市環境基本条例	平成 16 年 3 月 1 日 平成 16 年 12 月 20 日 平成 17 年 3 月 23 日
越 前 市	越前市環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
坂 井 市	三国町景観まちづくり条例 丸岡町景観まちづくり条例 坂井市環境基本条例 坂井市環境保全条例 坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 9 年 3 月 25 日 平成 14 年 3 月 5 日 平成 18 年 3 月 20 日 平成 18 年 3 月 20 日 平成 18 年 3 月 20 日
永 平 寺 町	永平寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 2 月 13 日
池 田 町	池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 池田町の水を清く守る条例 池田町騒音防止条例	昭和 47 年 9 月 30 日 平成 13 年 6 月 18 日 平成 15 年 9 月 22 日
南 越 前 町	南越前町環境基本条例	平成 17 年 10 月 18 日
越 前 町	越前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 2 月 1 日
美 浜 町	美しい水を守る条例	平成 16 年 9 月 21 日
高 浜 町	高浜町騒音防止条例 高浜町環境保全条例 高浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 44 年 3 月 17 日 昭和 53 年 6 月 19 日 平成元年 6 月 14 日
お お い 町	名田の荘郷づくり構想に関わる自然にやさしい郷づくり条例 清らかな南川づくり条例 ごみの投げ捨て禁止条例 名田庄村空き地等の適正管理に関する条例 おおい町環境保全条例 おおい町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 15 年 7 月 1 日 平成 15 年 7 月 1 日 平成 15 年 7 月 1 日 平成 15 年 7 月 1 日 平成 18 年 3 月 3 日 平成 18 年 3 月 3 日
若 狭 町	若狭町環境保全条例	平成 17 年 3 月 31 日

表 1 - 8 市町環境基本計画の策定状況

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

市町名	名 称	策定年月	市町名	名 称	策定年月
福井市	福井市環境基本計画	平成 13 年 3 月	大野市	大野市環境基本計画	平成 12 年 3 月
敦賀市	敦賀市環境基本計画	平成 14 年 3 月	鯖江市	鯖江市環境基本計画	平成 12 年 3 月
小浜市	小浜市環境基本計画	平成 16 年 5 月	池田町	池田町環境向上基本計画	平成 15 年 9 月

表 1 - 9 環境に関する施策一覧（平成18年度当初予算）

1 資源の循環

（単位 千円）

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H 18当初
廃棄物の発生抑制	産業界におけるリサイクルシステムの構築と施設整備に対する支援を図ります。			
	「福井県産業廃棄物自主管理システム」対象事業所の拡大を図ります。			
	環境自主行動計画の策定の普及を通して、事業所における生産工程を改善し、廃棄物の発生抑制を促進します。			
	製造業に対し、設計の時点から、修理や廃棄・リサイクル時のことを考慮した製品づくりに取り組むよう働きかけます。			
	公共工事においては、廃棄物の発生抑制に資する設計・施工方法を選択するとともに、関連する工事の連携により、建設廃棄物の発生抑制を推進します。			
	ごみの減量化やリサイクルを実践している団体で構成された「ごみゼロふくい推進協議会」による県民主導型運動を展開することにより、生ごみの減量やレジ袋の削減などに取り組めます。	「ごみを出さない地域づくり」推進事業	・家庭や地域におけるリサイクルの取組みや食べ残しを減らす活動を推進	4,691
分別の徹底と資源としての有効利用	循環資源としての品質確保が難しく分別収集の取組みが遅れている品目について、分別収集品目の拡大を図ります。	「プラ容器リサイクル3割達成」事業 「ごみを出さない地域づくり」推進事業（再掲）	・家庭や地域におけるリサイクルの取組みや食べ残しを減らす活動を推進	2,204
	生ゴミの市町村段階における分別収集システムの構築を図ります。			
	分別収集を徹底するための普及啓発を行います。			
リサイクル製品の利用拡大	「福井県リサイクル製品認定制度」、「福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。			
	「福井県庁グリーン購入推進方針」や「福井県建設リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。	環境対応事務用品購入	・事務用品のグリーン購入	49,280
	グリーン購入ふくいネット等の活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。	グリーン購入推進事業	・セミナー、キャンペーン等を実施し、グリーン購入を全県的に推進	761
不適正な処理の防止のための取組み	産業廃棄物が適正に運搬・処理されたことを確認する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正な運用を徹底します。			
	行政による立入検査等を強化し、安全で安心できる廃棄物処理施設や最終処分場の確保を図ります。	産業廃棄物最終処分場対策事業 産業廃棄物処理公社運営資金貸付金 民間管理型最終処分場対策事業 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業	・産業廃棄物最終処分場の周辺地下水等の行政検査 ・（財）福井県産業廃棄物処理公社運営に係る資金貸付金 ・敦賀市内民間管理型最終処分場の水処理施設維持管理、監視調査等 ・敦賀市民間最終処分場の浸出水処理、水質モニタリングの実施等	2,905 734,786 82,382 83,710
	小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するように強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。			
	「休日・夜間パトロール」や「スカイパトロール」、警察や隣接府県との連携など、行政による監視の強化を図ります。	廃棄物不適正処理監視事業等	・休日・夜間監視パトロールの実施（民間委託）	10,147
	「廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活動を通じ、県民や事業者への意識啓発を強化するとともに、「不法投棄110番」などの地域社会全体による監視体制を充実し、不適正な処理の防止を図ります。	不法投棄等未然防止啓発推進事業 不法投棄廃棄物等処理事業 漂着廃棄物適正処理支援事業	・不法投棄等防止啓発ポスターの作成 ・地域住民の協力を得て行う不法投棄廃棄物の撤去支援 ・市町が行う漂着廃棄物等の処理に対する支援	300 3,000 1,800
産業廃棄物最終処分場等の確保	民間事業者による整備状況を踏まえながら、県内で発生した廃棄物の適正処理体制の確立と循環型社会形成の推進を図るため、公共間とによるモデル施設（「福井県リサイクル推進センター（仮称）」）の整備を進めます。			
	「福井県リサイクル推進センター（仮称）」においては、溶融炉を中心に、民間では設置が困難な管理型最終処分場を設置し、併せて資源分別、情報収集提供、研修の各機能を持った施設を整備します。			
資源循環システムの構築	リサイクル技術の指導や先進的環境関連技術の開発研究を促進し、企業への浸透を図ることにより、事業者の環境に配慮した事業活動への転換を支援します。	地域科学技術振興研究事業（再掲）	・環境関連など本県で成長が期待され、地域の科学技術振興に役立つ研究開発の推進	
	廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設の集積を目指し、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。			
	分別収集品目を拡大し、消費者の環境負荷の少ない生活様式への転換を図り、限りある資源が適切に循環する社会の構築をめざします。	「プラ容器リサイクル3割達成」事業（再掲） 「ごみを出さない地域づくり」推進事業（再掲）	・市町の資源ごみ回収拠点整備等への助成 ・家庭や地域におけるリサイクルの取組みや食べ残しを減らす活動を推進	525
	「建設副産物対策連絡協議会」において、建設副産物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に努めるとともに、建設廃棄物の活用や適正な処分を進めます。	建設副産物リサイクル推進事業	・インターネットを利用したより広域的な情報交換によるリサイクル率の向上	
	再生資材を利用した住宅建設等に対する支援により、再生資材の利用を促進します。	持家づくり資金利子補給制度	・再生資材、県産材を一定以上使用している住宅等に対する利子補給制度	46,058
	福井県下水汚泥処理総合計画（平成14年度策定予定）に基づき、下水処理場から発生する汚泥の安定した処理と有効利用を促進します。		下水処理場から発生する汚泥のリサイクル	43,200
	家庭から排出される生ゴミや家畜糞尿等の未利用有機性資源の活用基本計画づくりを進め、地域の実情に応じた堆肥化施設の導入により、未利用有機性資源の循環システム体制を確立します。			

	木質資源の多段階利用や利用困難な廃材の合理的な処理方法について検討を進め、木質資源の有効利用を推進します。	木質ペレットの低コスト化と燃焼性に関する研究	・木質廃棄物の循環利用を促進するため、木質ペレット製造の低コスト化を研究	442
		バイオマスエネルギー技術開発研究（再掲）	・木質バイオマス資源からメタン、アルコールなどの高効率な生産を目指した基盤的研究	
		リサイクル資材を利用した廃木材チップ舗装の研究（再掲）	・廃木材チップを利用した歩道や園路の舗装材の開発	
	家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進を図ります。	畜産環境保全総合対策事業	・家畜排せつ物の適正処理と堆肥の有効利活用	855
	食品廃棄物のモデル的なリサイクル施設整備を支援し、食品産業等から排出される廃棄物の効率的な収集と高度利用を推進します。			
「資源の循環」 計				1,067,046

2 環境関連産業の創造と振興

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H18当初
産・学・官の連携による環境関連技術の開発	水質浄化、未利用資源の活用、省エネルギーなど環境関連技術に関する産・学・官共同研究開発を行うとともに、その成果の製品化・事業化を図ります。	地域科学技術振興研究事業（一部）	・環境関連など本県で成長が期待され、地域の科学技術振興に役立つ研究開発の推進	324,105
		ふくい産学官共同研究推進総合事業（一部）	・先端的な技術開発等を行う産学官共同研究への助成等	75,800
		太陽光エネルギー利用技術開発研究（再掲）	・太陽光に反応する新しい触媒の研究	
		シリコン薄膜太陽電池開発研究（再掲）	・太陽光集光システムの技術研究	
			・安価で良質な結晶シリコン薄膜を利用した、安価で高効率な太陽電池の開発	
	・水質浄化技術や環境汚染物質の除去システムなど環境改善技術	美しい三方五湖再生事業	・パイオ技術による水質浄化研究	42,865
			・リンの湖沼底質からの溶出を抑制する底質改善剤の研究	
	・輸送機械の構造部材に使用可能な超軽量複合材料の開発			
	・廃棄物として処理されている木屑などの未利用木質資源の活用技術	バイオマスエネルギー技術開発研究（再掲）	・木質バイオマス資源からメタン、アルコールなどの高効率な生産を目指した基盤的研究	
	・地域材利用の長期耐用型健康木造住宅の開発やスギ材用途拡大などの長期炭素貯蔵に寄与する木材利用技術			
環境関連産業に対する支援	・道路緑化や地中熱空調システムなど環境保全型・環境創出型建設技術	基礎杭利用地中熱空調システム実用化研究事業（再掲）	・環境負荷のない自然の冷熱源の空調システムへの応用	
	・リサイクル資材を使用した舗装技術など省資源・リサイクル型建設技術	リサイクル資材を利用した廃木材チップ舗装の研究	・廃木材チップを利用した歩道や園路の舗装材の開発	7,741
	・地中熱利用の融雪システムや雪のエネルギーを利用した空調システムなど環境負荷の少ない雪対策技術	地中熱融雪研究事業（再掲）	・地中熱による融雪の橋梁での適用に関する研究	
	廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設の集積を目指し、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。			
	中小企業創造活動促進法や中小企業経営革新支援法等に基づく融資および補助等により、独創的な技術やアイデアをもとに、環境関連ビジネス分野において新たな事業を展開する中小企業を支援します。	開業特別支援資金（一部）	・信用力の脆弱な新規創業者に対する事業資金の提供	250,000
		意欲ある企業支援資金（一部）	・独自性のある技術とやる気のある中小企業者の新しい事業展開に対するバックアップ	250,000
	中小企業制度融資や中小企業高度化資金、小規模企業者等設備導入資金等により、環境関連ビジネス分野への新規参入等を支援します。	産業活性化支援資金（一部）	・企業自らの経営努力によるレベルアップのための取組みの支援	2,800,000
	静脈産業を含めた環境関連産業の育成・振興を助長する補助・融資等の支援のあり方について検討を進めます。	北陸環境共同キャンペーン事業	・「環境と経済の統合」に関する研究会の開催等	850
	環境関連ビジネス分野への新規参入や事業拡大を計画する中小企業に対し、産業支援機関等と連携し、経営支援施策や技術開発等に関する情報の提供を行います。	プロジェクトマネージャー等設置事業（一部）	・専門的見地から企業経営に助言を行い、企業の成長を支援するスタッフの充実	23,809
	新事業コーディネータや中小企業アドバイザー等、経営や技術開発等の専門家による相談、診断、助言により、環境関連ビジネス分野への新規参入等を計画する中小企業の円滑な事業展開を支援します。	専門家派遣事業	・マーケティング等の専門家の企業への派遣	11,450
	「ベンチャープラザ」をはじめとする商談会や異業種交流会等の開催により、環境関連ビジネス分野の事業に取り組む中小企業に対し、ビジネスパートナーとのマッチングの機会を提供します。	新規創業支援事業（一部）	・新事業コーディネータによる、創業予定者への集中的なアドバイス	10,418
		北陸技術交流テクノフェア開催事業費補助金（一部）	・「北陸技術交流テクノフェア」開催への助成	10,000
	未利用有機性資源の堆肥化施設や未利用木質資源の加工施設の整備を進め、関連産業の振興を図ります。			
環境調和型製品の需要の拡大	「福井県リサイクル製品認定制度」、「福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。（再掲）			
	「福井県庁グリーン購入推進方針」や「福井県建設リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。（再掲）	環境対応事務用品購入（再掲）	・事務用品のグリーン購入	
	環境ビジネス展の開催や県外で開催される環境ビジネス展等への企業の出展を支援し、環境調和型製品の販路拡大を促進します。			
	「グリーン購入ふくいネット」等の活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。（再掲）	グリーン購入推進事業（再掲）	・セミナー、キャンペーン等を実施し、グリーン購入を全県的に推進	
	消費者に対し、再生品や環境調和型製品に関する情報を情報紙やインターネット等を通じて積極的に提供します。			
	間伐材等木材（県産材）の公共工事における利用を積極的に推進し、県民への間伐材等木材の環境資材としての理解の醸成を図ります。	県産材利用推進対策事業	・協議会、講習会の開催	2,620
		県産材利用情報ネットワーク整備事業	・情報誌等によるPR活動、イベントの支援	1,077
「環境関連産業の創造と振興」 計				3,810,735

3 地球環境の保全

3 - 1 水環境など生活環境の保全

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H18当初
水環境の保全 (ア 閉鎖性 水域や中小河 川の水质保 全)	「福井県汚水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道事業、農業 集落排水事業、林業集落排水設備整備事業、漁業集落環境整備事 業、合併処理浄化槽などの各種事業間の調整を行い、効率的かつ着 実に整備を進めます。	公共下水道等整備	・公共下水道処理場等の整備	1,728,000
		漁業集落環境整備事業	・漁業集落排水の整備	567,934
		林業集落排水施設整備事業	・林業集落排水の整備	21,280
		農業集落排水事業	・農業集落排水の整備	1,232,944
		浄化槽設置整備事業	・市町が実施する浄化槽の設置に対する助成 事業への補助	101,353
	自然界に存在する植物や微生物の浄化能力の活用を含め、湖沼水 質の改善策についての調査研究を進めます。	美しい三方五湖再生事業（再 掲）	・バイオ技術による水質浄化研究 ・リンの湖沼底質からの溶出を抑制する底質 改善剤の研究	
	肥料成分の流出が少ない緩効性肥料や側条施肥田植機の普及をはじ め、省力施肥技術の開発など、農地からの負荷の削減対策を検討・ 推進します。			
	湖沼内に堆積しているヘドロのしゅんせつ等を行い、窒素、磷の溶 出を防止するとともに、波打ち際を緩傾斜のなぎさとし、ヨシ等が 自生する植物帯の創出を図ります。	総合流域防災事業（浄化）	・堆積しているヘドロの浚渫等による水質浄 化	60,000
	水質汚濁防止法や「福井県公害防止条例」に基づく規制を徹底する とともに、三方五湖については、「湖沼の富栄養化防止に関する工 場・事業場指導要綱」に基づく排水基準の遵守を指導します。	工場排水取締強化事業	・工場立入による監視・指導	1,305
	都市中小河川については、生活排水対策や事業場排水への規制・指 導などに加え、河川や水路自体の浄化能力の向上を図ります。			
	油の流出や魚類のへい死などの水質事故に迅速に対応するため、関 係機関との連携の強化と事故防止のための啓発を行います。			
	下水道や合併処理浄化槽等の適切な管理と法定検査等の周知を図る ことにより、維持管理の徹底を図ります。	浄化槽設置者講習会	・浄化槽設置者への講習	410
		浄化槽設置整備事業（再掲）	・市町が実施する合併浄化槽の設置に対する 助成事業への補助	
	河川・湖沼の水質常時監視を実施します。	公共用水域常時監視事業	・水質の常時監視 （河川30地点、湖沼18地点）	9,428
		公共用水域測定計画策定事業	・常時監視計画の策定	115
水環境の保全 (イ 海域の 水質保全)	河川水質の改善を進めるため、現状の利用形態や水質の現況等に 応じて環境基準の見直しを行い、より一層きれいな水質をめざし ます。			
	「水を見る・親しむ」、「水を味わう・使う」という視点で、福井 の豊かで美しい水資源を新たなブランドとすることを目指します。	名水を活かした地域づくり推 進事業	・市町、企業等地域のグループが行う名水を 活かした地域づくりに関する活動への支援	10,000
		「ふくいのおいしい水」認 定・発信事業	・県内各地の名水の水質検査、おいしい水の 認定	2,941
		公共用水域常時監視事業（再 掲）	・水質の常時監視 （海域33地点）	
水環境の保全 (ウ 地下水 汚染の防止と 浄化の推進)	海域の水質常時監視を実施するほか、主要な海水浴場において大腸 菌や0-157などの水質検査を徹底し、安全性を確認します。	海水浴場水質調査	・海水浴場の水質調査	766
	漁場環境の監視や生物モニタリング調査などの水質汚濁等に関する 情報の収集により、沿岸海域および内水面の水域環境の保全を図り ます。	漁場保全対策推進事業	・漁場環境総合検討会の開催 ・漁場環境の監視とモニタリング調査	2,467
	漁場や漁港内に浮遊・漂着した廃棄物の回収や海底の堆積物の除去 を実施し、漁場環境の保全を図ります。	海面環境保全事業	・漁港、漁場等の廃棄物の回収	9,500
	地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の地下水への浸透の防 止を徹底します。	工場排水取締強化事業（再 掲）	・工場立入による監視・指導	
水環境の保全 (エ 土壌汚 染防止対策の 推進)	汚染の早期発見のため、今後とも、市町村等を通じて土地利用など の実情を十分把握しながら、効果的な地下水調査を継続的に実施し ます。	地下水質監視調査	・概況調査 年60地点 ・汚染井戸周辺地区調査 ・定期モニタリング調査	4,487
	汚染発見時には、飲用等による健康影響の防止を最優先に、地下水 の利用者をはじめとする当該地域住民への速やかな情報提供を行 います。			
	科学的な調査等の実施により、汚染原因の究明を行うとともに、汚 染者負担の原則に基づき浄化対策の実施・指導を進め、汚染の拡大 を防止します。			
	有害物質取扱い工場・事業場に対し、汚染防止の指導を徹底しま す。	土壌汚染監視調査	・土壌汚染対策法に伴う土地の汚染状況調査	275
水環境の保全 (オ 地盤沈下 の防止)	有害物質取扱い工場・事業場の利用形態の変更や移転に際しては、 土壌汚染状況調査や必要な対策を指導します。			
	汚染が判明した場合には、「指定区域」に指定し、情報を公表しま す。			
	土壌汚染により人の健康被害が生じるおそれがある場合は、土地所 有者等に対し、汚染土壌の除去など、適正な土壌汚染対策を進めま す。			
	地盤沈下を早期に発見するため、地下水位と地盤沈下量の監視を実 施します。	地盤沈下防止対策事業	・観測井での常時監視	126
	「福井県地盤沈下対策要綱」に基づき、地盤沈下地域において地下 水の揚水制限や地下水利用の抑制に関する指導を徹底します。			
水環境の保全 (カ 地下水 の持続的な利 用の確保)	地下水位の低下を防止するため、節水の合理化や雨水の地下浸透な どの対策を推進します。	地下水位観測事業	・地下水の定点観測	432
	地下水を散水しない、あるいは節水型の消雪技術の開発と普及に努 め、冬季における地下水の過剰揚水を防止します。	地中熱融雪研究事業（再掲）	・基礎杭利用地中熱融雪の橋梁での適用に 関する実証化研究	
	工業用水や水道用水に河川水やダムの水を利用し、地下水の過剰揚 水を防止します。	県管第一工業用水道事業 福井臨海工業用水事業 日野川地区水道用水供給事業 坂井地区水道用水供給事業	・地下水を利用して企業や市町村に河川 水等を浄化して供給することによる地下水 の過剰揚水の防止	5,820,315

大気環境の保全	大気汚染テレメータシステムにより、県内全域の大気汚染状況の常時監視を実施します。	テレメーター常時監視事業	・観測局における大気状況の常時監視測定（38局）	104,064
	工場・事業場から排出される大気汚染物質の排出を抑制するため、指導、規制を徹底します。	煙道行政検査	・ばい煙発生装置のある大規模工場等の立入検査（22工場）	1,733
		工場立入検査指導事業	・工場立入による監視・指導	96
		アスベスト飛散防止監視事業	・製造工場等の立入検査 ・発生源等での濃度測定	5,142
		大気汚染物質排出量総合調査	・ばい煙発生施設へのアンケート調査	246
		有害大気汚染物質監視調査	・優先取組物質の大気環境調査（11項目・5地点）	2,336
		揮発性有機化合物行政検査	・排出施設における測定・指導	263
	硫酸酸化物や窒素酸化物の排出量の多い工場等については、地域特性や排出形態等に応じて公害防止協定を締結すること等により、排出抑制対策に取り組みます。			
	県内における大気中のPM2.5の実態調査を進め、ディーゼル車等の排ガス等による粒子状物質の排出抑制策を検討します。			
	光化学オキシダントの高濃度時には、住民の健康被害を防止するため、注意報の発令等を市町村と連携して迅速に行うとともに、事業者に対し、燃料使用量の削減を要請します。			
	低公害車や低燃費・低排出ガスの普及を促進します。	低公害車導入促進事業（再掲）	・通常車より価格が高い低公害車購入補助への助成（電気・ハイブリッド・天然ガス300台）	
	県が保有する公用車を計画的に低公害車へ切り替えます。			
騒音・振動・悪臭防止対策	不要なアイドリングや急発進の自粛、ノーマイカーデーの実施など、環境に配慮した自動車の使用に率先して取り組むとともに、その普及を図ります。	生活交通活性化推進事業（再掲）	・福井県生活交通活性化会議の開催 ・ノーマイカーデーなどの広報、啓発	
		交通安全3S運動ステップアップ事業	・県民参加型の交通安全スロー、シグナル、シャイン（3S）運動の展開	1,841
	道路に面する地域住民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を行います。	自動車騒音常時監視事業	・自動車騒音の常時監視（8区間）	5,082
	新たに道路を建設する際には、必要に応じ、緩衝緑地帯の整備や道路構造の改善など自動車走行に伴う騒音・振動に対する対策に取り組みます。			
	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、平成16年11月の改善期間までにすべての家畜排せつ物の野積み改善するため、処理施設や堆肥化施設の整備など環境改善施設の整備を進めます。			
災害時・緊急時における環境保全対策	騒音・振動・悪臭については、とりわけ市町村の役割が大きいことから、今後とも連絡を密にするとともに、必要に応じて地域指定などの見直しを進めます。	騒音振動防止対策事業	・規制地域の変更、実態調査等	218
		悪臭防止対策事業	・規制地域の変更、実態調査等	461
	災害・緊急時の特性に応じて、速やかに大気や水質等の調査を実施し、結果を公表します。			
	重油等による大規模な海洋汚染に対しては、国等の関係機関と連携し、迅速で的確な対応を図ります。			
	有害物質保有情報の集積など、二次的な環境汚染を防止するための事前対策に努めます。			
3 - 1 小 計				9,695,560

3 - 2 化学物質等による環境汚染の防止

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H18当初
化学物質対策の推進（アダイオキシン類の排出抑制と監視の徹底）	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設設置者に対し、排出基準や構造基準の遵守、自主測定結果の報告の徹底などを指導します。	ダイオキシン類行政検査事業	・特定事業所のダイオキシン類検査（大気排出12事業所）	3,503
	県内の特定施設等からのダイオキシン類排出総量の把握とその削減に努めます。			
	小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するよう強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。			
	ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化や分別の徹底を推進します。			
	大気・水質・土壌等の環境中におけるダイオキシン類の実態調査を継続的に実施するとともに、食物由来も含めた人の摂取量等について、調査研究を推進します。	ダイオキシン類常時監視事業 化学物質対策調査研究事業	・大気、水質、底質、地下水、土壌の常時監視調査 ・ダイオキシン類等の汚染の実態解明および低減化等に関する調査研究	11,794 38,666
化学物質対策の推進（イ環境ホルモンの実態調査と対策の検討）	環境汚染や健康被害の未然防止を図るため、環境ホルモンに関する正確な情報を収集するとともに、正確で分かりやすい情報を提供します。			
	環境ホルモンの環境中での実態調査をはじめ、環境影響や排出抑制技術等に関する調査・研究の推進に努めるとともに、発生源に対してはその削減を指導します。	化学物質対策調査研究事業（再掲）	・ダイオキシン類等の汚染の実態解明および低減化等に関する調査研究	
化学物質対策の推進（ウ農業の安全使用と低減化の推進）	農耕地・ゴルフ場での農薬の使用等に対し、水質調査等の監視をより一層強化します。	薬剤防除安全確認調査	・松くい虫防除薬剤の気中濃度、水質調査	2,704
	農薬の適正な販売・使用を徹底するため、農業安全使用講習会の開催や農業管理指導士の認定および「農作物病害虫防除指針」の策定を継続的に実施します。	農業安全対策事業 病害虫防除所運営事業	・農業管理指導士研修会の開催 ・講習会、研修会の開催 ・農作物病害虫防除指針の作成	1,329 3,025
	農薬の安全使用を徹底するとともに、農業や化学肥料を極力使用しない環境に配慮した栽培技術の研究・推進に努めます。	特別試験事業（再掲）	・ウメ栽培における減農薬と剪定枝等園内未利用資源の活用技術の確立	
	既に使用が禁止されている古い農薬等の環境への流出防止に向けて、農業協同組合等を通じて農薬の回収を徹底するなど、適正な管理・処分を行います。			
	減農薬をめざした主要病害虫の防除技術の確立に取り組みます。	一般試験研究事業	・フェロモンを利用した病害虫防除技術の確立	884
	「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）に基づく有機農産物や有機農産物加工食品の認証制度や、農業・化学肥料の使用の低減に取り組む農業者を認定する「エコファーマー」制度、県独自の「福井県特別栽培農産物認証制度」を生産者・消費者の双方に普及します。	環境調和型農業ふくいモデル推進事業 有機農産物等認証制度推進事業	・集団で環境調和型農業に取り組むエコファーマーを中心としたモデル集団への技術習得や設備導入、販売促進の支援 ・県特別栽培農産物認証制度の推進	9,100 13,413

化学物質対策の推進（工 PCBの適正な保管・処理の推進）	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等に基づき、国と協力して P C B 廃棄物を確実に適正に処理します。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金拠出金	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理を推進するための基金への拠出	13,000
	P C B 廃棄物の保管状況等の把握に努めるとともに、事業者に対し、適正な保管・管理について指導を徹底します。	北海道 P C B 廃棄物処理事業広域協議会等負担金	北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会に要する経費の一部負担	213
化学物質対策の推進（オ 化学物質等による環境汚染・健康影響の未然防止）	化学物質の人に対する健康影響に加えて、生態系への影響についても、情報の収集・解析や調査研究を進めます。	化学物質環境汚染実態調査	・環境省からの委託によるモニタリング調査	217
	未規制の化学物質の使用について、必要に応じて新たな規制・指導を検討します。	有害大気汚染物質監視事業（再掲）	・優先取組物質の大気環境調査（11項目・5地点）	
情報の整備と提供（ア 情報の整備）	化学物質を取り扱う事業者に対し、P R T R法の普及を図り、事業者自身による化学物質の管理と使用量の削減を促進するとともに、適切な化学物質対策を進めるため、P R T R制度で得られたデータの整備を強化します。			
	ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質について、より正確な情報を収集します。			
情報の整備と提供（イ 情報の提供）	研修会などを通じて、化学物質等安全データシートの活用等を周知し、化学物質や化学物質を含む製品に関するスムーズな情報提供を図ります。			
	県民に対し、化学物質に関する情報をわかりやすく提供していきま			
3 - 2 小 計				97,848

3 - 3 温暖化防止対策等、地球環境の保全

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H18当初
温室効果ガスの排出抑制（ア 省エネルギーの推進）	環境自主行動計画の策定等を通じて、省エネルギーに配慮した計画的・継続的な事業活動を促進します。	I S O 1 4 0 0 1 推進事業（再掲）	・県庁における I S O 1 4 0 0 1 の運用	
		④ 温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の展開	・推進会議の開催 ・「LOVE・アース・ふくい」の参加登録（推進宣言・実行宣言） ・地球温暖化防止活動推進センターの活用	0
	エネルギーの使用の合理化、再生資源の利用等に取り組む中小企業に対し、指導員を派遣等により、実状に即した解決策を具体的に支援し、エネルギー使用合理化設備の導入を促進します。	④ グリーン経営認証取得支援事業	・運送業者の認証取得経費を助成	1,600
	省エネルギー診断や設備の改善、省エネルギー効果の検証等の包括的なサービスを提供する E S C O 事業に関する情報を提供し、その活用を促進します。			
	「環境ふくい推進協議会」、「アースサポーター」（地球温暖化防止活動推進員）等を通じて、省エネルギーなど環境とエネルギーの関わりについて県民の理解を深めるとともに、家庭における省エネルギーの取組みを促進します。	地球温暖化防止計画推進事業	・アースサポーター、アースリーダーを活用した実践活動モニター事業 ・地球温暖化対策推進会議の開催	586
		④ 温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の展開（再掲 P 5）	・推進会議の開催 ・「LOVE・アース・ふくい」の参加登録（推進宣言・実行宣言） ・地球温暖化防止活動推進センターの活用	
		④ 地域で進める地球温暖化対策支援事業	・地域協議会設立の促進 ・地域協議会ネットワークづくり	400
温室効果ガスの排出抑制（イ 新エネルギーの導入）		グリーン購入推進事業（再掲）	・セミナー、キャンペーン等を実施し、グリーン購入を全県的に推進	
	地球温暖化防止活動推進センターを設置し、情報提供などセンターの活動を通して自主的な取組みや団体の活動を支援します。	④ 温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の展開（再掲）	・地球温暖化防止活動推進センターの活用	
	街灯などの照明の効率化を通じて、省エネルギーの推進を図ります。	トンネル照明省エネルギー化研究事業	・車両の通行量に応じたトンネル照明の調光制御の研究	2,625
	風力・太陽光など新エネルギー設備を率先して導入することにより、導入効果の検証を進め、その普及を図ります。	太陽光発電等住宅設備設置促進事業	・太陽光発電等の住宅設備設置費への助成	282,000
		太陽光エネルギー利用技術開発研究	・太陽光に反応する新しい触媒の研究 ・太陽光集光システムの技術研究	26,565
		シリコン薄膜太陽電池開発研究	・安価で良質な結晶シリコン薄膜を利用した、安価で高効率な太陽電池の開発	27,510
	県管住宅団地など県有施設において、太陽光発電設備を設置するモデル事業に取り組みます。			
温室効果ガスの排出抑制（ウ 環境負荷の少ない交通対策の推進）	福井県の気候、風土にあった省エネルギーや太陽光発電などの新エネルギー設備を取り入れた環境共生住宅の普及を図ります。	太陽光発電等住宅設備設置促進事業（再掲）	・太陽光発電等の住宅設備設置費への助成	
	水力発電とともに環境負荷の少ない風力発電を行い、石油代替エネルギーを確保します。	水力発電事業	・中島、滝波川第一、真名川、山口、中島第二、広野（6か所）における水力発電の実施	2,406,649
		風力発電事業	・福井市国見岳における風力発電の実施	37,420
	地中熱利用の融雪システムや雪のエネルギーを利用した空調システムなど、環境負荷の低減をめざした雪対策技術等の開発を進めます。	地中熱融雪研究事業	・地中熱による融雪の橋梁での適用に関する研究	1,308
		基礎杭利用地中熱空調システム実用化研究事業	・環境負荷のない自然の冷熱源の空調システムへの応用	962
	未利用木質資源の多角的な利用および化石燃料の使用抑制を図る観点から、バイオマスエネルギーとしての利用の検討を進めます。	バイオマスエネルギー生産技術開発研究	・木質バイオマス資源からメタン、アルコールなどの高効率な生産を目指した基盤的研究	24,990
温室効果ガスの排出抑制（ウ 環境負荷の少ない交通対策の推進）	不要なアイドリングや急発進の自粛、ノーマイカーデーの実施など、環境に配慮した自動車の使用に率先して取り組むとともに、その普及を図ります。（再掲）	生活交通活性化推進事業（再掲）	・福井県生活交通活性化会議の開催 ・ノーマイカーデーなどの広報、啓発	
		交通安全 3 S 運動ステップアップ事業（再掲）	・県民参加型の交通安全スロー、シグナル、シャイン（3 S）運動の展開	
	公用車への低公害車の率先導入に努めるとともに、県民や事業者への低公害車の普及を図ります。	低公害車導入促進事業	・通常車より価格が高い低公害車購入補助への助成（電気・ハイブリッド・天然ガス 300台）	18,378
	環境負荷の少ない車両による配送を求める「グリーン配送」の導入や物流の効率化について検討を進めます。			
健康長寿バイスクル事業	健康によい環境にもやさしい乗り物としての県民の自転車利用を促進します。	健康長寿バイスクル事業	・ホームページ、広報による自転車利用の喚起	0
	電車やバスなどの公共交通機関の利用促進を図るための都市づくりについて検討を進めます。	福井都市圏総合都市交通体系調査事業	・交通実態調査（パーソントリップ調査）等による都市圏の望ましい総合都市交通体系のあり方を行政機関や交通事業者などへ提案	60,000

	駅周辺での駐車場や駐輪場の整備によるパークアンドライド、サイクルアンドライドの推進等により、電車・バスなどの公共交通機関の利用を促進します。	新) ノーマイカー交通促進支援事業	・市町等が行う公共交通の利便性向上や地域ごとの課題に応じた調査・実験、利用促進の取組みに対する支援	35,000
		生活交通活性化推進事業	・福井県生活交通活性化会議の開催 ・ノーマイカーデーなどの広報、啓発	1,072
		パークアンドライド渋滞対策モデル事業	・モデルケースとして鉄道駅周辺へのパークアンドライド型の駐車場整備	7,500
		パークアンドライド型駐車場管理事業	・鉄道駅周辺に整備したパークアンドライド型駐車場の維持管理	394
	地域住民の足となる生活交通を維持するとともに、コミュニティバス、福祉バスの導入など新たな取組みを促進します。	生活バス路線確保対策事業	・生活バス路線における運行経費等の補助	441,350
		フレンドリーバス運行事業	・県立施設と福井駅を結ぶ無料送迎バスの運行	15,516
温室効果ガスの排出抑制 (エ 省エネルギー型の都市構造の構築)	土地利用の規制等により、コンパクトな市街地に誘導することで、エネルギー利用の効率性の向上を図る。			
森林資源の保全と利用	本県の総面積の75%を占める森林の適切な保全や植林・保育・間伐等の森林整備の着実な推進を図り、森林による二酸化炭素の吸収源対策を推進します。	共生保安林整備事業	・快適な生活環境の保全、形成を図るための総合的森林整備	224,700
		保安林改良・保育事業	・荒廃保安林の改植等	401,940
		保安林整備管理事業	・保安林の指定・解除等 ・保安林の適正かつ円滑な整備管理	9,656
		造林補助事業	・保育、間伐等の森林整備の助成	1,935,275
	森林整備を確保するための支援体制や具体的な整備手法等について検討を進めるとともに県民参加による森林づくりを推進します。	森林整備地域活動支援交付金事業	・日常の森林管理活動に対する支援(交付金の交付)	327,000
		新) 森と里と海をつなぐ人づくり事業	・源流から海までの連関を体感するための学習会や体験活動の実施	1,000
		新) 「ふくいの森と人」活動促進事業	・シンポジウムや活動展示会の開催	950
		新) 全国植樹祭開催準備事業	・基本構想の策定 ・植樹木の検討、苗木等の養成	15,400
	炭素の長期にわたる貯蔵および化石燃料の使用量抑制のため、再生可能な資源である間伐材等木材および木質資源の公共施設や公共工事での積極的な利用を推進します。	新) 苗木のスクールステイ推進事業	・小学生による植樹採用苗木の育成	1,700
		県産材利用推進対策事業(再掲)	・協議会、講習会の開催 ・情報誌等によるPR活動、イベントの支援	
		新) 木の香るふくいの環境づくり推進事業	・県民が身近に使える木製品の開発 ・開発した木製品を活用した花と緑にあふれた地域づくり	10,500
		公共土木資材利用開発事業	・研究会の開催 ・普及パンフレットの作成 ・設計基礎調査、研究等	1,100
		県産間伐材流通促進対策事業	・間伐材の搬出補助 ・認証制度	56,000
		間伐促進緊急特別対策事業	・間伐の実施が比較的遅れている高齢級の森林整備に対する支援	18,000
		新) 県産材生産流通システム確立事業	・未利用間伐材の供給体制づくり	18,500
	「近くの山の木で家をつくる運動」の展開等を通じて、住宅等での木材(県産材)の利用拡大を促進します。	県産材利用推進対策事業(再掲)	・協議会、講習会の開催 ・情報誌等によるPR活動、イベントの支援	
		県産材利用情報ネットワーク整備事業(再掲)	・県産材の利用・供給等の情報収集、提供	
		「ふくいの森とつながる家づくり」推進事業	・県産材住宅の広報、施主の募集等への助成 ・県産材の特性を活かした内装材等の開発、実証	1,010
		新) 「ふくいの木」普及支援事業	・県産材に関する情報提供のためのHP開設支援	1,450
	森林生態系に配慮した多様な森林施業などの知識・技術を有した若い労働者をはじめとする森林整備を担う人材の確保・育成を図ります。	新) ゆとりと安心の住まい支援事業	・県産材を活用した住宅への助成	176,000
		森林整備担い手育成確保総合対策事業	・新規林業者の募集、研修等の実施	33,688
		森林組合等経営基盤強化対策事業	・研修会、協議会等の実施 ・森林地図情報整備、事業提携の推進 等	2,994
フロン回収・破壊の推進	フロン回収破壊法に基づき、フロンの回収・破壊が適正に行われるよう、回収を担う登録業者等に対する監視・指導を徹底します。	フロン回収推進事業	・フロン回収の普及啓発 ・フロン回収、引取業者の登録	124
	オゾン層やフロン回収等に関する情報を県民に提供するとともに、回収・破壊費用の負担について周知・徹底します。			
酸性雨の監視	国が実施する酸性雨対策調査へ参画するほか、県内の酸性雨の実態を継続的に実施します。	酸性雨監視調査事業	・環境省の委託による酸性雨モニタリング調査等(国設酸性雨測定所、夜叉ヶ池等)	3,024
	自然的・人為的要因が見られない夜叉ヶ池において、酸性雨による湖水への影響や土壌の緩衝能力に関する調査を実施します。	酸性降下物の環境影響解明研究事業	・酸性降下物による環境影響発生メカニズムの解明と影響発生の防止	3,048
国際環境協力	環境保全や国際環境協力に関する情報を整備・発信するとともに、これらの情報の提供等を通して県民・事業者の国際環境協力を促進します。			
3 - 3 小 計				6,634,884
「地球環境の保全」 計				16,428,292

4 自然との共生

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H18当初
すぐれた自然環境の保全	白山国立公園とそれに隣接する奥越高原県立自然公園は、一団として隣接県にまで広がりを持っていることから、地域をはじめ国や関係する県等とも広く連携しながら適切に保全・管理します。	公園管理指導事業	・自然公園法に基づく許認可事務の適正な運営と管理	3,848
	越前加賀海岸国定公園、若狭湾国定公園の長距離にわたって連続するすぐれた景観や藻場などの生物の生息環境を、地域と連携しながら適切に保全・管理します。			
	自然度の高い貴重な自然を有する自然環境保全地域について、今後とも適切に保全します。	利用促進対策・環境美化対策事業	・自然公園施設の修繕等による利用促進、拠点地区の美化・清掃、登山道の草刈	5,016
		自然環境保全施設整備事業	・敦賀市池河内湿原の保全・管理	300
		⑧ ラムサール条約湿地「三方五湖」再生整備事業	・三方五湖の保全・活用の促進	11,104
		ラムサール条約湿地「三方五湖」魚類生息状況調査	・三方五湖の保全・活用の促進 ・固有魚類の生息状況調査	4,574
		自然環境保全関係新議会運営費	・環境審議会の部会の開催	798
	野生鳥獣の生息地の確保を図るため、地域の理解を得ながら、既設鳥獣保護区の適切な管理を行います。	保護区等の新設維持管理費	・保護区を明示する管理標識（制札）の設置・管理	276
		鳥獣保護員設置費	・鳥獣保護員の設置	1,892
	鳥獣保護区の新規設定に当たっては、自然公園制度や国の「緑の回廊計画」、隣県の保護区等との連携に留意しながら、計画的に広域的な生息地の確保を図ります。			
身近な自然環境の保全（ア里地・里山の保全および活用）	里地里山の二次的自然環境の生物多様性を保全するため、希少野生生物の生息・生育地として特に重要な里地里山（「重要里地里山」）を抽出し、環境学習等による活用や持続的な保全管理の方法について地域住民や市町村と連携し、部局横断的に保全活用を進めます。	人とメダカの元気な里づくり推進事業	・希少野生生物保全指導員の養成 ・地元小中学生を対象とした希少野生生物保全のための環境教育の実施	3,637
	地元住民やNPO、ボランティア等と連携しながら希少野生生物の生息地の維持管理や監視に取り組みます（福井県版グリーンワーカー制度）。			
	中山間地域等直接支払制度を推進し、農地の保全に努めるとともに、集落が行なう自然生態系の保全に資する取り組みを支援します。	中山間地域等直接支払交付金事業	・急傾斜農地等で農業生産活動を行う農業者等に対する直接支払交付金の交付	465,432
	中山間地域の棚田等が持つ公益的機能を維持・増進するため、環境との調和に配慮した農業生産基盤等の整備、地域住民による保全マップの作成や農地の保全・管理を行う組織・人材の育成を図ります。	中山間地域総合整備事業	・農業生産基盤、農村生活環境基盤、活性化施設の整備	1,425,590
		ふるさと水と土ふれあい事業	・土地改良施設の保全整備	43,410
		ふるさと水と土保全基金事業	・ふるさと保全指導員研修、推進協議会の運営等	6,300
		棚田地域等保全基金事業	・土地改良施設保全のための資機材支援	5,400
	福井県都市計画マスタープランに基づき区域区分等の都市計画制度を活用することにより、郊外での無秩序な開発を抑制するとともに、都市を取り巻く良好な自然環境を保全します。			
	農業農村の基盤整備においては、自然に親しめる生態系や景観に配慮した整備を進めます。	かんがい排水事業	・農業用排水施設の整備	2,307,900
		経営体育成基盤整備事業（ほ場整備）	・農業基盤整備、農業生活基盤整備	2,296,784
		地域用水環境整備事業	・農業水利施設と一体的に生活、環境に配慮した施設の整備	42,000
	森林所有者等の自助努力では整備が期待されない森林について、公的主体による多様な森林整備を推進します。	共生保安林整備事業（再掲）	・生活環境保全のための総合的森林整備	
	県民が森とふれあえる保健休養の場などの利用や森林生態系の保全を図るため、適切な森林の整備・保全を推進します。			
	松くい虫被害に代表される森林病虫害による森林被害対策を推進し、森林の公益的機能の維持保全を図ります。	松くい虫被害総合対策事業	・伐採駆除や薬剤散布等総合的な防除	90,841
		松くい虫被害特別対策事業	・国定公園および保全対象松林以外の倒木危険枯損松林内の松くい虫被害の防除	42,569
		ナラ類の集団枯損被害対策事業	・ナラ類の集団枯損被害の予防駆除	1,714
身近な自然環境の保全（イ身近な地域における自然環境の復元）	野鳥やトンボなど生き物とのふれあいにより四季を感じることでできる地域づくりをめざして、公共事業における多自然型工法の採用や学校ビオトープの整備への技術的支援等に取り組みます。			
	身近な自然環境が環境学習に活用されるよう努めます。			
	野鳥や昆虫、水生生物などの身近な生き物が生息し、移動しやすい中継地空間として、都市部におけるビオトープの整備を進めます。			
身近な自然環境の保全（ウ都市の緑の保全と整備）	里地里山や田園地域から市街地に緑の連続性を持たせるため、都市公園等の整備に際してはその配置に配慮するとともに、それらを相互に結ぶ道路の緑化や沿道における緑の保全と整備を図ります。			
	身近で日常的なレクリエーションの場となる公園の整備や島状緑地等の保全、工場周辺等での自然環境の保全を図ります。	テクノポート福井総合公園管理業務委託（環境美化）	・テクノポート福井内のごみ分別収集	2,823
		テクノポート福井環境整備事業（産業用地等環境整備）	・テクノポート福井内の除草	7,848
		テクノポート福井環境整備事業（汀線清掃）	・テクノポート福井内の海浜地の清掃	1,713
	福井県広域緑地計画や市町村が策定する緑の基本計画に基づき、都市内の緑地を保全・整備します。	丹南地域総合公園整備事業	・越前市吉野地区に整備する公園の用地買収	90,000
身近な自然環境の保全（エ市民活動との連携）	地域づくりの中で主体的に自然環境の保全・復元に取り組んでいる住民やNPO、団体等と連携した保全活動を進めます。	ふくい環境力向上プロジェクト推進事業（再掲）	・子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援	
	地域への指導者の派遣や活動に関する相談等の支援を組織的に行うため、自然保護を普及する拠点施設（自然保護センター、海浜自然センター等）を中核とした地域支援ネットワークの形成を図ります。			

身近な自然環境の保全（才環境学習等の場としての積極的活用）	子どもたちの遊び場や自然体験・環境学習の場となるよう、地元や市町村等と連携しながら、里地・里山の保全・活用に部局横断的に取り組みます。			
希少野生動植物の保護など生物多様性の確保（ア 分布情報の集積と保護対策）	希少野生生物の現状を把握し、保護を図るため、自然環境保全基礎調査資料や福井県版レッドデータブック作成に係る補充調査、環境アセスメント等の自然環境情報を集積します。			
	自然環境情報をもとに、開発行為による生息環境の改変に対する保全措置をはじめ、地域固有の貴重な自然環境と希少野生生物の持続的な保護対策を検討します。	人とメダカの元気な里づくり推進事業（再掲）	・希少野生生物保全指導員の養成 ・地元小中学生を対象とした希少野生生物保全のための環境教育の実施	
	農業生産基盤の整備に当たっては、ため池、水路、棚田など農村環境に依存してきた野生生物の生息環境の保全および環境との調和に配慮します。	農業農村環境計画策定事業	・市町による農村地域における環境への配慮や保全にかかる基本的な計画、具体的な方策の策定等	3,750
		新水田生態系再生研究事業	・水田の生態系保全に配慮した整備技術の確立	5,000
	公共事業等による生息環境の改変を極力避けるため、事業者に対し施設配置計画や工法の検討などの配慮について指導・調整します。			
希少野生動植物の保護など生物多様性の確保（イ 移入種問題の検討）	ブラックバス、ブルーギル等の移入種による自然生態系への影響が懸念されるため、移入種の侵入防止、駆除などの対策について規制強化も含め検討を行います。	ブラックバス・ブルーギル駆除事業	・外来魚（ブラックバス・ブルーギル）の分布状況や生態調査および効率的な駆除方法についての検討、開発 ・外来魚駆除にかかる経費の助成 ・外来魚撲滅に向けた普及啓発活動	2,900
野生鳥獣と人間社会との共生	自然を構成する重要な要素である野生鳥獣と人との共生をめざすため、第9次鳥獣保護事業計画（H14～18年度）を着実に実施します。	鳥獣害のない里づくり推進事業	・体制強化対策（人づくり、体制整備等） ・戦術強化対策（ハード対策、普及啓発等） ・有害鳥獣捕獲物処理対策	82,000
	森林に被害を及ぼす野生鳥獣との共生をめざした、被害回避技術や施業技術の開発・普及に努めます。	造林補助事業（獣害回避対策）（鳥獣害のない里づくり推進事業に含む）	・鳥獣害防止施設等への助成	（事業費は造林補助事業に含む）
	生息数が増加し、分布域も拡大しているシカについて、科学的、計画的に個体数管理を行うため策定した特定鳥獣保護管理計画を着実に進めます。	特定鳥獣保護管理計画推進事業（鳥獣害のない里づくり推進事業に含む）	・特定鳥獣保護管理計画に基づく事業の実施効果のモニタリング	（事業費は鳥獣害のない里づくり推進事業に含む）
	農林業被害を増加させているシカやイノシシ等について、適切な駆除が実施されるよう市町の有害獣駆除事業を支援します。	有害獣駆除対策事業	・市町が実施する有害獣駆除に係る経費の一部補助	（事業費は鳥獣害のない里づくり推進事業に含む）
	野生獣による農作物被害を予防するため、防護柵の設置やバトリール威嚇に取り組みます。			
	最先端技術を活用しながら近県と連携してクマの行動、生息状況等に関する情報の収集・解析を行い、出没予測に基づいた確かな対策を講じることにより、クマによる人身被害を防止します。	ツキノワグマ広域調査事業	・GPS（衛星を活用した位置測定システム）を用いたクマの行動調査、ドングリ類調査、生息数調査、専門職員の養成	4,522
自然とのふれあいの推進（ア 県民ニーズに合った自然公園等の施設整備）	園地、歩道、駐車場、便所など、自然の中でより快適に活動できる施設を改修、整備します。なお、施設整備に当たっては透水性舗装などの自然への負荷軽減に配慮します。	自然公園等整備事業	・国定、県立自然公園等の公園施設の整備	209,215
	自然の仕組みの学習など自然観察のための施設を整備します。			
	湿原における植生踏み荒らし防止のための木道など、貴重な自然を保護するための施設を整備します。			
自然とのふれあいの推進（イ 自然観察会等ソフト対策の充実および人材育成）	自然保護を普及する拠点施設等を中心に、農林業体験活動等との連携を図りながら、自然観察会や多様な自然の姿を五感で体験する講座等、本県の豊かな自然を体感する幅広いソフト事業の充実に取り組みます。			
	市町村や学校、各種団体と連携して優れた自然環境保全の重要性について一層の普及啓発を進めます。			
	自然保護センターや海浜自然センターを活用し、県民ニーズに対応した自然体験学習の場と機会を提供します。	自然保護意識の普及啓発事業	・自然保護センター（自然観察会、愛鳥教室、天体観望会、リーダー養成講習会等） ・海浜自然センター（親子ふれあい教室、スノーケリング、自然体験講座等） ・ナチュラリストの研修・養成	6,467
	自然に関心を持つナチュラリストや自然観察会等の指導ができるナチュラリストリーダーを養成します。			
	観察会・地域活動の指導者・助言者として、農林業従事者など幅広い分野の人材に協力を得て、指導者派遣などの多様なニーズに対応します。			
	子どもの食農・環境に関する環境学習を支援し、次代を担う農業者の確保や農業農村の持つ多面的機能に対する関心の醸成に取り組みます。	福井の豊かさを支える農業農村環境学習推進事業	・小学生等に対する農業農村の多面的機能についての学習実施 ・学習のための簡易な施設整備	750
	森林や林業と人とのかかわりあいを深め、森林の持つ多面的な機能と環境の大切さについて理解を図るため、野外・体験学習会の開催やジュニアフォレストサポーターの養成に取り組みます。	もり人づくり事業（再掲）	・学校教育と連携した森林、林業体験学習 ・指導者の養成等	
	地域の豊かな自然・文化や農林漁業体験を楽しむエコツーリズム、グリーン・ツーリズムの推進を図ります。	人とメダカの元気な里づくり推進事業（再掲）	・越前市白山・坂口地区におけるエコツーリズム実施の支援	
		美しい三方五湖再生事業（再掲）	・三方五湖の特性を活かしたエコツーリズムの推進	
		新エコ・グリーンツーリズム強化推進事業	・意欲ある地域が実施する滞在型体験プログラムやコースの企画、実施を支援	5,800
自然とのふれあいの推進（ウ 森や水辺でのふれあいの機会や場の創出）	生態系や親水性に配慮し自然と共生した水辺環境を復元するとともに、まちづくりと一体となった良好な水辺空間を整備・保全することにより、気軽に水に親しむことができる安心な水辺の復元や創出を進めます。	総合流域防災事業(利用推進)	・地域で活動する市民団体、教育関係者等と行政が協力して良好な水辺環境の創出・保全、河川を利用した環境学習や自然体験活動の場の整備を推進	40,000
		河川激甚災害対策特別緊急事業	・福井豪雨で被害を受けた足羽川における河床掘削、低水護岸、堤防補強等	6,000,000
	小学校に近い河川において、自然の状態を極力残しながら、水辺に近づける河岸や瀬・淵、せせらぎの創出、遊歩道の整備などを進め、身近な遊び場・教育の場として活用します。	総合流域防災事業(利用推進)（再掲）【水辺の楽校プロジェクト】	・子どもたちが河川で行う自然体験・自然学習の推進（プロジェクトに伴う、大野市真名川・福井市狐川の整備）	
	子どもたちが「水辺に親しみ・学び・遊ぶ」機会の提供や支援を行います。	ふくい環境力向上プロジェクト推進事業（再掲）	・子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援	
	市街地周辺や自然環境の優れた地域の森林において、地域住民のニーズに対応した生活環境や自然環境を保全・創出するための森林整備を進めます。	共生保安林整備事業（再掲）		
		県民もりづくり推進事業	・緑化の普及啓発等	4,760
		新「地域の森を未来に」活動普及事業	・鎮守の森のマップづくりや保存活動	2,000

自然環境基礎データの収集と活用（ア データの収集、分析、情報提供）	「みどりのデータバンク調査」や「福井県版レッドデータブック」を始めとする県内の自然環境に関する基礎データに加え、データの更新や新たな分野のデータ収集を進めます。	鳥類生息調査事業	・福井県に飛来する鳥類の生息状況の把握（渡り鳥・ガンカモ科鳥類）	548
	得られたデータを地元自治体や住民の「宝」として認識されるよう、市町村毎にわかりやすくまとめ、情報提供に努めます。			
	子どもたちに地元の自然のすばらしさや現状について理解を深めてもらうよう、工夫したパンフレットを作成します。			
自然環境基礎データの収集と活用（イ 自然環境基礎データ等を活用した自然環境保全の方針等の策定）	各種調査事業等により蓄積された県内の自然環境基礎データ等を活用し、生物多様性保全や景観保全の観点による地域に根ざした自然環境保全方針の策定を検討します。			
緑の確保など自然環境等への配慮	公共事業の実施に当たっては、環境に関する現況調査を行い、地域特性を踏まえた適切な工法を採用します。			
	里山や田園地域の保全等による環状緑地や、道路の緑化による放射状緑地の形成を図ります。			
	公共施設の整備に当たっては、周辺景観への配慮や緑化、オープンスペースの確保に努めます。			
	道路法面の緑化・植栽を実施し、自然の回復と景観への配慮に努めます。			
	多自然型川づくりの方針に基づき、生物の生息・生育環境や自然景観の保全の観点に立った川づくりを進めます。	ふれあいの川づくり推進事業	・良好な河川空間を維持・保全するために、草刈や平坦化している河床に瀬と淵の復元を図る河床整形を実施	270,900
	生態系や景観等自然環境が優れた渓流の個々の特色を活かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを推進します。	通常砂防事業	・建設発生土を有効利用するなど溪流環境整備計画に基づく砂防事業の実施	105,000
健全な水循環の確保	地下水の過剰揚水の抑制や透水性舗装の推進、適正な水田の管理や森林の整備・保全などを通して、水循環の確保を図ります。			
	本県の水資源・水循環の現状を把握し、流域の実状に応じた水循環の健全化に向けた方策等の検討を進めます。	水資源対策事業	・水資源利用のための連絡会議の開催、水意識の普及啓発	445
	安定した水資源を確保するため、水源のかん養機能が低下した森林を保水力の高い「緑のダム」として整備するとともに、農用地の保全を進めます。	水源地域整備事業	・水源地域の荒廃森林の総合的整備	394,170
	農地や農業水利施設が有する地下水かん養機能などの多面的機能を維持・保全するため、地域住民参画による管理体制の整備や地域活動の支援に取り組みます。	地域用水機能増進事業	・生活用水、防火用水、環境用水などの地域用水機能を維持・増進するための計画策定や支援活動、施設整備の実施	88,680
		地域水利施設活用事業	・農業水利施設が有している多面的機能を十分に発揮するため、地域住民等の参画による管理体制を整備	78,580
		農地・農業用水等保全管理手法モデル事業	・農地、農業用水等の保全管理の状況把握、実践活動およびその検証	46,000
良好な景観の確保と形成（ア安らぎと親しみのある景観の形成）	安らぎとうるおいを与える良好な都市景観の形成を図るため、地域の気候・風土に合った街路樹等の植栽および維持管理を行います。	街路緑化事業	・県管理街路樹の管理	57,504
	里山や鎮守の森、棚田等の整備、石積みの水路の保全・復元などにより、ふるさとの美しい風景を残します。	④ アカタン砂防歴史遺産活用促進事業	・アカタン砂防堰堤群の利活用促進のための周辺整備	7,800
	道路法面の緑化・植栽を実施し、自然の回復と景観への配慮に努めます。			
	海岸域における動植物の生息・生育環境への配慮や砂丘と海岸林が一体となった自然景観に配慮しながら、自然豊かな親しまれる海岸および砂丘環境の保全に取り組みます。	海岸保全施設整備事業	・漁岸環境の保全	
		漁港環境整備事業	・漁港、場施設の環境保全	40,000
		海岸環境整備事業	・離岸堤、遊歩道等の整備	210,000
		海岸保全施設整備事業	・農地海岸保全施設の整備	112,000
		港湾環境整備事業	・緑地、広場、植栽等の整備	59,000
		環境配慮型漁場保全事業	・沿岸漁場の機能維持、環境保全および環境に配慮した漁礁の整備	9,393
	海岸の背後地の植栽や養浜、親水緑地等の整備を進め、海岸環境の保全・復元に取り組みます。	海岸侵食対策事業	・海岸保全施設の整備	126,000
		海岸環境整備事業	・海岸環境の整備	510,000
		海岸環境整備事業	・侵食対策（離岸堤、突堤等）および環境整備（養浜工等）	130,000
	まちの美観を損なうごみの散乱や不適切な屋外広告物掲示の防止に取り組みます。			
良好な景観の確保と形成（イ 環境美化運動の促進）	県民の環境美化意識を醸成し、身近な街並みや河川・海岸の美観、美しい景観を維持するため、環境月間や河川愛護月間における普及・啓発活動に積極的に取り組みます。	クリーンアップふくい推進事業（再掲）	・クリーンアップふくい大作戦の実施（年4回） ・クリーンエリア宣言事業所の推進	704
	県下一斉の美化活動やポスターコンクール、街頭キャンペーンに取り組み、自主的な美化活動を促進します。	クリーンアップふくい推進事業	・クリーンアップふくい大作戦の実施（年4回） ・クリーンエリア宣言事業所の推進	
		海面環境保全事業（再掲）	・漁港、漁場等の廃棄物の回収	
		地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	・各地区での自主的な河川愛護活動に対する助成	14,300
		敦賀港・福井港親水空間環境美化推進事業	・環境美化、ゴミ分別作業	6,062
歴史的・文化的環境の保全	歴史文化を活かしたまちづくりを進め、うるおいのある住空間の整備や歴史・文化に根ざした個性的なまちづくりを進めます。	文化財保存修理等補助金交付事業	・指定文化財の保存修理	34,167
		福井の伝統的民家普及促進事業	・伝統的民家の新築、改修に対する助成等	23,050
	重要伝統的建造物群保存地区にあっては、歴史的風致を維持し、日常生活と調和を図りながら保存します。	重要伝統的建造物群保存地区整備事業	・市町が行う伝統的建造物群の保存修理に対する助成	4,227
	歴史に関連する道や古い歴史の面影を残す街道を調査し、その経過や現状を明らかにしながら、保存・整備・活用を図ります。	福井の歴史的建造物保存促進事業	・歴史的建造物を継承していく保存改修工事に対する助成	9,099
		「自然との共生」 計		15,566,562

5 環境意識の醸成

5 - 1 環境教育・環境学習の推進

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H18当初
体系的な環境教育・環境学習の推進（ア体制の整備）	県民・団体・事業者の自主的な取組みやパートナーシップの構築を促進するため、それぞれの活動の場、交流の場、情報収集・発信の場となる拠点の整備について検討を進めます。			
	身近な自然を保全活用しつつ、生き物とふれあい、自然の中で憩うことのできる場の整備について検討します。			
	森林環境教育の充実を図るため、指導者の養成や多岐にわたる指導者のネットワークづくりを促進するとともに、指導者が周辺の環境を活かせる効果的な施設整備を支援するなど総合的な推進体制づくりに努めます。	もり人づくり事業	・学校教育と連携した森林、林業体験学習 ・指導者の養成等	8,582
	公民館・児童館等と連携した環境教育・環境学習の取組みについて検討を進め、子どもたちの身近な場における体験活動等の充実を図ります。	ふくい環境力向上プロジェクト推進事業	・子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援	3,613
		福井・岐阜・三重・滋賀子ども環境会議開催事業	・日本まんなか共和国における4県の子どもの対象とした環境会議の開催（夏休み中に三重県で開催）	479
	環境・エネルギー関連施設の訪問等を行い、学校教育における環境・エネルギー教育を推進します。	環境・エネルギー教育支援事業	・小・中学校における環境・エネルギー教育の教材活用方法の研究、見学会の実施	25,997
		原子力・エネルギー学習環境づくり事業	・学校における原子力を含めた環境・エネルギー教育の支援（学校アトムバス・エネルギー体験教室の実施）	9,000
	地球温暖化防止活動推進センターを設置し、情報提供などセンターの活動を通して自主的な取組みや団体の活動を支援します。（再掲）			
体系的な環境教育・環境学習の推進（イ人材の育成）	学校における環境教育の充実を図るため、自然保護センターや海浜自然センター、財団法人若狭湾エネルギー研究センター等を活用し、環境・エネルギー問題に係る指導者の養成等を行います。			
	体験型学習を指導・推進するリーダーの養成など人材育成に取り組むとともに、リーダーによるネットワークの構築を図ります。	環境アドバイザー事業	・学習会等へのアドバイザーの派遣	544
体系的な環境教育・環境学習の推進（ウプログラムや教材の開発）	学校・地域・家庭・職場など、様々な場における環境教育・環境学習を効果的に推進するためのプログラムや教材の開発を進めます。			
	衛生環境研究センター、自然保護センター、海浜自然センターなど、環境学習施設における環境学習器材等の整備の充実に努めます。			
	本県の環境のすばらしさを県民自らが実感し、「環境立県 福井」を県内外へ発信する環境資源の発掘に取り組みます。			
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進（ア省資源・省エネルギーの実行）	環境自主行動計画の策定等を通じて、省エネルギーに配慮した計画的・継続的な事業活動を促進します。（再掲）			
	「環境ふくい推進協議会」や「アースサポーター」（地球温暖化防止活動推進員）等を通じて、省エネルギーなど環境とエネルギーの関わりについて県民の理解を深めるとともに、環境家計簿、環境カレンダーの利用などの身近で実践的な取組みを推進します。（再掲）	地球温暖化防止計画推進事業（再掲）	・アースサポーター、アースリーダーを活用した実践活動モニター事業 ・地球温暖化対策推進会議の開催	
		⑦ 温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の展開（再掲）	・推進会議の開催 ・「LOVE・アース・ふくい」の参加登録（推進宣言・実行宣言） ・地球温暖化防止活動推進センターの活用	
		⑧ 地域で進める地球温暖化対策支援事業（再掲）	・地域協議会設立の促進 ・地域協議会ネットワークづくり	
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進（イごみの減量化やリサイクルの実行）	「福井県産業廃棄物自主管理システム」の対象事業所の拡大を図ります。（再掲）			
	地球温暖化防止のための「環境自主行動計画」の策定の普及を通して、事業所における生産工程を改善し、廃棄物の発生抑制を促進します。（再掲）			
	製造業に対し、設計の時点から、修理や廃棄・リサイクル時のことを考慮した製品づくりに取り組むよう働きかけます。（再掲）			
	「福井県リサイクル製品認定制度」、「福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。（再掲）			
	関係機関・団体が参画した県民総参加の「ごみゼロ運動推進協議会」（仮称）を組織し、県民主導型運動を展開することにより、ごみの発生量を考えた商品選択や長期使用、ごみ排出時の分別・リサイクルの徹底などを促進します。（再掲）			
	子どもに対し、ごみの発生量をできるだけ少なくする工夫など、自分のできる取組みについて普及啓発を進めます。（再掲）			
	セミナーの開催等を通じて、買物袋持参や過剰包装の自粛など、消費者の自発的な実践行動を促進します。	⑨ 「ごみを出さない地域づくり」推進事業（再掲）	・家庭や地域におけるリサイクルの取組みや食べ残しを減らす活動を推進	
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進（ウグリーン購入の実行）	「福井県庁グリーン購入推進方針」や「福井県リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。（再掲）	環境対応事務用品購入（再掲）	・事務用品のグリーン購入	
	「グリーン購入ふくいネット」活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。（再掲）	グリーン購入推進事業（再掲）	・セミナー、キャンペーン等を実施し、グリーン購入を全県的に推進	
	消費者に対し、再生品や環境調和型製品に関する情報を情報紙やインターネット等を通じて積極的に提供します。			
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進（エ情報の提供）	インターネットや情報紙など様々な媒体を通じて、環境の現状や環境学習の場や機会に関する情報を幅広く提供するとともに、インターネットによる情報提供では子ども向けのホームページを設けるなど、利用しやすい環境を整えます。	環境情報総合処理システム	・環境情報のデータベース化および県民への情報提供	1,949
	環境関連情報の適切な提供を進めるため、今後とも、「環境情報総合処理システム」などの情報提供システムの充実を図ります。			
5 - 1 小 計				50,164

5 - 2 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H 18当初
規制的手法の活用	社会情勢の変化に応じて適切に条例等の制定や見直しを行うなど、規制的手法の活用を図ります。			
経済的手法の検討	産業廃棄物に係る税をはじめ課徴金やデポジット制度等の経済的手法について、課題を整理し、県境を越えた広域的な視点に立って、検討を行います。			
環境マネジメントシステムの推進	環境マネジメントシステムの構築は、企業における環境改善に寄与することから、講座の開設等により、県内事業所のISO14001の認証取得に向けた積極的な取組を今後とも支援します。 福井県環境ISOネットワークの充実・強化を図り、幅広い情報の交換や効果的な研修を通じて資質の向上を図ることにより、環境改善に向けたより一層の取組を推進します。 ISO14001の認証の取得を目指すことが困難な中小零細事業所等における環境マネジメントへの取組みを拡大していくため、今後、「環境活動評価プログラム」（環境省）など、より簡易な手法による環境マネジメントシステムの普及を図ります。	ISO14001推進事業	・外部環境監査 ・専門研修	1,475
自主的取組手法の推進	事業活動に伴う環境負荷や製品の環境負荷に関する情報などの積極的な開示を事業者には促すため、環境報告書などの手法の普及を図ります。 製品やサービスの環境負荷をライフサイクルアセスメントによって把握し、得られたデータを消費者にわかりやすく公表するための環境ラベルの導入について検討を促します。			
環境影響評価制度の充実	事業実態や環境問題の動向を踏まえ、必要に応じて「県環境影響評価条例」の対象事業や技術指針の見直しについて検討します。 早期段階における環境配慮の手法である戦略的環境アセスメントについて調査・研究に取り組みます。 環境アセスメントを効率的に推進していくため、アセスメント実施者や地域住民等に対し、環境関連情報の適切な提供を図ります。	環境影響評価審査事業	・環境影響評価の審査等	392
都市計画制度の活用	地域固有の産業、歴史、文化および自然を背景として成長してきた都市の個性に合わせて、適切な土地利用や都市基盤の整備を進めます。 魅力ある都市空間の創出および良好な歴史的な街並みや自然等の既存ストックの積極的な保全、活用を進めます。	総合土地対策事業	・適切な土地利用を図るための、審議会開催や土地価格の調査等	24,368
		福井の景観づくり推進事業	・美しい県土を形成する広域的な景観を保全・創出するため、景観法に基づく景観計画を策定する市町を支援	467
		（新）中心市街地活性化道路照明灯整備事業	・温かみのある街路景観等を創出するため、福井市中心部においてオレンジ色の道路照明灯を採用	10,300
	道路・下水道等公共施設の効率的な整備や、農地や里山等の環境の保全、エネルギーの効率的利用を図るため、郊外での無秩序な開発を抑制します。			
	中心市街地の土地の高度利用と空き地等を有効利用し市街地を再編することにより、まとまりのある市街地形成を図ります。			
県民・団体等との連携の強化	県民、団体、事業者、ボランティアが対等な立場に立ち、それぞれが持つ情報を共有化し、相互理解と共通認識を形成することにより、自主的な取組と相互に補完するためのネットワークやパートナーシップの構築をめざした取組を進めます。 行政と各主体とのパートナーシップの形成をはじめ、今後より一層の連携を進めるための交流の場や機会の提供に努めるため、環境ふくい推進協議会の機能の充実を図ります。 環境に関する表彰制度を創設し、環境保全意識の醸成と自発的活動の拡大を図ります。	環境ふくい推進協議会事業	・環境ふくい推進協議会を活用した普及啓発等（情報紙発行）	450
5 - 2 小 計				37,452
「環境意識の醸成」 計				87,616
総 合 計				36,960,251

2 大気関係資料

表 2 - 1 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg / m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	年平均値が0.15mg / m ³ 以下であること。

表 2 - 1 - 2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
ア ク リ ロ ニ ト リ ル	年平均値 2 μ g / m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μ g / m ³ 以下
水 銀	年平均値 0.04 μ g Hg / m ³ 以下
ニ ッ ケ ル 化 合 物	年平均値 0.025 μ g Ni / m ³ 以下

表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50λ / 時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20 t / 日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50λ / 時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及び力焼炉	原料の処理能力が1 t / 時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50λ / 時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6λ / 時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50λ / 時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg / 時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5 t / 時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20λ / 時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg / 時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3λ / 時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg / 時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg / 時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50λ / 時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1 kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg / 時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50λ / 時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10λ / 時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4λ / 時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4λ / 時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg / 時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20 t / 日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50λ / 時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35λ / 時以上
32	ガソリン機関	

表 2 - 3 - 1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2 - 3 - 2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研摩機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

表 2 - 4 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。)であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が0.5㎡以上1㎡未満であるもの 羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)が0.5㎡未満であるもの バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30λ以上50λ未満であるもの 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積が2㎡以上であるもの 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設(塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。)
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設(これらのうち密閉式のものを除く。)
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃料装置を含む。)および直火炉(15に掲げるものを除く。)

(注) 1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉(上記表の1に掲げる施設)	ばいじん	0.20 g / N m ³
廃棄物焼却炉 (上記表の2に掲げる施設)	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 (上記表の3から17に掲げる施設)	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	塩化水素	80 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 ~ 20 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 ~ 30 mg / N m ³

表 2 - 5 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類の種類

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kℓ以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kℓ以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kℓ以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
- イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が150℃以下であるもの
 - ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態で5容量比パーセントの留出量となるときの温度が150℃以下であるもの
- 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の2に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表2-6 大気汚染常時監視測定局の整備状況

(平成18年3月31日現在)

[illegible]

測定局名	設置主体	所在地	設置場所	測定項目										テレメータ 市町シ ステム				
				二酸化硫 黄酸化物	窒素 酸化物	一酸化炭素	オキシ ダント	硫酸水素 塩化水素	化学 物質 (注) SPM	交通量	風向 風速	温度湿度	日照量		放射 線収 支			
自動車排出ガス自排丹南移動局	県	福井市下六条町17字立原2丁目2-11	福井県産業会館前赤十字病院敷地内															
自排丹南移動局	県	敦賀市月見2-6-1303	敦賀地方卸売市場															
自排丹南移動局	県	鯖江市水窪町2-30-1	鯖江市健康福祉センター															
みどり号測定局	県																	
氣象三國測定局	県	坂井市三国町新保57-1-6	三国共同火力発電所															
測定局	企業	敦賀市泉171-5-7	敦賀火力発電所															
養生源監視測定局	企業	" "	" "															
特別測定局小計	8	坂井市三国町新保57-1-6	三国共同火力発電所	4	8	5	2	0	0	4	5	1	5	2	1	1	8	1
合計	43			28	37	6	25	1	1	39	12	1	40	9	2	1	38	10

(注)浮遊粒子状物質のこと

表2-7 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、平成17年度）

市 町	測 定 局	用途 地域 (注1)	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを超 えた日数 とその割合		1時間 値 の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値 が0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.04ppmを 超えた日数 (注2)	設置 主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	福 井	住	365	8724	0.004	0	0	0	0	0.023	0.009	○	0	県 市 市 市 市 市 市
	石 盛	住	361	8649	0.003	0	0	0	0	0.017	0.007	○	0	
	河 合	未	365	8728	0.003	0	0	0	0	0.020	0.007	○	0	
	大 宮	住	364	8714	0.004	0	0	0	0	0.022	0.008	○	0	
	順 化	商	365	8725	0.004	0	0	0	0	0.021	0.008	○	0	
	今 市	未	353	8562	0.004	0	0	0	0	0.025	0.007	○	0	
	社	住	363	8708	0.004	0	0	0	0	0.022	0.007	○	0	
	足 羽	未	365	8725	0.003	0	0	0	0	0.033	0.006	○	0	
敦 賀 市	敦 賀	住	365	8704	0.005	0	0	0	0	0.059	0.012	○	0	県 県 市
	和 久 野	住	361	8654	0.005	0	0	0	0	0.054	0.012	○	0	
	気 比	住	347	8359	0.004	0	0	0	0	0.036	0.009	○	0	
小 浜 市	小 浜	住	365	8727	0.002	0	0	0	0	0.019	0.005	○	0	県
大 野 市	大 野	準工	364	8719	0.002	0	0	0	0	0.015	0.005	○	0	県
鯖 江 市	神 明	住	365	8715	0.004	0	0	0	0	0.042	0.008	○	0	県 市 市
	鯖 江 東	住	365	8724	0.001	0	0	0	0	0.010	0.003	○	0	
	御 幸	住	365	8754	0.004	0	0	0	0	0.043	0.008	○	0	
あわら市	中 川	未	357	8629	0.004	0	0	0	0	0.021	0.008	○	0	広域圏 市 市 市 市
越 前 市	武 生 南	住	363	8729	0.004	0	0	0	0	0.020	0.007	○	0	
	味真野大気	住	352	8575	0.004	0	0	0	0	0.054	0.01	○	0	
	武 生 北	工	363	8721	0.005	0	0	0	0	0.034	0.010	○	0	
	武 生 西	未	358	8658	0.001	0	0	0	0	0.013	0.002	○	0	
坂 井 市	三 国	未	365	8726	0.003	0	0	0	0	0.021	0.008	○	0	県 町 町
	宿 保 育 所	住	358	8642	0.003	0	0	0	0	0.014	0.006	○	0	
	安島保育所	未	351	8508	0.003	0	0	0	0	0.015	0.006	○	0	

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、
準住居地域商：近隣商業地域・商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、
未：用途地域が定められていない地域（以下の表において同じ。）(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲
の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超え
た日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-8-1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、平成17年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）					窒素酸化物（NO+NO ₂ ）					設置 主体
			有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	1時間 値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合	1時間 値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその 割合	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とそ の割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその 割合	98%値評 価による 日平均値 が 0.06ppm を超えた	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	年平均値	
			日	時間	ppm	ppm	%	%	%	%	日	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	
福井市	麻生津	未	362	8663	0.009	0.135	0.042	0	0	0	0.032	362	8663	0.024	0.178	0.071	63.3	県
	福井	住	364	8707	0.005	0.219	0.041	0	0	0	0.036	364	8707	0.025	0.276	0.075	64.9	県
	センター	未	361	8659	0.005	0.105	0.026	0	0	0	0.029	361	8659	0.018	0.138	0.054	70.2	県
	石盛	住	363	8709	0.006	0.149	0.030	0	0	0	0.032	363	8709	0.019	0.183	0.061	66.5	市
	河合	未	365	8694	0.002	0.089	0.011	0	0	0	0.023	365	8694	0.011	0.126	0.031	84.3	市
	大宮	住	317	7568	0.005	0.110	0.023	0	0	0	0.030	317	7568	0.018	0.148	0.051	73.6	市
	順宮	住	362	8705	0.007	0.171	0.032	0	0	0	0.033	357	8609	0.022	0.219	0.064	68.2	市
	今市	未	363	8717	0.015	0.220	0.069	0	0	0	0.041	363	8717	0.034	0.271	0.107	55.0	市
	社	住	361	8681	0.005	0.151	0.024	0	0	0	0.028	361	8681	0.017	0.193	0.053	69.4	市
	足羽	住	364	8723	0.005	0.092	0.026	0	0	0	0.025	364	8722	0.015	0.133	0.051	63.2	市
敦賀市	敦賀	住	364	8697	0.007	0.127	0.025	0	0	0	0.029	364	8697	0.020	0.177	0.050	66.9	市
	和久	住	344	8348	0.002	0.074	0.010	0	0	0	0.020	344	8348	0.012	0.108	0.029	82.1	県
	気比	住	363	8713	0.007	0.114	0.027	0	0	0	0.028	363	8713	0.019	0.162	0.054	65.9	市
小浜市	小浜	住	363	8657	0.002	0.035	0.005	0	0	0	0.016	363	8657	0.010	0.062	0.021	78.7	市
大野市	大野	準工	358	8608	0.003	0.271	0.024	0	0	0	0.026	358	8608	0.011	0.317	0.050	74.2	県
鯖江市	神明	住	340	8174	0.007	0.149	0.036	0	0	0	0.029	340	8174	0.020	0.195	0.068	67.4	県
	鯖江	住	346	8305	0.005	0.112	0.034	0	0	1	0.3	346	8305	0.018	0.150	0.061	73.2	県
あわら市	原江	住	359	8598	0.002	0.085	0.008	0	0	0	0.021	359	8598	0.010	0.118	0.029	83.2	県
	芦津	準工	343	8277	0.002	0.074	0.010	0	0	0	0.022	343	8277	0.012	0.105	0.033	82.8	県
	金津	未	364	8728	0.006	0.118	0.025	0	0	0	0.026	364	8728	0.018	0.152	0.046	63.9	広域圏
越前市	武生	準工	363	8663	0.004	0.095	0.021	0	0	0	0.028	363	8663	0.016	0.134	0.047	77.1	県
	今立	住	362	8668	0.001	0.057	0.008	0	0	0	0.018	362	8668	0.008	0.089	0.026	83.5	県
坂井市	三国	未	360	8629	0.002	0.115	0.012	0	0	0	0.021	360	8629	0.010	0.185	0.033	76.9	県
	宿保育所	住	352	8502	0.002	0.091	0.011	0	0	0	0.022	352	8502	0.010	0.126	0.032	78.7	町
	安島保育所	未	361	8689	0.001	0.091	0.005	0	0	0	0.014	361	8689	0.006	0.115	0.020	80.7	町
	丸岡	住	362	8662	0.003	0.103	0.015	0	0	0	0.025	362	8662	0.015	0.142	0.039	77.7	県
	春江	未	362	8653	0.002	0.107	0.012	0	0	0	0.023	362	8653	0.011	0.148	0.037	81.9	県
	坂井	未	363	8663	0.002	0.099	0.012	0	0	0	0.023	363	8663	0.012	0.133	0.035	82.4	県
若狭町	三方	未	340	8206	0.002	0.106	0.008	0	0	0	0.016	340	8206	0.009	0.143	0.022	81.1	県

(注) 「98%値」による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 2-8-2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成17年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）					窒素酸化物（NO+NO ₂ ）					設置 主体
			有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	1時間 値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合	1時間 値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその 割合	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とそ の割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその 割合	98%値評 価による 日平均値 が 0.06ppm を超えた	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	年平均値	
			日	時間	ppm	ppm	%	%	%	%	日	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	
福井市	自排福井	準工	363	8666	0.021	0.223	0.064	0	0	0	0.034	363	8666	0.041	0.276	0.096	47.3	県
	自排月見	商	362	8721	0.031	0.271	0.085	0	0	2	0.6	362	8721	0.050	0.323	0.108	38.3	市
敦賀市	自排敦賀	商	363	8661	0.015	0.184	0.040	0	0	0	0.030	363	8661	0.033	0.231	0.066	55.3	市
鯖江市	自排丹南	準工	362	8668	0.032	0.225	0.087	0	0	9	2.5	362	8668	0.054	0.268	0.129	40.2	県

(注) 「98%値」による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 2-9-1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成17年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1 時間値 の最高値	日平均 値の 2 % 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (注)	設置 主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	麻生津 福井 センター 石盛 河合 大宮 順化 今市 社	未住	364	8742	0.028	4	0	0	0	0.388	0.064	○	0	県
			350	8444	0.025	0	0	0	0	0.136	0.054	○	0	
			355	8579	0.025	0	0	0	0	0.107	0.055	○	0	
			365	8721	0.026	0	0	0	0	0.124	0.056	○	0	
			364	8712	0.026	0	0	1	0.3	0.133	0.059	○	0	
			365	8729	0.021	0	0	0	0	0.115	0.050	○	0	
			365	8714	0.023	0	0	0	0	0.151	0.054	○	0	
			365	8730	0.022	0	0	0	0	0.156	0.059	○	0	
			365	8733	0.022	0	0	0	0	0.105	0.049	○	0	
			365	8710	0.022	1	0	0	0	0.299	0.054	○	0	
敦 賀 市	足羽 敦賀 和久野	未住	365	8710	0.022	1	0	0	0	0.299	0.054	○	0	市
			359	8626	0.023	0	0	0	0	0.150	0.053	○	0	
			355	8541	0.024	2	0	0	0	0.237	0.062	○	0	
小 浜 市	気比 小浜 大野 神明 鯖江 鯖江東 御幸 芦原 金津 中川	住	364	8749	0.024	1	0	0	0	0.268	0.059	○	0	市
			365	8724	0.022	0	0	0	0	0.170	0.055	○	0	
			364	8722	0.021	0	0	0	0	0.136	0.048	○	0	
			364	8716	0.025	1	0	0	0	0.307	0.055	○	0	
			348	8380	0.028	0	0	0	0	0.171	0.067	○	0	
			365	8753	0.021	2	0	0	0	0.311	0.048	○	0	
			358	8601	0.023	5	0.1	0	0	0.356	0.059	○	0	
			364	8744	0.024	2	0	0	0	0.256	0.056	○	0	
			350	8455	0.023	0	0	0	0	0.190	0.056	○	0	
			364	8719	0.014	0	0	0	0	0.144	0.038	○	0	
あわら市	武生 武生南 味真野大気 武生北 武生西 今立 三国 宿保育所 安島保育所 丸岡	住	364	8742	0.023	2	0	0	0	0.358	0.054	○	0	市
			363	8730	0.021	0	0	0	0	0.166	0.051	○	0	
			364	8743	0.019	4	0	0	0	0.367	0.049	○	0	
			365	8738	0.018	0	0	0	0	0.171	0.038	○	0	
			335	8185	0.016	0	0	0	0	0.190	0.035	○	0	
			363	8727	0.023	0	0	0	0	0.183	0.058	○	0	
			351	8442	0.027	3	0	0	0	0.261	0.062	○	0	
			363	8736	0.025	0	0	0	0	0.163	0.055	○	0	
			359	8686	0.023	2	0	0	0	0.497	0.051	○	0	
			364	8745	0.025	0	0	0	0	0.194	0.060	○	0	
越 前 市	春江 坂井 三方	未住	364	8738	0.026	0	0	0	0	0.181	0.058	○	0	市
			364	8738	0.026	0	0	0	0	0.181	0.058	○	0	
			355	8561	0.024	1	0	0	0	0.365	0.056	○	0	
坂 井 市	三 国 宿保育所 安島保育所	未住	348	8366	0.022	0	0	0	0	0.169	0.056	○	0	市
			348	8366	0.022	0	0	0	0	0.169	0.056	○	0	
			348	8366	0.022	0	0	0	0	0.169	0.056	○	0	
若 狭 町	三 方	未住	348	8366	0.022	0	0	0	0	0.169	0.056	○	0	町
			348	8366	0.022	0	0	0	0	0.169	0.056	○	0	
			348	8366	0.022	0	0	0	0	0.169	0.056	○	0	

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-9-2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成17年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1 時間値 の最高値	日平均 値の 2 % 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (注)	設置 主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	自排福井	準工	364	8725	0.027	0	0	0	0	0.168	0.058	○	0	県
敦 賀 市	自排敦賀	商	364	8719	0.025	1	0	0	0	0.298	0.056	○	0	県
鯖 江 市	自排丹南	準工	362	8689	0.029	3	0	0	0	0.290	0.061	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-10-1 一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局、平成17年度）

市 町	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均 値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値 の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数 (注)	設置 主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	順 化	商	365	8747	0.3	0	0	0	0	0	0	1.8	0.6	有× 無○	0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後
の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のう
ち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-10-2 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成17年度）

市 町	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均 値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値 の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数 (注)	設置 主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	準工	364	8716	0.3	0	0	0	0	0	0	1.6	0.6	○	0	県 市 県 県
	自排月見	商	362	8712	0.5	0	0	0	0	0	0	2.5	0.9	○	0	
敦賀市	自排敦賀	商	364	8719	0.4	0	0	0	0	0	0	1.9	0.6	○	0	
鯖江市	自排丹南	準工	364	8722	0.3	0	0	0	0	0	0	2.3	0.7	○	0	

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後
の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のう
ち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-11-1 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、平成17年度）

市 町	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の1時間 値が0.12ppm 以上の日数と 時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福 井 市	麻生津	未	340	5027	0.028	37	145	0	0	0.080	0.042	県
	福 井	住	348	5123	0.024	17	43	0	0	0.071	0.037	県
	センター	未	351	5189	0.028	33	152	0	0	0.082	0.043	県
	河 合	未	365	5459	0.036	87	480	0	0	0.098	0.051	市
	順 化	商	365	5447	0.025	29	114	0	0	0.077	0.039	市
	今 市	未	365	5463	0.030	79	406	0	0	0.093	0.048	市
	社	住	365	5443	0.027	54	265	0	0	0.086	0.041	市
敦 賀 市	足 羽	未	365	5462	0.035	102	551	0	0	0.102	0.051	市
	敦 賀	住	365	5437	0.033	52	245	0	0	0.085	0.046	県
	和 久 野	住	365	5445	0.036	69	347	0	0	0.094	0.048	県
小 浜 市	小 浜	住	365	5434	0.031	39	182	0	0	0.080	0.042	県
大 野 市	大 野	準工	365	5451	0.030	49	226	0	0	0.079	0.043	県
鯖 江 市	神 明	住	365	5451	0.029	66	327	0	0	0.090	0.045	県
あ わ ら 市	鯖 江	住	365	5456	0.030	65	292	0	0	0.085	0.045	県
	芦 原	住	365	5460	0.035	52	289	0	0	0.087	0.047	県
越 前 市	金 津	準工	365	5455	0.033	45	254	0	0	0.087	0.045	県
	武 生	準工	361	5377	0.028	47	236	0	0	0.083	0.042	県
坂 井 市	今 立	住	365	5450	0.030	57	308	0	0	0.089	0.045	県
	三 国	未	346	5100	0.034	40	184	0	0	0.077	0.046	県
	丸 岡	住	352	5190	0.028	27	132	0	0	0.079	0.039	県
	春 江	未	365	5447	0.034	61	347	0	0	0.091	0.047	県
	坂 井	未	341	4999	0.034	52	267	0	0	0.086	0.047	県
若 狭 町	三 方	未	365	5451	0.035	57	332	0	0	0.086	0.047	県

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表 2-11-2 光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局、平成17年度）

市 町	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の1時間 値が0.12ppm 以上の日数と 時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福 井 市	自排月見	商	360	5156	0.018	7	17	0	0	0.069	0.028	市

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-12-1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、平成17年度）

市 町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素						メタン						全炭化水素						設置主体						
			測定時間	年平均值	6～9時における 年平均值	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合			測定時間	年平均值	6～9時における 年平均值	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値			測定時間	年平均值	6～9時における 年平均值	6～9時3時 間平均値							
							日	%	日					日	%	日				%		日	ppmC	ppmC			
																									最高値	最低値	最高値
			時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	最高値	最低値	
福井市	福井	住	8642	0.09	0.11	361	0.39	0.00	37	10.2	7	1.9	8642	1.82	1.84	361	2.06	1.68	8642	1.91	1.94	361	2.26	1.68			県
	順化	商	8436	0.12	0.12	353	0.33	0.02	28	7.9	2	0.6	8209	1.87	1.88	342	2.14	1.70	8146	1.99	2.01	340	2.38	1.73			市
敦賀市	敦賀	住	8103	0.1	0.12	338	0.31	0.01	31	9.2	0	-	8218	1.84	1.85	343	2.03	1.70	8103	1.94	1.97	338	2.22	1.80			県
小浜市	小浜	住	8168	0.11	0.08	343	0.26	0.03	3	0.9	0	-	8440	1.8	1.81	354	2.00	1.67	8168	1.92	1.89	343	2.20	1.75			県
大野市	大野	準工	8248	0.14	0.15	341	0.57	0.02	76	22.3	13	3.8	8308	1.84	1.86	343	2.33	1.69	8248	1.98	2.00	341	2.46	1.77			県
鯖江市	神明	住	8407	0.11	0.13	352	0.61	0.00	58	16.5	11	3.1	8410	1.84	1.86	352	2.25	1.69	8407	1.95	1.99	352	2.51	1.76			県
坂井市	三国	未	8577	0.1	0.11	359	0.39	0.03	19	5.3	2	0.6	8577	1.85	1.85	359	2.10	1.69	8577	1.95	1.96	359	2.46	1.75			県

(資料：環境政策課)

(資料：環境政策課)

表2-12-2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成17年度）

市 町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン				全炭化水素						設置主体				
			測定時間	年平均值	6～9時 における 年平均值	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合			測定時間	年平均值	6～9時 における 年平均值	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		測定時間	年平均值	6～9時 における 年平均值	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値							
							日	%	日					%	日					%	日	%		日	%	日	%
			時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC			
福井市	自排福井	準工	8308	0.09	0.11	348	0.31	0.01	30	8.6	0	0	8308	1.82	1.84	348	2.14	1.69	8308	1.92	1.94	348	2.35	1.72			
	自排月見	商	8579	0.22	0.24	360	0.51	0.06	218	60.6	80	22.2	8587	1.89	1.91	360	2.18	1.71	8577	2.11	2.15	360	2.54	1.81			
敦賀市	自排敦賀	商	8514	0.13	0.16	358	1.19	0.03	54	15.1	14	3.9	8597	1.78	1.79	361	1.91	1.63	8513	1.92	1.95	358	3	1.8			
鯖江市	自排丹南	準工	8469	0.21	0.22	356	0.65	0.01	187	52.5	67	18.8	8469	1.84	1.86	356	2.21	1.71	8469	2.05	2.08	356	2.58	1.81			

(資料：環境政策課)

表2-13-2 ばい煙発生施設市町別届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成18年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		13 項		29 項		30 項		31 項		合 計	
	ボイラー	ガス発生炉	廃棄物焼却炉	タービン機	ディーゼル	ガス機関	ガス機関	ガス機関	ガス機関	ガス機関	ガス機関	ガス機関		
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	1	1	1	2			18	20	61	101	2	3	78	127
敦賀市	4	14			1	1	2	4	23	33			26	52
小浜市							1	1	6	6			7	7
大野市									7	11			7	11
勝山市							1	1	6	13			7	14
鯖江市							2	2	10	22			12	24
あわら市	1	2							3	4			4	6
越前市							2	2	13	19			15	21
坂井市	1	2					4	4	20	30	1	1	25	37
永平寺町							1	2	4	6			5	8
南越前町									3	8			3	8
越前町									2	2			2	2
美浜町	1	2							6	12			5	14
高浜町	1	2			1	1			4	13			4	16
おおい町	1	3			1	1			2	6			2	10
若狭町									2	3			2	3
合 計	10	26	1	2	3	3	31	36	172	289			204	360

（資料：環境政策課）

表2-14 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成18年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場	コンベア	コンベア	破 碎 機	破 碎 機	破 碎 機	破 碎 機	破 碎 機		
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	16	19	17	67	15	45	7	12	25	143
敦賀市	11	25	10	89	6	21	7	18	18	153
小浜市	1	1	5	19	2	6	1	1	5	27
大野市	3	9	4	21	3	10	1	1	5	41
勝山市	5	7	6	32	6	16	2	4	6	59
鯖江市	5	8	3	3	2	2			6	13
あわら市	2	5	3	8			1	1	6	14
越前市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
坂井市	8	9	4	19	4	14	3	6	19	48
永平寺町	4	5	2	2	2	5	1	2	4	14
南越前町	3	7	2	10	2	14	1	1	3	32
高浜町	2	2	1	1	1	1			4	4
若狭町			1	1	1	2	1	1	1	4
合 計	64	101	62	289	48	148	27	50	107	588

（資料：環境政策課）

表2-15 一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成18年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場	コンベア	コンベア	破 碎 機	破 碎 機	破 碎 機	破 碎 機	破 碎 機		
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
敦賀市	1	1	2	11	1	2	1	2	2	16
合 計	1	1	2	11	1	2	1	2	2	16

（資料：環境政策課）

3 水質関係資料

表3 - 1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg / l)

項 目	基 準 値
カドミウム	0 . 0 1 以下
全シアン	検 出 さ れ な い こ と
鉛	0 . 0 1 以下
六価クロム	0 . 0 5 以下
砒素	0 . 0 1 以下
総水銀	0 . 0 0 0 5 以下
アルキル水銀	検 出 さ れ な い こ と
P C B	検 出 さ れ な い こ と
ジクロロメタン	0 . 0 2 以下
四塩化炭素	0 . 0 0 2 以下
1,2-ジクロロエタン	0 . 0 0 4 以下
1,1-ジクロロエチレン	0 . 0 2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0 . 0 0 6 以下
トリクロロエチレン	0 . 0 3 以下
テトラクロロエチレン	0 . 0 1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0 . 0 0 2 以下
チウラム	0 . 0 0 6 以下
シマジン	0 . 0 0 3 以下
チオベンカルブ	0 . 0 2 以下
ベンゼン	0 . 0 1 以下
セレン	0 . 0 1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 0 以下
ふっ素	0 . 8 以下
ほう素	1 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。
海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表 3 - 2 生活環境の保全に関する環境基準

1 - 1 河川（湖沼を除く。）[pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数]

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg / λ)	浮遊物質 (mg / λ)	溶存酸素量 (mg / λ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	-

- (備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/λ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

1 - 2 河川（湖沼を除く。）〔全亜鉛〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛 (mg / λ)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

（備考） 1 基準値は、年間平均値とする。

2 - 1 湖沼〔pH、COD、SS、DO、大腸菌群数〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg / λ)	浮遊物質 (mg / λ)	溶存酸素量 (mg / λ)	大腸菌群数 (MPN/100mλ)
A A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	-
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	-

（備考） 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- （注）
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 - 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 - 2 湖沼 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値	
		全 窒 素 (mg / λ)	全 磷 (mg / λ)
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
	水道 3 級 (特殊なもの) 及び以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
	水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
" 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
" 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 - 3 湖沼 [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準 値
		全 亜 鉛 (mg / λ)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

3 - 1 海域 [pH、COD、DO、大腸菌群数、n - ヘキサン抽出物質]

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg / λ)	溶存酸素量 (mg / λ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	n - ヘキサン抽出物質 (mg / λ)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 以下	5 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 以下	2 以上	-	-

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100ml 以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 - 2 海域 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値	
		全 窒 素 (mg / λ)	全 磷 (mg / λ)
	自然環境保全及び以下の 欄に掲げるもの（水産2種 及び3種を除く）	0.2 以下	0.02 以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げ るもの（水産2種及び3種 を除く）	0.3 以下	0.03 以下
	水産2種及びの欄に掲げ るもの（水産3種を除く）	0.6 以下	0.05 以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3 - 3 海域 [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg / l)
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下

表 3 - 3 要監視項目および指針値

1 人の健康の保護に関連する物質

(単位 : mg / λ)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシ銅	0.04 以下
ジクロロボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	— (注1)
イプロベンホス	0.008 以下
E P N	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	— (注2)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下

(注1) 胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質

(単位：mg / λ)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0 . 7 以下
		生物特 A	0 . 0 0 6 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0 . 8 以下
		生物特 A	0 . 8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0 . 0 5 以下
		生物特 A	0 . 0 1 以下
		生物 B	0 . 0 8 以下
		生物特 B	0 . 0 1 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0 . 2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0 . 3 以下
		生物特 A	0 . 0 3 以下

表 3 - 4 水質汚濁防止法特定施設の種類（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブル
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	63	金属製品、機械器具製造業の用に供する施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設
10	飲料製造業の用に供する施設	64 の 2	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、ろ過施設）
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	66	電気めっき施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66 の 2	旅館業の用に供する施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	66 の 3	共同調理場に設置されるちゅう房施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66 の 5	飲食店に設置されるちゅう房施設
21 の 2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	67	洗たく業の用に供する施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置される施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	70	廃油処理施設
23 の 2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	70 の 2	自動車分解整備等の用に供する洗車施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71 の 2	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼入れ施設）
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	72	し尿処理施設
51 の 3	衛生用のゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	73	下水道終末処理施設
53	ガラス製品製造業の用に供する施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設

表 3 - 5 水質に係る一律排水基準

(1) 有害物質

(単位 : mg / λ)

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0 . 1
シアン化合物	1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び E P N に限る。)	1
鉛及びその化合物	0 . 1
六価クロム化合物	0 . 5
砒素及びその化合物	0 . 1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0 . 0 0 5
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0 . 0 0 3
トリクロロエチレン	0 . 3
テトラクロロエチレン	0 . 1
ジクロロメタン	0 . 2
四塩化炭素	0 . 0 2
1 , 2 - ジクロロエタン	0 . 0 4
1 , 1 - ジクロロエチレン	0 . 2
シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン	0 . 4
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	3
1 , 1 , 2 - トリクロロエタン	0 . 0 6
1 , 3 - ジクロロプロペン	0 . 0 2
チウラム	0 . 0 6
シマジン	0 . 0 3
チオベンカルブ	0 . 2
ベンゼン	0 . 1
セレン及びその化合物	0 . 1
ほう素及びその化合物	1 0 (海域以外に排出する場合) 2 3 0 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 1 5 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 0 0 (アンモニア性窒素に 0.4 を 乗じたもの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合計量)

- (備考) 1 「検出されないこと」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際、現にゆう出している温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

(2) 生活環境項目

(単位：mg / λ (pH を除く。))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外に排出する場合) 5.0 以上 9.0 以下 (海域に排出する場合)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質量	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ・ 鉱油類含有量 ・ 動植物油脂類含有量	5 30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個 / cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

- (備考) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 亜鉛含有量は、平成18年11月10日に改正され、平成18年12月11日から新たな基準値が適用されている。(改正前：5mg/L 改正後：2mg/L)
- 7 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/λを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 8 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

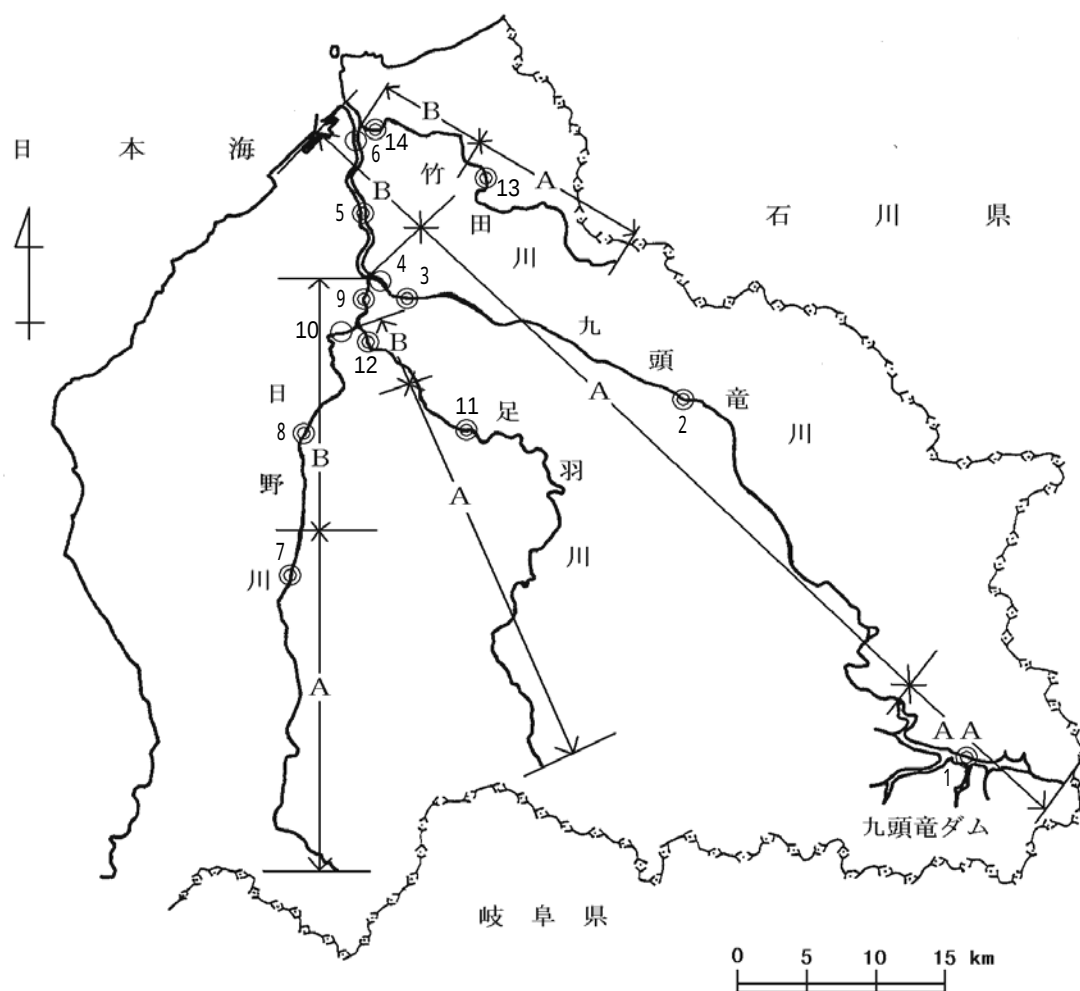
表 3 - 7 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対 象 事 業 場 の 種 類	項目および許容限度（単位mg/λ）	
	窒 素 含 有 量	磷 含 有 量
1．し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
2．し尿浄化槽のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
3．下水道終末処理施設を設置する事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4．その他の事業場	日間平均 25	日間平均 4

（資料：環境政策課）

- （備考）
- 1 指導基準は、一日の排出水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる指導基準は、一日あたりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上の対象事業場に係る排出水について、適用する。
 - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）に係る排出水については、当分の間、適用しない。

表3 - 8 九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果（平成17年度）

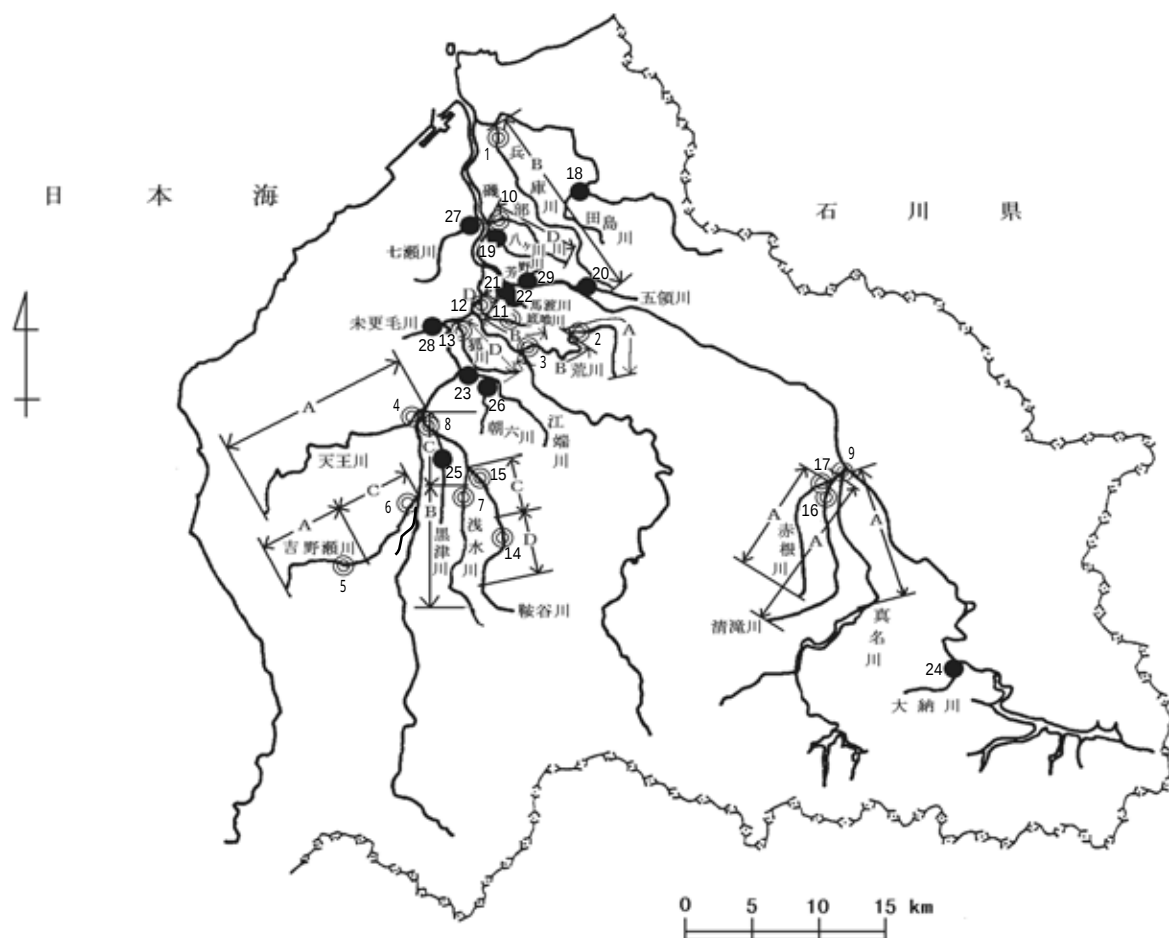


河川名	測定地点名	地点 №	類 型	pH			DO				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
九頭竜川	上流 九頭竜ダム	1	AA	7.1	9.2	2/10	8.2	11	0/10	9.4	<0.5	1.8	2/10	0.8	1.0	< 1	4	0/10	2
	中流 荒鹿橋	2	A	6.4	7.9	1/6	8.6	12	0/6	10	<0.5	1.1	0/6	0.9	1.1	< 1	5	0/6	2
	" 中角橋	3	A	7.2	7.9	0/12	9.0	14	0/12	11	<0.5	1.0	0/12	0.7	0.8	< 1	21	0/12	7
	" 高屋橋	4	A	7.2	7.8	0/12	9.0	14	0/12	11	0.5	1.3	0/12	0.8	0.9	2	22	0/12	6
	下流 布施田橋	5	B	7.2	7.6	0/12	7.0	13	0/12	10	0.5	1.5	0/12	0.9	1.1	2	22	0/12	9
	" 九頭竜川河口	6	B	7.2	7.6	0/12	7.0	13	0/12	10	0.6	1.2	0/12	0.9	1.0	3	24	0/12	9
日野川	上流 豊橋	7	A	6.7	7.5	0/6	9.1	13	0/6	11	<0.5	0.8	0/6	0.7	0.8	1	8	0/6	3
	下流 清水山橋	8	B	7.3	7.6	0/12	7.4	12	0/12	9.3	0.5	2.6	0/12	1.4	1.6	1	9	0/12	5
	" 明治橋	9	B	7.1	7.6	0/12	7.0	13	0/12	10	<0.5	1.8	0/12	1.1	1.4	5	32	2/12	15
	" 日光橋	10	B	7.2	7.6	0/12	7.0	13	0/12	9.8	0.6	2.6	0/12	1.3	1.4	5	13	0/12	8
足羽川	上流 天神橋	11	A	7.4	7.9	0/12	8.2	12	0/12	10	<0.5	1.5	0/12	0.9	1.1	3	64	4/12	22
	下流 水越橋	12	B	7.4	7.8	0/12	7.6	12	0/12	9.6	0.6	2.4	0/12	1.2	1.2	9	82	10/12	40
竹田川	上流 清間橋	13	A	6.5	7.3	0/12	6.6	11	1/12	9.2	<0.5	2.2	1/12	1.2	1.4	2	20	0/12	7
	下流 栄橋	14	B	6.4	7.5	1/12	6.2	10	0/12	8.6	0.8	1.9	0/12	1.4	1.4	4	23	0/12	8

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表3 - 9 九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果（平成17年度）

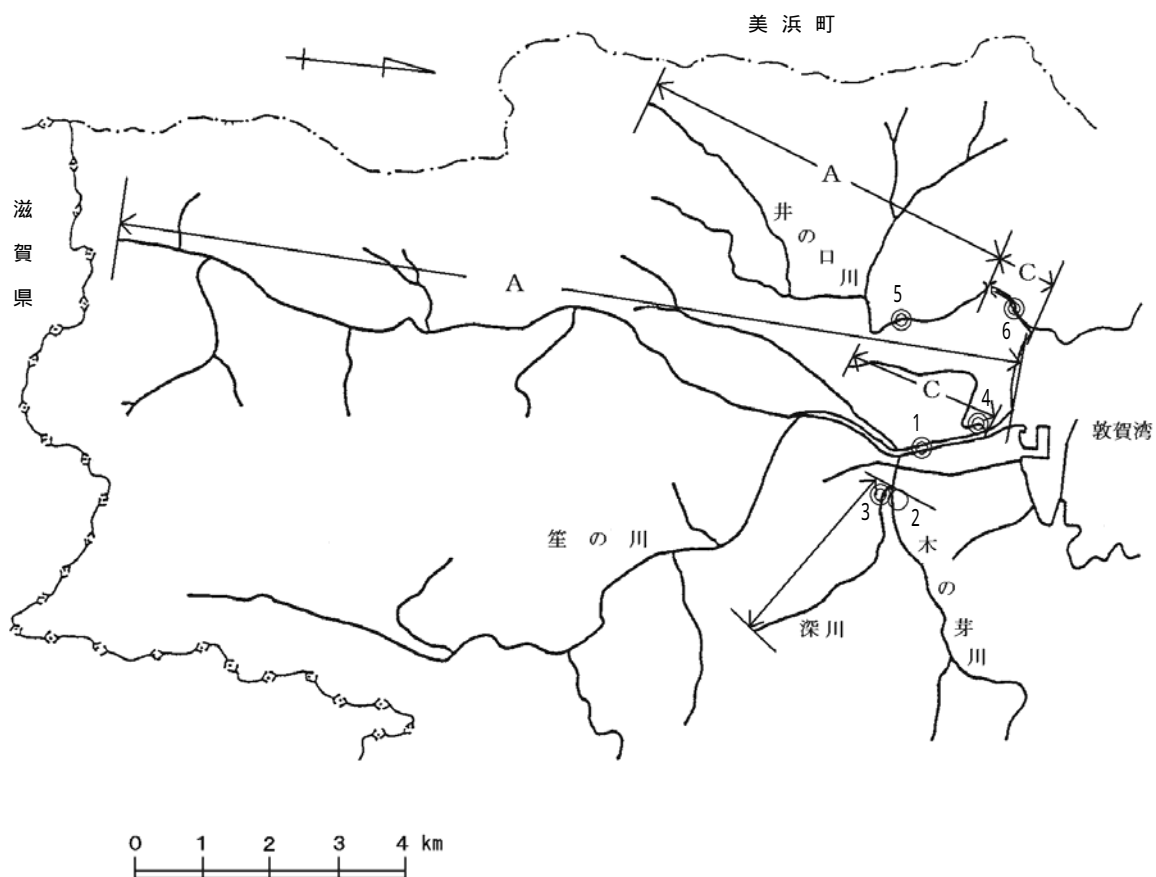


河川名	測定地点名	地点 No	類 型	pH			DO				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
兵庫川	新野中橋	1	B	6.4	7.4	1/6	6.7	10	0/6	8.5	0.9	3.2	1/6	1.5	1.6	2	27	1/6	11
荒川上流	東今泉橋	2	A	7.3	8.5	0/12	7.9	14	0/12	10	0.9	2.2	2/12	1.5	1.8	2	12	0/12	8
荒川下流	水門	3	B	7.2	7.6	0/12	5.4	10	0/12	8.6	0.9	3.1	1/12	1.9	2.2	2	94	2/12	19
天王川	末端	4	A	6.9	7.3	0/6	7.5	11	0/6	9.4	< 0.5	2.1	1/6	1.1	1.6	3	17	0/6	9
吉野瀬川上流	芝原井橋	5	A	6.9	7.6	0/6	9.0	13	0/6	11	< 0.5	1.0	0/6	0.7	1.0	< 1	10	0/6	3
吉野瀬川下流	高見橋	6	C	7.0	7.3	0/6	6.1	12	0/6	8.9	0.7	3.0	0/6	1.5	1.6	1	19	0/6	8
浅水川上流	曲木橋	7	B	6.8	7.5	0/6	6.3	11	0/6	8.5	1.1	2.6	0/6	1.9	2.4	5	8	0/6	7
浅水川下流	出作橋	8	C	7.1	7.4	0/6	4.0	11	1/6	8.2	1.9	3.9	0/6	2.9	3.6	3	13	0/6	9
真名川	土布子橋	9	A	6.9	7.3	0/6	8.7	11	0/6	9.8	< 0.5	2.0	0/6	1.0	1.0	1	8	0/6	4
磯部川	安沢橋	10	D	7.1	7.5	0/6	5.9	9.6	0/6	7.9	3.3	11	2/6	6.5	9.3	7	50	0/6	15
底喰川上流	護国橋	11	B	7.2	7.5	0/12	7.8	11	0/12	9.3	1.2	3.4	1/12	2.1	2.3	1	18	0/12	9
底喰川下流	西野橋	12	D	7.1	7.6	0/12	7.1	10	0/12	8.7	1.3	6.9	0/12	2.8	3.1	3	16	0/12	9
狐川	狐橋	13	D	7.1	7.7	0/12	3.2	9.9	0/12	6.2	3.3	7.8	0/12	5.4	6.1	4	28	0/12	14
鞍谷川中流	小富士橋	14	D	7.1	7.3	0/6	5.2	10	0/6	7.9	1.4	13	1/6	6.2	7.1	5	45	0/6	18
鞍谷川下流	浮橋	15	C	7.3	7.7	0/6	6.4	12	0/6	9.0	1.1	3.2	0/6	2.3	2.7	5	20	0/6	10
清滝川	新在家橋	16	A	7.0	7.5	0/6	7.9	11	0/6	9.4	< 0.5	1.3	0/6	0.8	1.3	2	21	0/6	6
赤根川	東大月橋	17	A	6.7	7.1	0/6	8.4	10	0/6	9.5	0.7	1.5	0/6	1.0	1.3	1	8	0/6	4
田島川	長屋橋	18	-	6.6	7.5	-/4	8.2	12	-/4	9.8	0.7	1.8	-/4	1.1	1.0	2	14	-/4	6
八ヶ川	水門	19	-	7.1	7.8	-/12	4.9	10	-/12	7.4	2.0	18	-/12	6.2	6.4	6	24	-/12	16
五領川	熊堂橋	20	-	7.2	8.4	-/4	9.5	12	-/4	11	< 0.5	1.5	-/4	1.1	1.5	1	8	-/4	6
馬渡川	末端	21	-	7.3	7.8	-/12	5.5	9.3	-/12	6.8	5.8	32	-/12	17	20	17	57	-/12	29
馬渡川	馬渡北橋	22	-	7.1	7.7	-/12	7.4	10	-/12	8.9	1.6	2.9	-/12	2.1	2.4	2	17	-/12	9
江端川	江守橋	23	-	7.1	7.8	-/12	5.6	12	-/12	8.8	1.2	3.7	-/12	2.4	3.0	3	43	-/12	17
大納川	末端	24	-	6.3	7.9	-/4	8.7	10	-/4	9.4	< 0.5	< 0.5	-/4	< 0.5	< 0.5	< 1	1	-/4	1
黒津川	水門	25	-	6.8	7.1	-/6	5.5	10	-/6	8.0	3.0	4.6	-/6	3.6	3.6	8	30	-/6	16
朝六川	大島新橋	26	-	7.1	7.7	-/12	5.1	10	-/12	8.2	1.7	5.5	-/12	3.5	4.4	5	27	-/12	15
七瀬川	御鷹橋	27	-	7.2	7.8	-/12	7.3	12	-/12	9.7	0.7	8.0	-/12	2.0	1.9	1	33	-/12	8
未更毛川	やすだ橋	28	-	7.1	7.4	-/12	6.7	11	-/12	8.9	0.6	3.5	-/12	1.8	2.0	3	24	-/12	7
芳野川	古市1号橋	29	-	7.3	8.7	-/12	5.6	11	-/12	9.0	1.4	6.1	-/12	3.2	3.5	1	61	-/12	15

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-10 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）

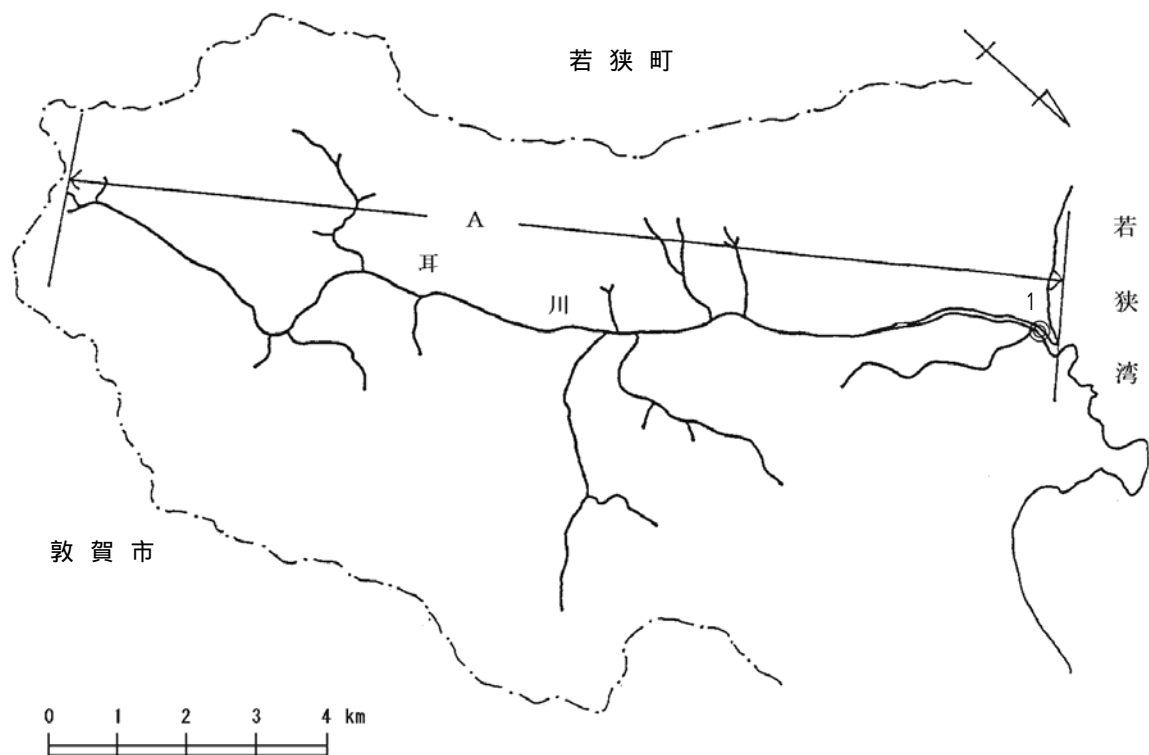


河 川 名		測定地点名	地点 No	類 型	p H			D O				B O D					S S			
					最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
笙 の 川	笙の川	三島橋	1	A	7.1	7.5	0/12	8.3	12	0/12	10	0.7	2.2	2/12	1.4	1.8	< 1	5	0/12	2
	木の芽川	木の芽橋	2	A	7.0	8.2	0/12	9.1	12	0/12	11	< 0.5	1.8	0/12	1.0	1.4	1	59	1/12	8
	深川	木の芽橋	3	B	6.9	7.3	0/12	7.3	11	0/12	9.3	0.8	4.7	2/12	2.1	2.2	< 1	4	0/12	3
	二夜の川	末端	4	C	6.8	7.4	0/12	5.9	9.8	0/12	7.4	0.7	4.7	0/12	2.7	3.6	< 1	18	0/12	4
井の 口川	上流	豊橋	5	A	6.8	7.3	0/12	7.7	12	0/12	9.8	0.9	2.4	2/12	1.6	1.9	< 1	19	0/12	4
	下流	穴地藏橋	6	C	6.8	7.5	0/12	5.0	12	0/12	8.7	< 0.5	1.9	0/12	1.1	1.3	2	10	0/12	5

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3 - 11 耳川水域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）

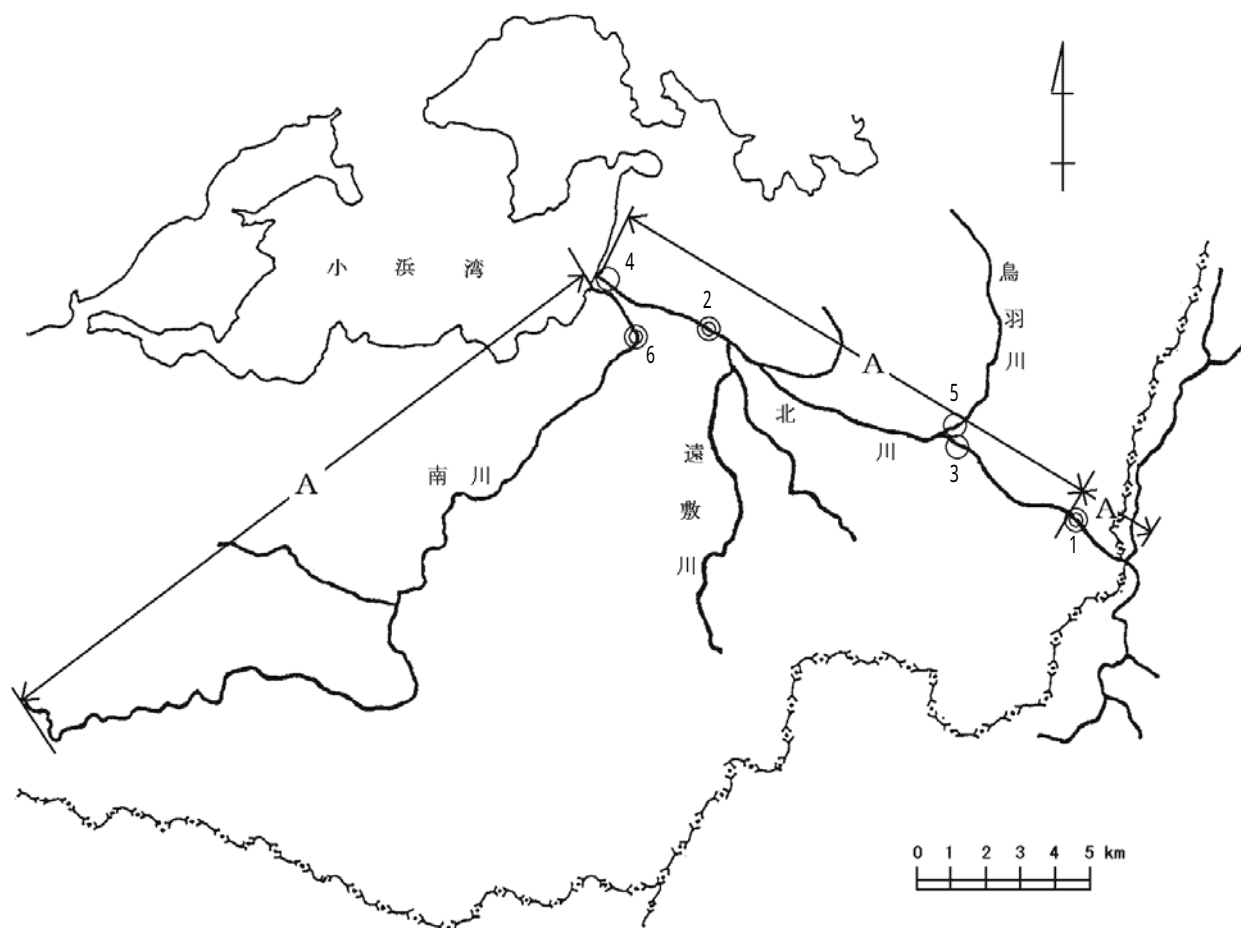


河川名	測定地点名	地点 No	類 型	pH			DO				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
耳川	和田橋	1	A	7.2	7.8	0/6	7.3	13	1/6	9.8	< 0.5	2.4	1/6	1.2	1.8	< 1	8	0/6	4

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 12 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）

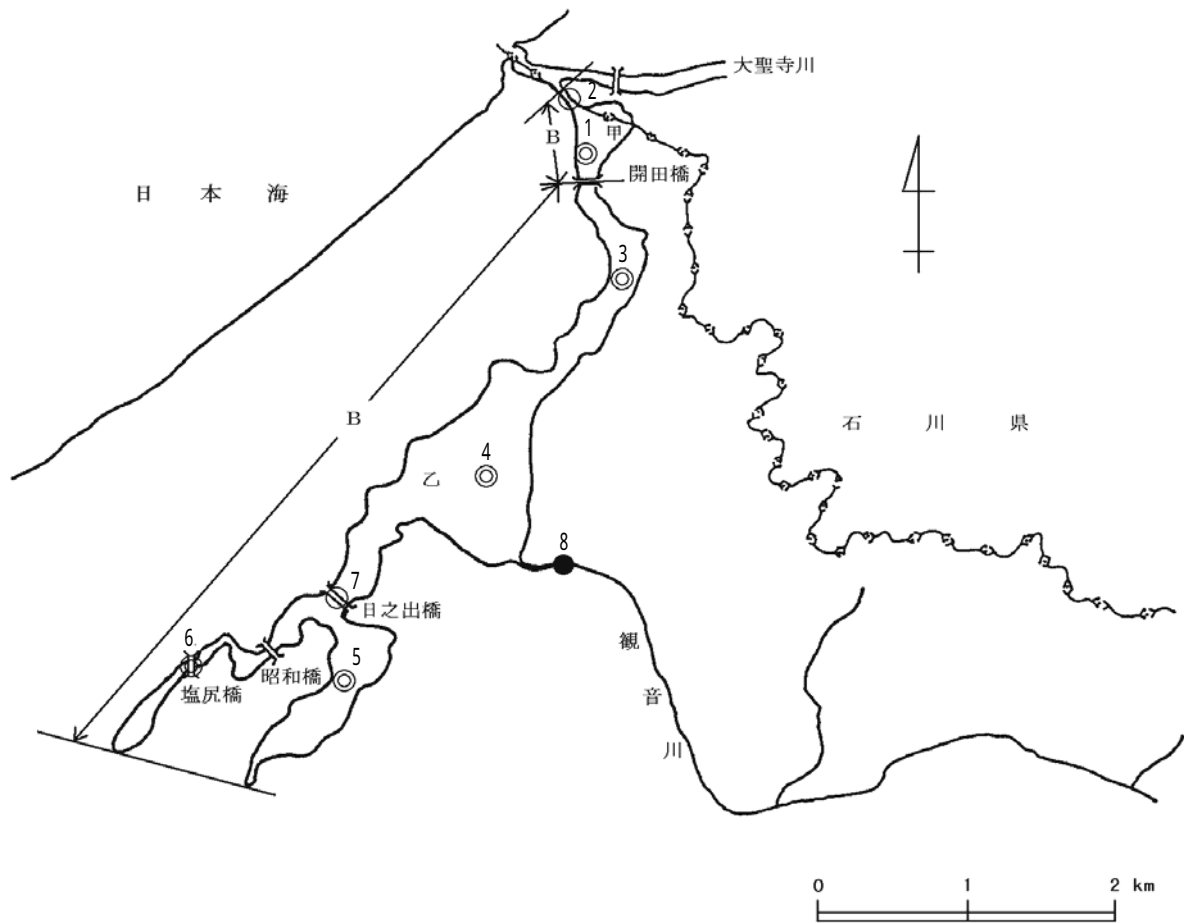


河川名		測定地点名	地点 No	類 型	p H			D O				B O D					S S			
					最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
北川	上流	新道大橋	1	A	7.2	7.9	0/6	9.0	12	0/6	10	< 0.5	0.7	0/6	0.6	0.6	< 1	1	0/6	1
	下流	高塚橋	2	A	7.3	7.7	0/12	8.0	13	0/12	10	< 0.5	0.8	0/12	0.6	0.6	1	27	1/12	7
		上中橋	3	A	7.2	8.0	0/12	8.0	14	0/12	11	< 0.5	1.0	0/12	0.6	< 0.5	< 1	20	0/12	5
		西津橋	4	A	7.2	7.6	0/12	8.0	13	0/12	10	< 0.5	< 0.5	0/12	< 0.5	< 0.5	2	11	0/12	5
		鳥羽川末端	5	A	6.8	7.3	0/6	7.7	11	0/6	9.1	< 0.5	1.9	0/6	1.0	1.1	1	3	0/6	2
南 川	湯岡橋	6	A	6.8	7.3	0/6	8.5	12	0/6	9.9	< 0.5	0.8	0/6	0.6	0.8	< 1	1	0/6	1	

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3 - 13 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）



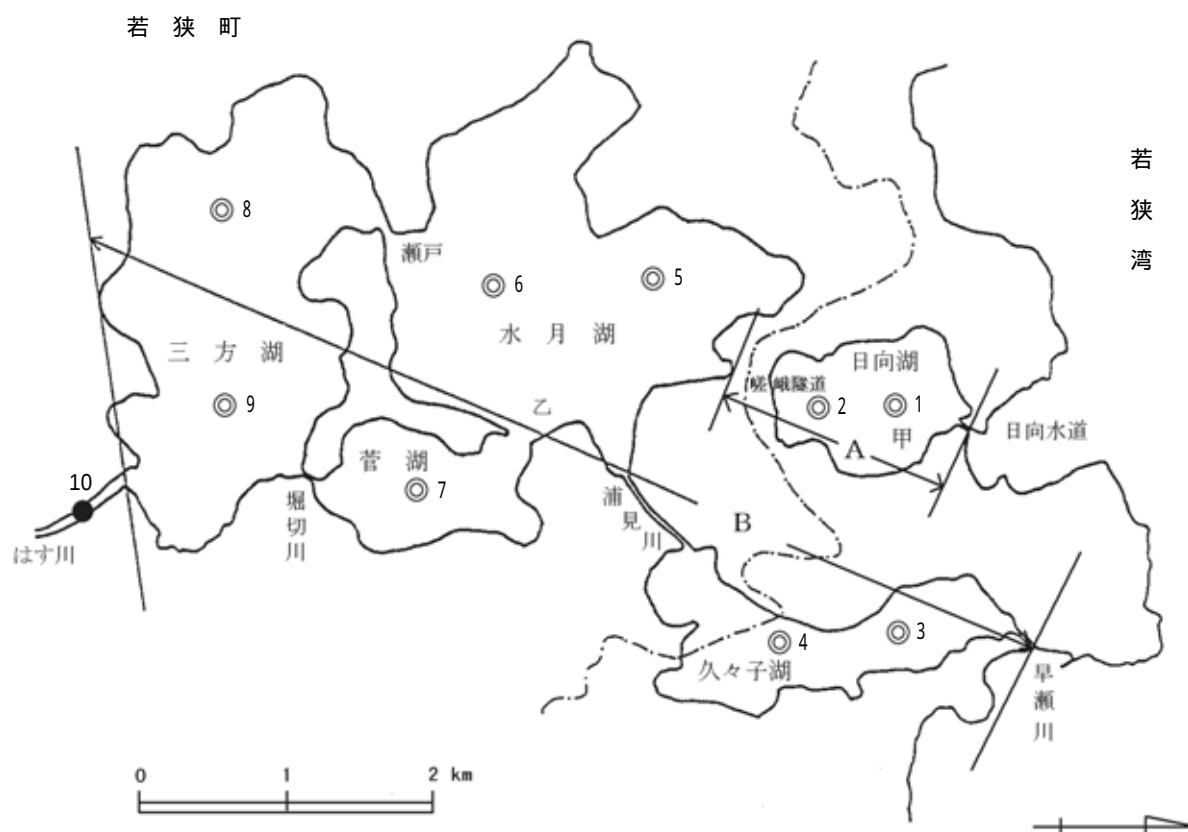
湖沼名	測定地点名	地点 №	類 型	pH			DO				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1	B	7.0	8.7	1/12	7.9	12	0/12	9.8	2.1	7.1	1/12	3.7	4.1	1	21	1/12	6
	北潟湖末端	2	B	7.1	8.7	1/6	8.6	12	0/6	10	1.9	7.1	2/6	3.9	5.2	< 1	7	0/6	4
	北潟湖水路	3	B	7.1	8.9	2/6	7.5	13	0/6	10	2.2	7.6	4/6	5.2	6.9	1	31	1/6	10
	北潟湖湖心	4	B	7.0	8.9	4/12	7.3	13	0/12	10	2.4	8.1	8/12	5.4	7.7	1	38	2/12	11
	北潟湖南部	5	B	7.0	8.8	2/12	6.9	13	0/12	11	2.5	12	8/12	7.5	9.8	< 1	38	6/12	17
	塩尻橋	6	B	6.8	8.2	0/6	4.6	12	1/6	8.4	2.2	11	4/6	6.7	10	2	34	3/6	15
	日之出橋	7	B	7.1	8.5	0/6	5.9	13	0/6	9.9	2.2	10	3/6	6.7	9.6	< 1	36	2/6	12
	観音川	8	-	6.9	7.9	-/6	7.2	11	-/6	9.1	2.3	7.8	-/6	4.7	6.8	1	84	-/6	18

湖沼名	測定地点名	地点 №	類 型	全窒素				全 磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1		0.51	1.0	5/6	0.78	0.030	0.095	1/6	0.048
	北潟湖末端	2		0.62	0.99	6/6	0.80	0.024	0.073	2/6	0.045
	北潟湖水路	3		0.63	1.3	6/6	0.93	0.028	0.22	3/6	0.077
	北潟湖湖心	4		0.71	1.2	6/6	0.91	0.029	0.17	4/6	0.073
	北潟湖南部	5		1.5	3.1	6/6	2.0	0.035	0.31	4/6	0.13
	塩尻橋	6		0.96	2.3	6/6	1.8	0.041	0.17	4/6	0.089
	日之出橋	7		1.1	2.0	6/6	1.4	0.040	0.32	4/6	0.11
	観音川	8	-	0.87	1.1	-/6	0.99	0.034	0.18	-/6	0.083

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 14 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）



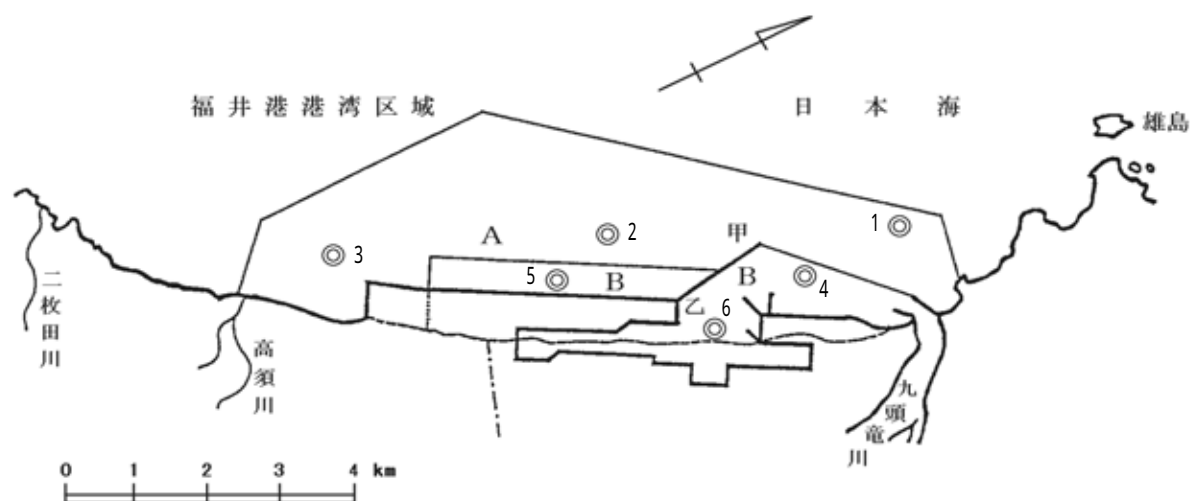
湖沼名	測定地点名	地点 No	類 型	pH			DO				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	A	8.0	8.4	0/6	6.9	10	1/6	8.3	1.6	2.8	0/6	2.3	2.6	< 1	< 1	0/6	< 1
	日向湖南部	2	A	7.8	8.4	0/6	7.1	10	1/6	8.3	1.7	3.2	1/6	2.5	2.8	< 1	< 1	0/6	< 1
	久々子湖北部	3	B	7.2	8.3	0/6	7.5	13	0/6	9.6	2.5	4.0	0/6	3.5	4.0	< 1	4	0/6	2
	久々子湖南部	4	B	6.8	8.4	0/12	6.3	14	0/12	9.7	2.5	4.2	0/12	3.5	3.8	1	10	0/12	4
	水月湖北部	5	B	7.5	8.5	0/6	8.3	14	0/6	10	2.1	5.0	0/6	4.1	4.9	< 1	5	0/6	2
	水月湖南部	6	B	7.2	8.5	0/12	2.2	13	3/12	8.2	2.5	5.5	1/12	4.0	4.1	< 1	5	0/12	2
	菅湖	7	B	7.3	8.5	0/6	8.2	14	0/6	10	3.8	5.1	1/6	4.4	4.8	< 1	5	0/6	2
	三方湖西部	8	B	7.1	9.2	2/6	8.3	12	0/6	10	1.5	10	3/6	5.5	8.8	3	15	0/6	8
	三方湖東部	9	B	7.1	9.2	5/12	6.8	12	0/12	10	1.8	9.9	5/12	5.4	8.2	2	21	4/12	13
	はず川	10	-	6.4	7.6	-/6	8.5	11	-/6	9.7	1.4	5.6	-/6	2.5	3.0	< 1	7	-/6	3

湖沼名	測定地点名	地点 No	類 型	全窒素				全 磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	-	0.13	0.26	-/6	0.19	0.012	0.030	-/6	0.02
	日向湖南部	2	-	0.13	0.27	-/6	0.19	0.009	0.039	-/6	0.02
	久々子湖北部	3	-	0.38	0.60	0/6	0.49	0.008	0.052	1/6	0.02
	久々子湖南部	4	-	0.34	0.65	2/6	0.49	0.008	0.061	1/6	0.03
	水月湖北部	5	-	0.33	0.72	2/6	0.55	0.007	0.074	1/6	0.03
	水月湖南部	6	-	0.34	0.78	2/6	0.57	0.007	0.086	1/6	0.03
	菅湖	7	-	0.36	0.98	3/6	0.60	0.007	0.067	1/6	0.04
	三方湖西部	8	-	0.66	1.1	6/6	0.89	0.028	0.082	3/6	0.06
	三方湖東部	9	-	0.71	1.0	6/6	0.88	0.021	0.12	3/6	0.06
	はず川	10	-	0.87	1.1	-/6	0.99	0.034	0.18	-/6	0.083

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 15 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）

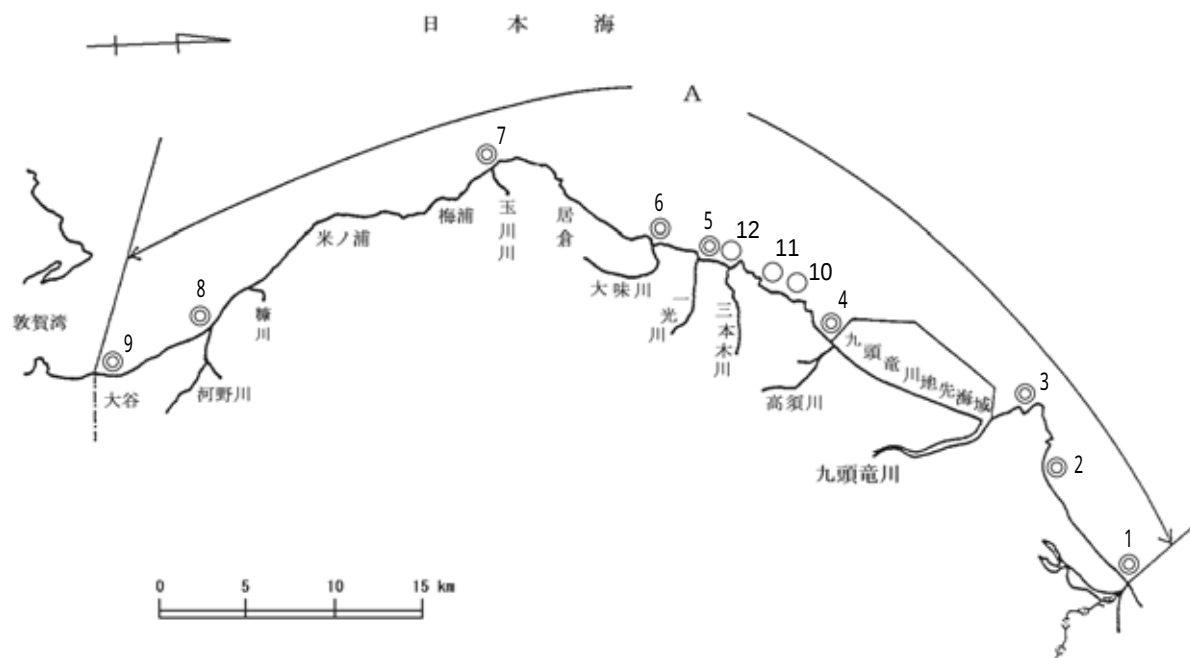


海域名	測定地点名	地点 №	類 型	pH			DO				COD					油 分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
九頭竜川地先海域	三国地先	1	A	8.1	8.3	0/4	6.4	8.0	2/4	7.1	0.9	1.5	0/4	1.2	1.1	ND	ND	0/4
	黒目地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.6	8.2	2/4	7.3	1.1	1.2	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4
	石橋地先	3	A	8.0	8.3	0/6	7.0	9.6	1/6	8.5	0.5	1.6	0/6	1.1	1.5	ND	ND	0/6
	福井火力地先	4	B	8.1	8.3	0/4	6.5	8.1	0/4	7.3	0.8	1.6	0/4	1.3	1.6	ND	ND	0/4
	米納津地先	5	B	8.2	8.3	0/4	6.6	8.1	0/4	7.2	0.8	1.4	0/4	1.1	1.1	ND	ND	0/4
	福井港内	6	B	8.1	8.3	0/4	6.5	7.9	0/4	7.1	1.1	1.6	0/4	1.4	1.5	ND	ND	0/4

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 16 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）

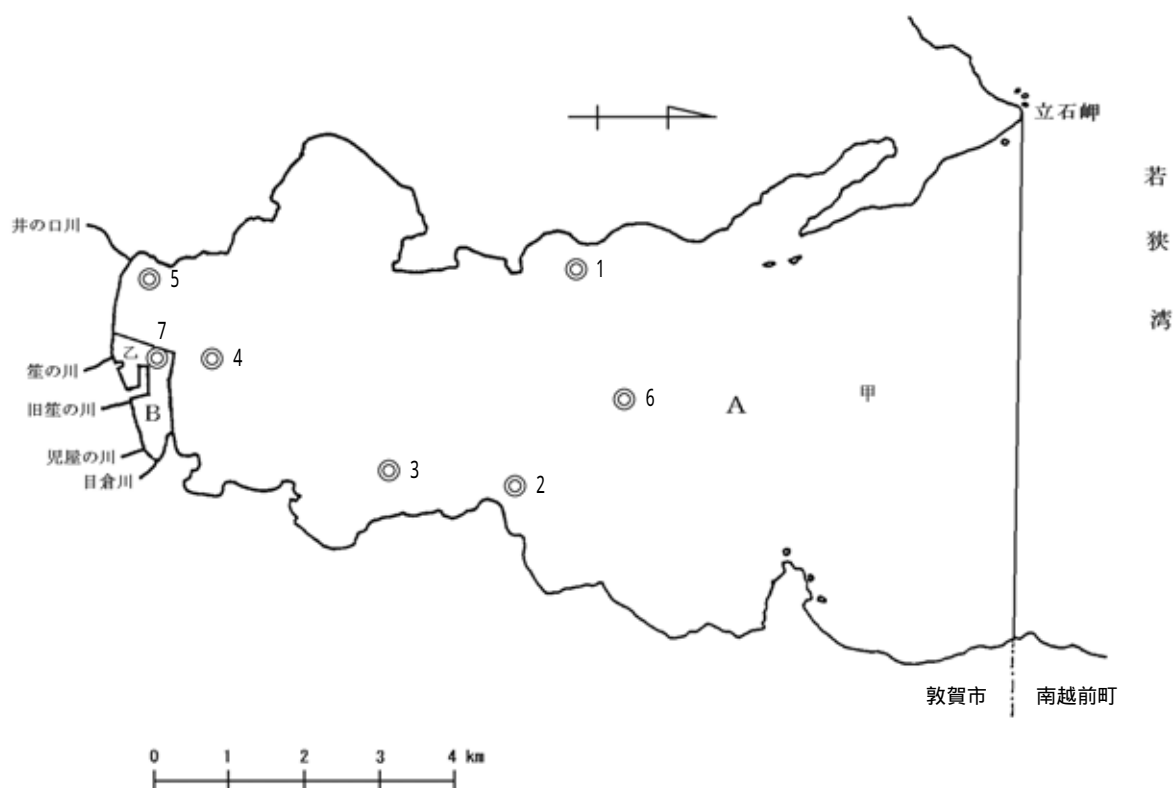


海域名	測定地点名	地点 No	類 型	pH			D O				C O D					油 分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域	大聖寺川地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.6	8.0	2/4	7.3	1.1	1.4	0/4	1.2	1.3	ND	ND	0/4
	浜地地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.5	7.9	3/4	7.2	1.1	1.4	0/4	1.2	1.1	ND	ND	0/4
	東尋坊地先	3	A	8.2	8.3	0/4	6.4	8.0	3/4	7.2	0.9	1.4	0/4	1.1	1.1	ND	ND	0/4
	浜住地先	4	A	8.1	8.3	0/6	7.2	9.6	1/6	8.6	< 0.5	1.4	0/6	0.9	1.0	ND	ND	0/6
	一光川地先	5	A	8.2	8.3	0/6	7.0	9.8	1/6	8.7	0.6	1.5	0/6	1.0	1.2	ND	ND	0/6
	大味川地先	6	A	8.2	8.3	0/4	6.5	8.0	2/4	7.2	0.9	1.4	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4
	玉川川地先	7	A	8.2	8.3	0/4	6.6	8.0	2/4	7.3	1.0	1.5	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4
	河野川地先	8	A	8.2	8.3	0/4	6.2	8.0	2/4	7.2	1.2	1.4	0/4	1.3	1.2	ND	ND	0/4
	大谷地先	9	A	8.2	8.3	0/4	6.2	7.8	3/4	7.1	1.1	1.2	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4
	亀島地先	10	A	8.1	8.3	0/6	6.9	9.7	1/6	8.5	0.5	1.4	0/6	1.1	1.4	ND	ND	0/6
	菅生地先	11	A	8.2	8.4	1/6	7.0	9.6	1/6	8.5	< 0.5	1.5	0/6	1.0	1.5	ND	ND	0/6
	三本木川地先	12	A	8.1	8.3	0/6	7.0	9.7	1/6	8.7	0.6	1.6	0/6	1.1	1.4	ND	ND	0/6

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 17 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）



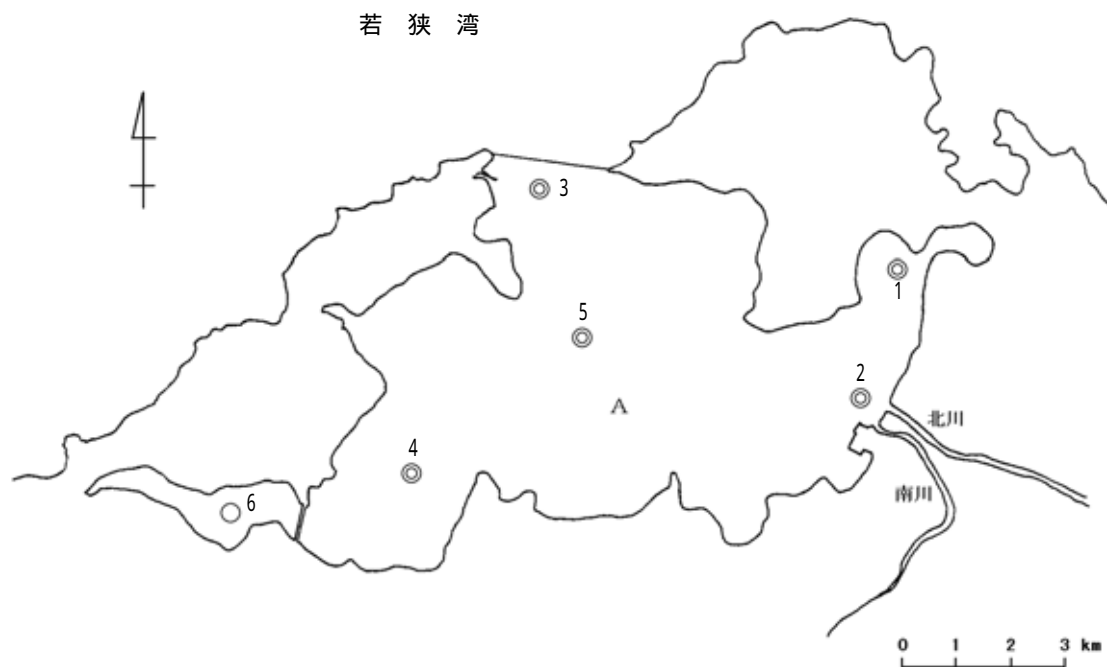
海域名	測定地点名	地点 №	類 型	pH			D O				C O D					油 分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
敦 賀 湾 海 域	手の浦地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.3	7.5	2/4	7.0	1.2	1.5	0/4	1.3	1.3	ND	ND	0/4
	松ヶ崎地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.4	7.8	2/4	7.2	1.1	1.5	0/4	1.3	1.2	ND	ND	0/4
	ナスビ鼻地先	3	A	8.2	8.3	0/4	6.2	7.7	2/4	7.1	1.3	1.5	0/4	1.4	1.4	ND	ND	0/4
	白灯台地先	4	A	8.2	8.3	0/4	6.4	7.9	2/4	7.2	1.2	1.5	0/4	1.4	1.4	ND	ND	0/4
	井の口川地先	5	A	8.2	8.3	0/4	6.4	8.2	2/4	7.3	1.3	1.6	0/4	1.4	1.5	ND	ND	0/4
	敦賀湾中央	6	A	8.2	8.3	0/4	6.4	8.4	2/4	7.3	1.2	1.4	0/4	1.3	1.4	ND	ND	0/4
	筥の川地先	7	B	8.2	8.3	0/4	6.2	8.1	0/4	7.2	1.3	1.7	0/4	1.5	1.6	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点 №	類 型	全窒素				全 磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦 賀 湾 海 域	手の浦地先	1		0.11	0.14	0/4	0.12	0.003	0.007	0/4	0.005
	松ヶ崎地先	2		0.10	0.14	0/4	0.12	0.005	0.009	0/4	0.007
	ナスビ鼻地先	3		0.12	0.17	0/4	0.14	0.005	0.011	0/4	0.008
	白灯台地先	4		0.12	0.22	0/4	0.17	0.008	0.012	0/4	0.010
	井の口川地先	5		0.16	0.21	0/4	0.18	0.009	0.018	0/4	0.013
	敦賀湾中央	6		0.10	0.16	0/4	0.12	0.004	0.009	0/4	0.007
	筥の川地先	7		0.14	0.29	0/4	0.21	0.009	0.018	0/4	0.013

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3 - 18 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）



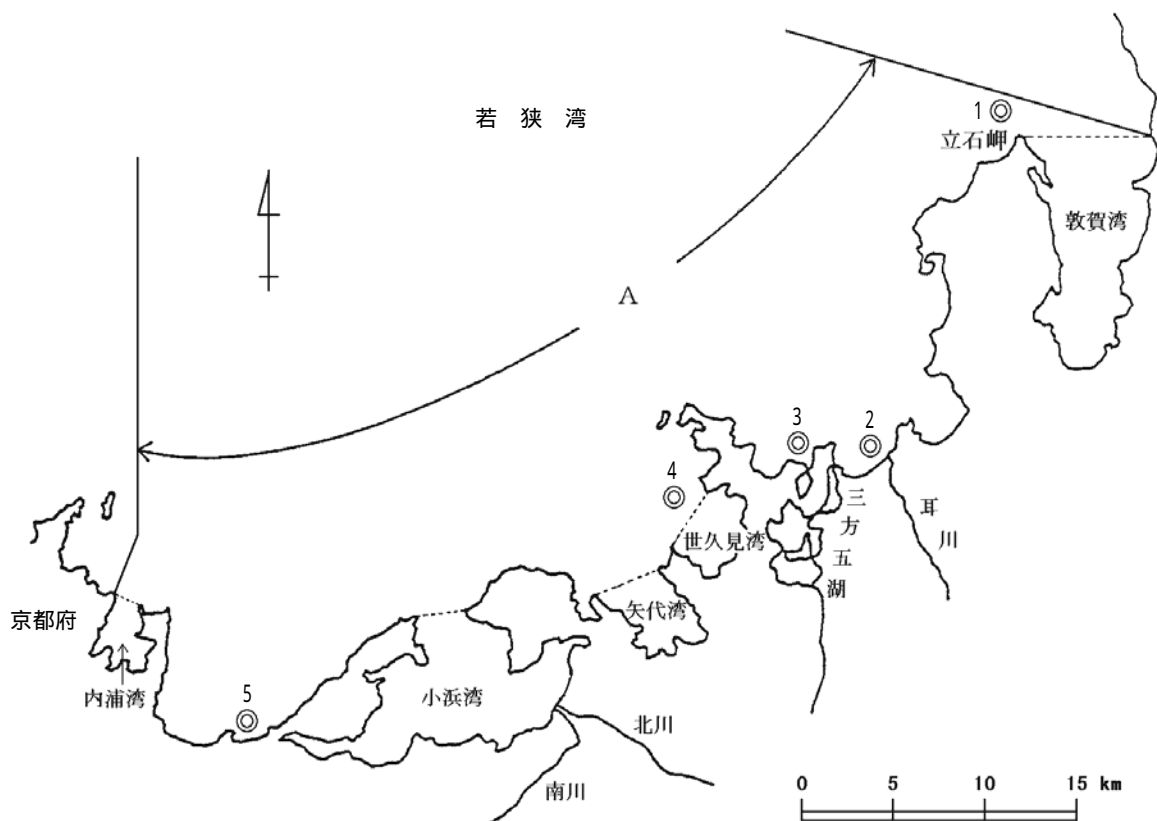
海域名	測定地点名	地点 №	類 型	pH			D O				C O D					油 分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
小 浜 湾 海 域	甲ヶ崎地先	1	A	8.2	8.3	0/4	7.4	8.9	1/4	8.1	1.3	2.4	1/4	1.7	1.6	ND	ND	0/4
	雲浜地先	2	A	7.6	8.3	1/4	7.5	9.0	0/4	8.1	1.3	2.3	1/4	1.8	2.0	ND	ND	0/4
	大飯原発地先	3	A	8.2	8.3	0/4	7.4	8.7	1/4	7.8	0.8	1.9	0/4	1.3	1.2	ND	ND	0/4
	和田港湾	4	A	8.2	8.3	0/4	7.2	8.5	1/4	7.8	1.0	1.9	0/4	1.4	1.3	ND	ND	0/4
	小浜湾中央	5	A	8.2	8.3	0/4	7.3	8.4	1/4	7.7	0.9	1.9	0/4	1.2	1.0	ND	ND	0/4
	青戸入江	6	A	8.2	8.3	0/4	7.2	9.8	2/4	8.3	1.1	3.2	1/4	1.8	1.6	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点 №	類 型	全窒素				全 磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小 浜 湾 海 域	甲ヶ崎地先	1		0.23	0.42	2/4	0.31	0.028	#####	3/4	#####
	雲浜地先	2		0.13	0.53	1/4	0.27	0.016	#####	3/4	#####
	大飯原発地先	3		0.14	0.20	0/4	0.17	0.021	#####	0/4	#####
	和田港湾	4		0.12	0.16	0/4	0.14	0.018	#####	0/4	#####
	小浜湾中央	5		0.11	0.24	0/4	0.15	0.010	#####	1/4	#####
	青戸入江	6		0.12	0.19	0/4	0.16	0.019	#####	1/4	#####

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 19 若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）

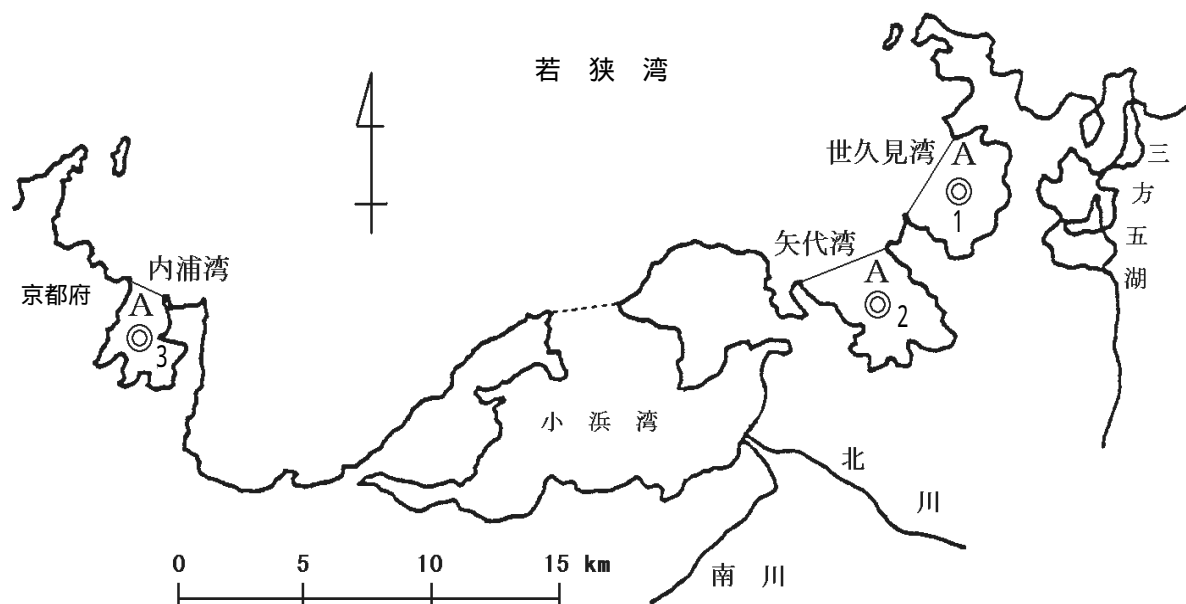


海域名	測定地点名	地点 No	類 型	p H			D O				C O D					油 分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
若狭湾東部海域	立石岬地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.2	8.3	2/4	7.3	1.0	1.3	0/4	1.2	1.3	ND	ND	0/4
	耳川地先	2	A	8.0	8.2	0/4	7.3	8.8	1/4	7.8	0.8	1.7	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4
	日向地先	3	A	8.1	8.2	0/4	7.2	8.6	2/4	7.7	0.7	0.9	0/4	0.8	0.8	ND	ND	0/4
	海中公園	4	A	8.2	8.3	0/4	7.2	8.6	1/4	7.7	0.7	1.3	0/4	1.0	1.1	ND	ND	0/4
	高浜地先	5	A	8.2	8.2	0/4	7.5	8.4	0/4	7.9	0.7	1.1	0/4	0.9	1.0	ND	ND	0/4

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 20 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（平成17年度）



海域名	測定地点名	地点 №	類 型	pH			D O				C O D					油 分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
世久見湾海域	世久見湾	1	A	8.2	8.3	0/4	7.1	8.6	2/4	7.7	0.7	1.0	0/4	0.9	1.0	ND	ND	0/4
矢代湾海域	矢代湾	2	A	8.2	8.3	0/4	6.9	8.5	2/4	7.6	0.8	1.5	0/4	1.1	1.1	ND	ND	0/4
内浦湾海域	内浦湾	3	A	8.2	8.3	0/4	7.1	8.5	1/4	7.8	0.7	1.2	0/4	0.9	0.9	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点 №	類 型	全窒素				全 磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	1		0.12	0.17	0/4	0.14	0.012	0.022	0/4	0.017
矢代湾海域	矢代湾	2		0.12	0.18	0/4	0.15	0.018	0.022	0/4	0.020
内浦湾海域	内浦湾	3		0.13	0.18	0/4	0.16	0.007	0.016	0/4	0.012

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 21 - 1 海水浴場水質判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界：2 個/100mλ)	油膜が認められない	2 mg/λ 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mλ以下	油膜が認められない	2 mg/λ 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mλ以下	常時は油膜が認められない	5 mg/λ 以下	1m未満 ~ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mλ以下	常時は油膜が認められない	8 mg/λ 以下	1m未満 ~ 50cm 以上
不 適		1,000 個/100mλを超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/λ 超	50cm 未満

表 3 - 21 - 2 海水浴場の水質検査結果 (平成 18 年度)

市町名	海水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mλ)	油膜の有無	C O D (mg/λ)	透明度	判定
坂井市	浜地	< 2	なし	1.2	全透	適 (A A)
	三国サンセットビーチ	< 2	"	1.2	"	" (A A)
福井市	鷹巣	< 2	"	1.2	"	" (A A)
	鮎川	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	越廼	< 2	"	1.1	"	" (A A)
越前町	くりや長須浜	3	"	1.4	"	" (A)
敦賀市	五幡	< 2	"	1.2	"	" (A A)
	鞠山	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	市営松原	< 2	"	1.4	"	" (A A)
	水島	< 2	"	1.2	"	" (A A)
美浜町	丹生	< 2	"	1.5	"	" (A A)
	水晶浜	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	菅浜	< 2	"	1.5	"	" (A A)
	久々子	< 2	"	1.7	"	" (A A)
小浜市	田島	2	"	1.5	"	" (A)
	阿納	< 2	"	1.6	"	" (A A)
	若狭鯉川シーサイドパーク	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	人魚の浜	< 2	"	1.4	"	" (A A)
おおい町	塩浜	< 2	"	1.4	"	" (A A)
	長井浜	3	"	1.6	"	" (A)
高浜町	若狭和田	< 2	"	1.5	"	" (A A)
	若宮	< 2	"	1.6	"	" (A A)
	三松	< 2	"	1.7	"	" (A A)
	難波江	< 2	"	1.8	"	" (A A)

(資料：環境政策課)

- (備考) 1 調査日 平成 18 年 5 月 9 日、16 日
2 調査回数 1 海水浴場当たり 1 日 1 回の 2 日間
3 調査地点 水深 1.0 ~ 1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
4 採取位置 表層 0.5m
5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および C O D は、2 回の調査の平均値

表 3 - 22 - 2 調査団体と参加人数

番号	調 査 団 体		参加 人数 (人)
	団 体 名		
1	武生市大虫小学校		31
2	つるが環境みらいネットワーク		9
3	武生市味真野小学校		56
4	美山町羽生小学校		22
5	若狭町梅の里小学校		12
6	坂口エコメイト		20
7	武生市白山小学校		82
合計		7 団 体	232

図 3 - 22 - 3 調査地点概況図

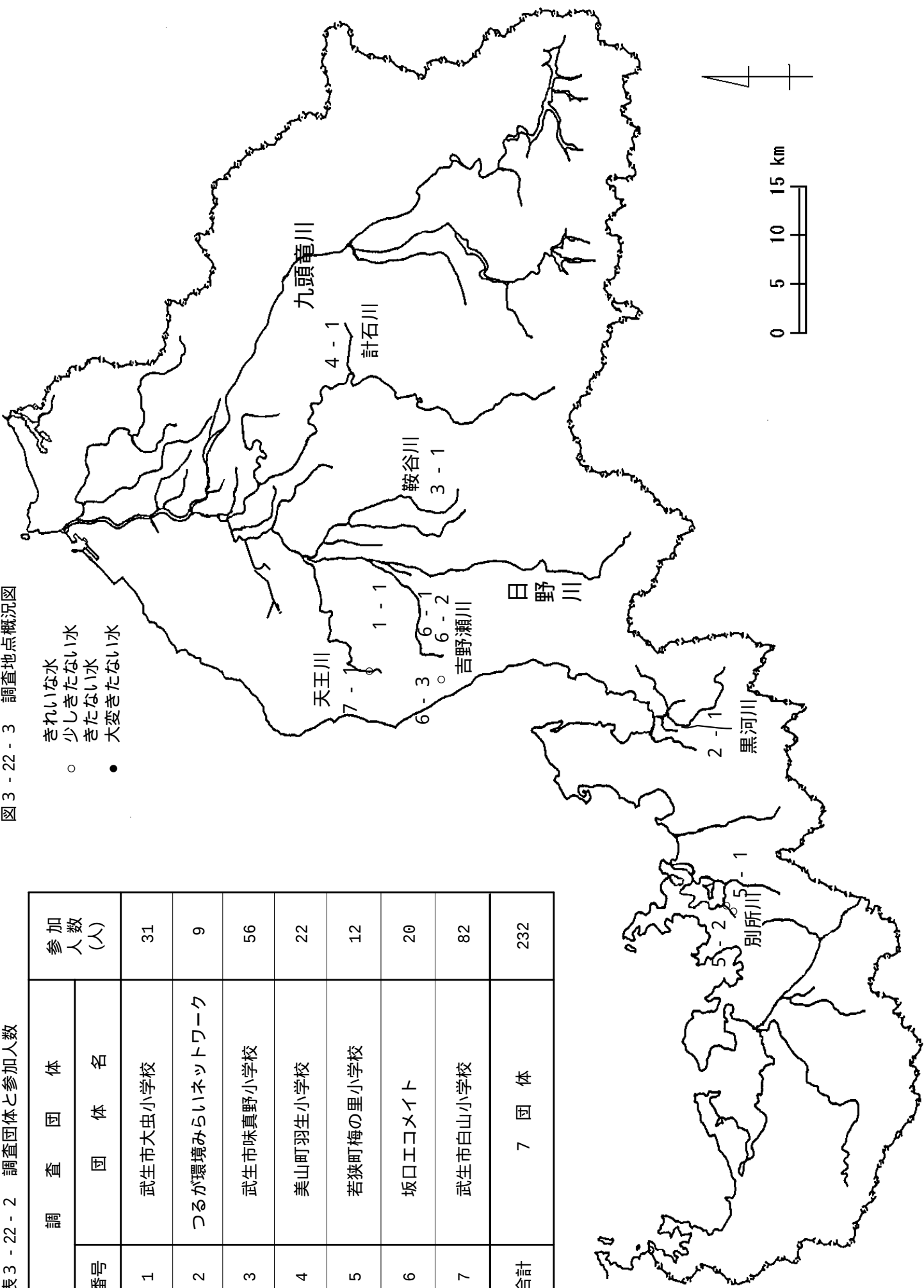


表3-23 水質汚濁防止法による特定事業場届出状況

(平成18年3月31日現在)

施設の 種類	排水量区分	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	美浜町	おおい町	高浜町	若狭町	合計
1	50m ³ /日以上 うち有害物質使用				1														1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用				1														1
1の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	6	7	2	5	4	1	3	3	30					5			2	68
2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2							1	2									5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	4																1	5
3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1							1										2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		2	4				1		2			1	6	2				18
4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用									1									1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1			1				3							1	3	9
5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								1										1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7	1	3	7	4	3	1	2	5			1	1				2	37
8	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																	1	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	17	1	1				3					1					25
9	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3			2		2		2										9
10	50m ³ /日以上 うち有害物質使用														1				1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	16	1	3	5	3	5	2	5	4	4		4	3	2			2	59
11	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1		1				1										3
16	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2		6				1	3	1					2				15
17	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								1		1								2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	15	16	8	38	21	6	8	4	6			3	15				9	149
18の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
19	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	23				5	7		4	13									52
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5				1	4		1	2									13
21	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		2				1												3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																1

施設の 種 類	排 水 量 区 分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
21の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用								1										1
	50m ³ /日未満																		
21の3	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用								1	1							1		3
	50m ³ /日未満																		
22	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用	2								1								1	4
	50m ³ /日未満	1																	1
23	50m ³ /日以上	2					1		20										23
	うち有害物質使用								1										1
	50m ³ /日未満							1	53										54
23の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用	12	1	1			2	1	2	1									20
	50m ³ /日未満	1																	1
27	50m ³ /日以上	3																	3
	うち有害物質使用				1					2									3
	50m ³ /日未満									1									1
32	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用						1			2									3
	50m ³ /日未満									1									1
33	50m ³ /日以上	1	1						1										3
	うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満									3							1		4
46	50m ³ /日以上	7							2	2									11
	うち有害物質使用	2							1										3
	50m ³ /日未満	1					2			3								1	7
47	50m ³ /日以上					1													1
	うち有害物質使用			1					2	2									5
	50m ³ /日未満																		
49	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用						1												1
	50m ³ /日未満																		
51の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満																		
51の3	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用													1					1
	50m ³ /日未満																		
53	50m ³ /日以上																	1	1
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
54	50m ³ /日以上									1									1
	うち有害物質使用	6	2			2	2	5	2	10				1	3				33
	50m ³ /日未満																		

施設の 種 類	排 水 量 区 分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
55	50m ³ /日以上	2	2	1			1		1				2						9
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	10	5	7	5	3	5	4	5	6	3	5	3	2	2	3	2	2	72
56	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上																		
	50m ³ /日未満	1																	1
59	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	2		1							1								4
	50m ³ /日未満	3	5	1	6	6			3	3	2	1	2			1	1	2	36
60	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上				1														1
	50m ³ /日未満	2		1	1		1	3			1	1			1	1		1	13
62	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上				1					2									3
	50m ³ /日未満	1								1									1
63	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	1																	1
	50m ³ /日未満									1									1
63の3	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上		1																1
	50m ³ /日未満		1																1
64の2	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	1					1		1										3
	50m ³ /日未満	2								1									3
65	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	1	1		1			1	2					1				1	8
	50m ³ /日未満	17	1		1	3	8	1	9	6	2	1		3		1			53
66	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	2		1		1	8		1					1		1			15
	50m ³ /日未満	2		1		1	8		1					1		1			15
66の2	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	9	1			1	1	10	1				1	1			1	1	27
	50m ³ /日未満	87	134	191	82	35	16	85	47	74	4	4	47	59	129	18	53	152	1,217
66の3	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	1																	1
	50m ³ /日未満		1					1						1			1	1	5
66の4	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	3	1																4
	50m ³ /日未満						1	1			1								3
66の5	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上								1										1
	50m ³ /日未満																		
67	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	2	1							1	1			1					6
	50m ³ /日未満	21	17	4	17	12	5	8	4	6	1			1	2	1		4	103
	うち有害物質使用	12			3	1		1	1		1								19

施設の 種 類	排 水 量 区 分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
68	50m ³ /日以上									1									1
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	16	5	4	2				2	5	1				1	2		2	40
68の2	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	4																	4
	うち有害物質使用																		
70	50m ³ /日未満	2																	2
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上																		
70の2	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満		1																1
	うち有害物質使用																		
70の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	5	1																6
71	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満								1										1
	うち有害物質使用																		
71の2	50m ³ /日以上	82	13	9	18	6	19	7	22	18	5	1		4	2	3	3	6	218
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
71の2	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	3	2	3			1			2	1								12
	うち有害物質使用	2	1				1			2	1								7
71の2	50m ³ /日未満	14	5	2	2	2	2	1	3	3				1	1			1	37
	うち有害物質使用	9		1	1	1			2	2				1					17
	うち有害物質使用																		
71の3	50m ³ /日以上							1											1
	うち有害物質使用							1											1
	50m ³ /日未満	1	1		2	1	1		2							1		1	10
71の4	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	1																	1
	うち有害物質使用																		
71の4	50m ³ /日未満						1		1	1									3
	うち有害物質使用								1										1
	うち有害物質使用																		
71の5	50m ³ /日以上	1																	1
	うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満	1				1	1		1										4
71の5	うち有害物質使用	1				1	1		1										4
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
71の6	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
72	50m ³ /日未満						1		1	2									1
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	41	19	14	17	4	7	5	14	7	5	1	5	9	9	10	4	15	186
72	うち有害物質使用		2				1												3
	50m ³ /日未満	2	1			1		1	2										7
	うち有害物質使用																		
73	50m ³ /日以上	5	1	1	1	1	1		2	3	2	1	2	3	1		1	2	27
	うち有害物質使用	2				1	1		2	3	2								11
	50m ³ /日未満																		
74	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上	1	1	3		1	1	1	1	2					1	1			13
	うち有害物質使用		1			1			1	1									4
74	50m ³ /日未満			1						1									2
	うち有害物質使用																		
	うち有害物質使用																		
計	50m ³ /日以上	119	34	24	22	14	30	18	55	37	11	2	10	16	12	12	6	21	443
	うち有害物質使用	15	6	1	2	5	15	1	9	9	3			2		1		1	70
	50m ³ /日未満	362	239	250	196	105	113	140	205	212	24	13	62	101	152	32	63	194	2,463
計	うち有害物質使用	31		2	4	4	20	4	8	7	1	1		2					84
	うち有害物質使用																		
	うち有害物質使用																		
合 計		481	273	274	218	119	143	158	260	249	35	15	72	117	164	44	69	215	2,906

(資料：環境政策課)

表 3 - 24 発電所設置状況

名 称		発電の 種 類	発電出力 (千 kW)	運開年月日	冷却用 排水最 大量 (m ³ /秒)	取排水の 温度差 ()	取 水 排 水 方 法
日本原子力発電株 式会社敦賀発電所	1 号	原子力 発電	357	S45. 3.14	20.2	+8.6	水深 8～13mから取水、表 層放流
	2 号	"	1,160	S62. 2.17	83.2	+7.0	水深 8～14mから取水、表 層放流
日本原子力研究開発機構 新型転換炉ふげん発電所		"	165	S54. 3.20 〔H15. 3.29 運転終了〕	12.0	+9.0	水深 8～11.5mから取水、 表層放流
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		"	280	未定	15.3	+7.0	水深 7mから取水、表層放 流
関西電力株式会社 美浜発電所	1 号	"	340	S45.11.28	22	+7.8	表層取水、テトラポット囲 い方式表層放流
	2 号	"	500	S47. 7.25	38	+6.5	"
	3 号	"	826	S51.12. 1	54	+7.7	"
関西電力株式会社 高浜発電所	1 号	"	826	S49.11.14	54	+7.7	表層取水、有孔斜堤方式水 中放流
	2 号	"	826	S50.11.14	54	+7.7	"
	3 号	"	870	S60. 1.17	66	+7.0	表面取水、パイプ方式水中 放流
	4 号	"	870	S60. 6. 5	66	+7.0	"
関西電力株式会社 大飯発電所	1 号	"	1,175	S54. 3.27	75	+7.7	表層取水、有孔テトラ囲い 方式表層放流
	2 号	"	1,175	S54.12. 5	75	+7.7	"
	3 号	"	1,180	H 3.12.18	84	+7.0	"
	4 号	"	1,180	H 5. 2. 2	84	+7.0	"
北陸電力株式会社福井火 力発電所		火力発電	350	S48. 1.12 〔H16. 3.31 運転終了〕	11.8	+9.0	河口表層取水、海面排水
北陸電力株式会社 福井火力発電所	三国 1 号	"	250	S53. 9. 3	9.5	+8.0	港口水深 8.5～12mの深層 取水、港内表層排水
北陸電力株式会社 敦賀火力発電所	1 号	"	500	H 3.10. 1	22.5	+7.0	深層取水、表層排水
	2 号	"	700	H12. 9.28	31.5	+7.0	"
計			13,015				

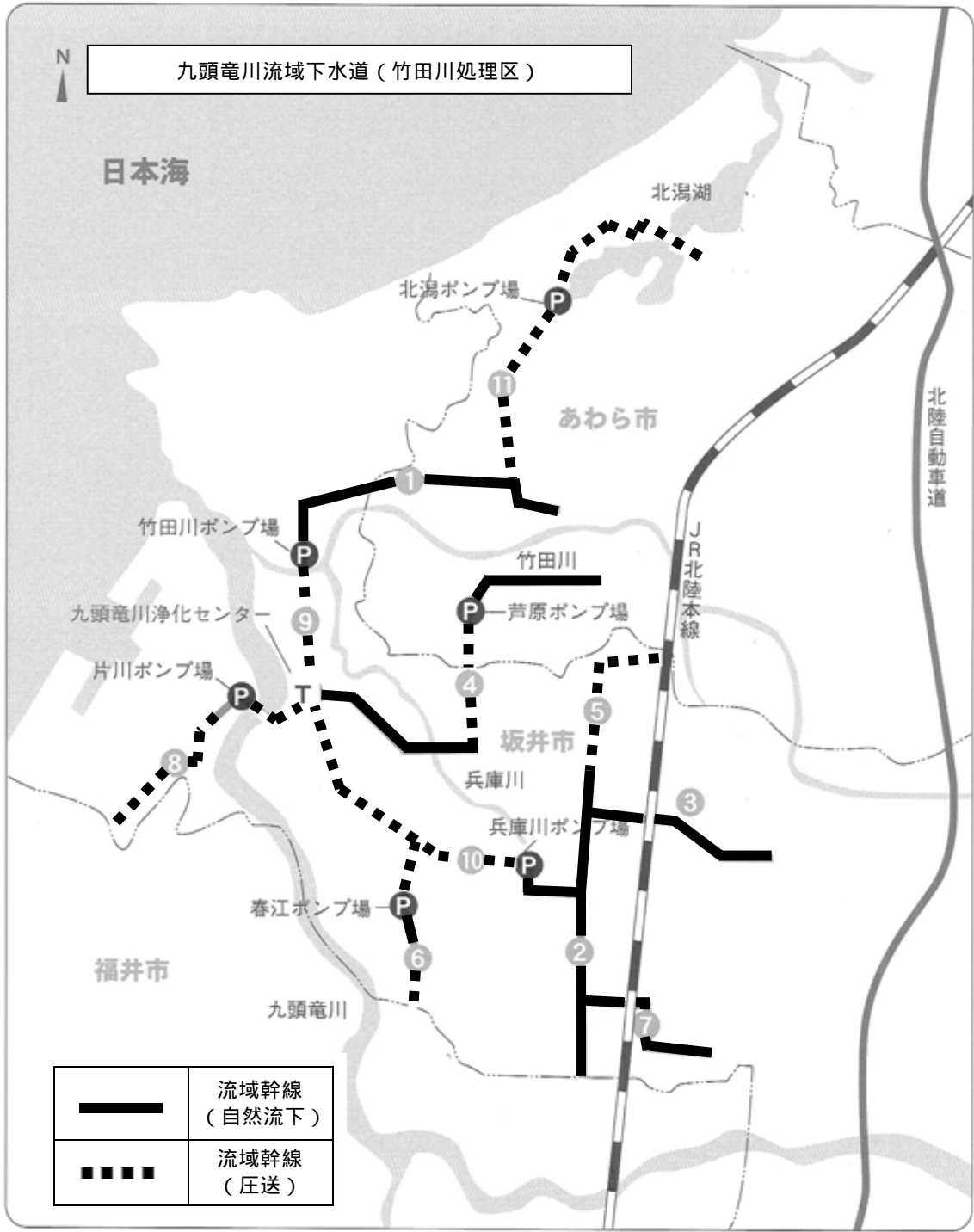
(資料：環境政策課、原子力安全対策課)

表3—25 温排水の厚さ、表層最大到達距離およびt 以上の拡散面積 (A t)

観測海域	年 月 日	温排水の厚さ (m)				放水口からの 最大到達距離 (m)	拡 散 面 積 A t (K m ²)	判 断 の 基準水温 ()
		放水口からの距離 (m)						
		1,000	2,000	3,000	5,000			
立 石	2005. 4.14	1.2	—	—	—	1,866	A 14.0 = 2.73 A 15.0 = 1.10 A 16.0 = 0.46 A 17.0 = 0.21 A 18.0 = 0.06	14.0
大 飯	2005. 6. 7	1.7	1.4	1.0	0.2	5,353	A 22.0 = 6.34 A 23.0 = 0.87 A 24.0 = 0.24	22.0
内 浦	2005. 6. 8	4.4	3.4	2.6	3.6	7,725	A 20.0 =16.13 A 21.0 = 7.81 A 22.0 = 1.43 A 23.0 = 0.12	20.0
美 浜	2005. 7.28	2.2	0.7	—	—	2,127	A 28.0 = 2.24 A 29.0 = 0.93 A 30.0 = 0.24	28.0
浦 底	2005. 9.16	3.5	3.2	—	—	2,758	A 26.5 = 0.87 A 27.0 = 0.36	26.5
大 飯	2005.10.13	3.6	1.8	1.6	1.8	9,890	A 24.5 =18.30 A 25.0 = 8.27 A 26.0 = 1.96 A 27.0 = 0.47 A 28.0 = 0.09	24.5
内 浦	2005.10.14	7.1	3.0	4.1	0.6	5,300	A 24.0 = 9.37 A 25.0 = 4.32 A 26.0 = 0.90 A 27.0 = 0.15	24.0
立 石	2005.11.14	1.7	1.9	0.2	—	3,000	A 20.5 = 7.17 A 21.0 = 3.92 A 22.0 = 1.37 A 23.0 = 0.72 A 24.0 = 0.35 A 25.0 = 0.13 A 26.0 = 0.02	20.5
浦 底	2006. 1.26	4.5	1.9	—	—	2,220	A 12.0 = 1.24 A 13.0 = 0.97 A 14.0 = 0.22 A 15.0 = 0.09 A 16.0 = 0.04 A 17.0 = 0.01	12.0
美 浜	2006. 2.21	2.6	1.4	—	—	2,455	A 10.0 = 5.82 A 11.0 = 4.09 A 12.0 = 3.17 A 13.0 = 2.16 A 14.0 = 1.26 A 15.0 = 0.26	10.0

(資料：水産試験場)

図 3 - 2 6 九頭竜川流域下水道計画図



北部幹線	金津幹線	北部圧送幹線
南部幹線	春江幹線	南部圧送幹線
坂井幹線	丸岡幹線	北潟幹線
芦原幹線	西部幹線	

（資料：都市整備課）

表3 - 27 公共下水道の現況（公共下水道・特定環境保全公共下水道・流域下水道）

* 下段：定住、上段：観光（宿泊＋日帰り）ピーク人口／日											
市町村名		事業名	処理場名	排除方式	処理方式	都計決定 告示日 下流事業 認可日	認可計画		認可処理能力 現有処理能力 (日最大 m³/日)	事業認可 工期 (年度)	事業者手 年度 (事業着手 年月)
							計画人口 人	計画面積 ha			
福井市	旧福井市	公共下水道	境浄化センター	合流	標準活性	H14.12.2 H17.1.25	51,190	852.0	23,800 23,800	S23-H22	S23 (S23.4)
		〃	日野川浄化センター	分流通	標準活性	H14.12.2 H17.1.25	147,900	3,587.0	128,800 128,800		S55
		〃	流域下水道関連 (1・2・3処理区)	分流通	流域	H15.9.1 H16.3.30	17,600	677.0	15,237	S58-H22	S58
		特定環境保全 公共下水道	蘆葉浄化センター (蘆葉・国見)	分流通	O D	H14.3.20	23,770 4,240	106.0	4,600 4,600	H 4-H23	H4
		特定環境保全 公共下水道	鵜浄化センター (川西・大安寺)	分流通	O D	— H14.3.20	— 3,263 23,770	— 97.0	1,800 0	H10	
		計					224,193	5,319.0	159,000 157,200		
	旧美山町	特定環境保全 公共下水道	(フレックス)羽生浄化センター	分流通	P O D	— H15.12.1	944	30.0	500 500	H 9-H21	H 9 (H9.12)
			美山浄化センター	分流通	P O D	— H15.12.1	— 741	— 12.1	400	H 9-H21	
		計					1,685	42.1	900 500		
	旧清水町	公共下水道	清水東部環境センター	分流通	O D	H16.5.14 H16.9.24	4,600	146.4	3,100 1,740	S46-H22	S46 (S46.4)
		特定環境保全 公共下水道	清水西部環境センター	分流通	O D	— H 7.3.21	4,090	96.0	3,940 1,970	S62-H13	S62
		計					8,690	242.4	7,040 3,710		
	敦賀市	公共下水道	天筒浄化センター	分流通	高度処理	H14.8.30 H14.9.10	52,300	1,332.0	40,925 30,600	S49-H20	S49 (S49.10)
	小浜市	公共下水道	小浜浄化センター	分流通	標準活性	H15.1.17 H15.3.31	22,200	722.0	19,020 12,000	S58-H22	S58 (S58.2)
	大野市	公共下水道	大野市下水処理センター	分流通	O D	H 8.1.17 H16.5.14	10,800	285.0	6,000 1,400	H 8-H21	H 8 (H8.7)
	勝山市	公共下水道	勝山浄化センター	分流通	標準活性	S63.7.7 H16.5.14	25,200	970.0	21,900 13,000	S51-H20	S51 (S52.2)
	鯖江市	公共下水道	鯖江環境衛生センター	分流通	標準活性	H12.8.1 H16.9.14	51,600	2,027	62,000 54,900	S49-H20	S49 (S49.10)
		特定環境保全 公共下水道	公共関連特環	分流通	鯖江環境衛生センター	— H16.9.14	2,730	144	—	H 16-H20	H 17
		計					54,330	2,171	62,000 54,900		
越前市	旧武生市	公共下水道	家久浄化センター	分流通	標準活性	H17.8.9 H17.9.30	35,700	1,130.0	32,600 19,200	S45-H20	S45 (S45.4)
		特定環境保全 公共下水道	公共関連特環	分流通	家久浄化C	— H17.9.30	5,400	161.0	—	H 8-H20	H 7
		公共下水道	水循環センター	分流通	O D	H17.8.9 H17.9.30	9,100	378.0	6,800 0	H11-H20	H12
		計					50,200	1,669	39,400 19,200		
	旧今立町	公共下水道	今立浄化センター	分流通	嫌気好氧ろ床法	H16.4.30 H16.8.13	7,600	250.0	3,400 1,130	H 12-H22	H12 (H12.5)
あわら市	旧芦原町	公共下水道	流域下水道関連 (1～6処理区)	分流通	流域	H 8.3.26 H16.3.30	10,540 13,822	667.1	計画決定 H 15.12.5 下法認可 H 16.3.16 計画人口	S54-H22	S54 (S55.2)
	旧金津町	公共下水道	流域下水道関連 (1～4処理区)	分流通	流域	S63.7.12 H16.3.30	15,630 21,179	685.0	31,719	S56-H22	S56 (S56.6)
坂井市	旧三国町	公共下水道	流域下水道関連 (1～6処理区)	分流通	流域	S63.7.15 H16.3.30	24,400	893.4	138,782	S48-H22	S48 (S48.5)
	旧丸岡町	公共下水道	流域下水道関連 (1～2処理区)	分流通	流域	S63.7.15 H16.3.30	29,030	1,060.8	計画面積	S59-H22	S59 (S59.5)
	旧春江町	公共下水道	流域下水道関連 (1～6処理区)	分流通	流域	H18.1.30 H18.3.10	25,000	634.0	5,101.3	S57-H22	S57 (S57.5)
	旧坂井町	公共下水道	流域下水道関連 (1～7処理区)	分流通	流域	H 8.3.27 H16.3.30	13,300	484.0	96,000 56,400	S59-H22	S59 (S59.12)
									計画汚水量	2,490 2,759	S53-H22
五領川処理区	五領川公共下水道組合 (組合施工)	公共下水道 坂井市(旧丸岡町)	五領川浄化センター	分流通	標準活性	H 2.8.24 H17.3.25	6,384 3,820 5,490	142.9	2,490 2,759		
	公共下水道 永平寺町(旧松岡町)	2,480				116.6	小計 5,249				
	計	11,874 6,300				259.5	6,214 11,463				
	永平寺町 (旧松岡町)	公共下水道	五領川浄化センター	分流通	標準活性	H 3.11.26 H17.3.25	9,666	184.1	12,600 9,000	H 4-H22	H 4 (H4.11)
	五領川浄化センター計										
永平寺町	特定環境保全 公共下水道	志比浄化センター	分流通	回転生物接触	—	15,200 600	15.0	1,150 1,150	S52-H17	S53 (S53.4)	
		中央浄化センター	分流通	回転生物接触	H13.4.12	6,100	171.0	3,180 3,180		S55	
		計					15,200 6,700	186.0	4,330 4,330		
南越前町	美浜町	公共下水道	美浜町浄化センター	分流通	O D	H 6.3.4 H16.9.7	3,584 7,600	307.1	6,000 4,000	H 1-H22	H 1 (H2.3)
	池田町	特定環境保全 公共下水道	池田水処理センター	分流通	O D	— H12.2.14	1,890 2,710	99.0	1,640 1,640	H 5-H16	H 5 (H5.11)
	旧南条町	特定環境保全 公共下水道	南条浄化センター	分流通	P O D	— H11.3.18	3,700	87.0	1,380 1,380	S63-H17	S63 (S63.10)
	旧河野村	特定環境保全 公共下水道	河野浄化センター	分流通	O D	— H11.10.25	3,490 2,150	38.6	1,840 1,840	H 7-H14	H 7 (H7.6)
	旧朝日町	公共下水道	朝日浄化センター	分流通	標準活性	H 7.2.27 H18.1.27	8,020	419.0	6,000 4,500	S53-H23	S53 (S53.11)
前町	旧織田町	公共下水道	織田浄化センター	分流通	O D	H 6.3.16 H14.3.20	3,800	186.0	3,600 2,400	H 1-H20	S63 (H1.2)
		特定環境保全 公共下水道	公共関連特環	分流通	織田浄化C	— H14.3.20	1,500	58.0	—		H 6
		計					5,300	244.0	3,600 2,400	H 1-H20	
	旧宮崎村	特定環境保全 公共下水道	宮崎浄化センター	分流通	O D	H 6.8.24 H11.1.5	1,130 2,015	60.0	835 835	S59-H14	S59 (S59.12)
いお町	高浜町	公共下水道	高浜町せらぎランド	分流通	嫌気無酸素好気式	H12.4.3 H15.3.27	65,500 10,000	333.0	11,300 5,700	H12-H20	H 5 (H5.9)
	旧名田庄村	特定環境保全 公共下水道	東部浄化センター	分流通	O D	— H15.3.27	1,800	51.0	980 980	H 5-H19	H 5 (H6.2)
若狭町	旧三方町	特定環境保全 公共下水道	三方浄化センター	分流通	凝集材添加O D	— H13.5.28	4,200	98.0	2,600 2,600	H 5-H17	H 5 (H5.12)
		簡易な 公共下水道	海越浄化センター	分流通	膜分離活性	— H15.4.3	270 197	7.0	230 —	H15-H21	H15
		計					4,397	105.0	2,830 2,600		
	旧上中町	特定環境保全 公共下水道	三宅浄化センター	分流通	P O D	— H15.3.27	2,510	114.0	1,200 1,200	H 5-H19	H 5 (H5.12)
			熊川浄化センター	分流通	P O D	— H15.3.27	890	24.0	400 1,600		H 5 (H5.12)
		計					3,400	138.0	1,600		
市町村計						112,687 652,138	19,925.6	414,520 334,445			
九頭竜川流域下水道		流域下水道	九頭竜川浄化センター	分流通	標準活性	H 15.12.5 H 16.3.16	31,719 138,782	96,000 56,400	S52-H22	S52	
県計						112,687 652,138	19,925.6	510,520 390,845			

(資料：都市整備課)

表 3 - 28 浄化槽設置届出基数（人槽別）

（平成18年3月31日現在）

保健所	市 町	単 独 処 理 浄 化 槽					合 併 処 理 浄 化 槽					合 計			
		5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計	5～10	11～20	21～50		51～200	201～500	501～
福 井	福井市	23,193	2,024	2,463	415	39		28,134	3,043	133	218	400	139	51	3,984
	永平寺町	504	29	30	10			573	31	3	3	8	2	4	51
	計	23,697	2,053	2,493	425	39		28,707	3,074	136	221	408	141	55	4,035
坂 井	あわら市	1,812	144	210	37	2	3	2,208	251	18	4	26	7	7	313
	坂井市	6,333	420	478	110	5	3	7,349	802	44	32	67	24	8	977
大野 興越	計	8,145	564	688	147	7	6	9,557	1,053	62	36	93	31	15	1,290
	大野市	5,101	423	572	89	11		6,196	1,228	60	39	77	43	18	1,465
勝山	勝山市	687	75	89	22	2		875	212	3	3	10	7	2	237
	計	5,788	498	661	111	13		7,071	1,440	63	42	87	50	20	1,702
丹 南	鯖江市	3,529	225	202	27	4		3,987	896	10	7	19	6	3	941
	越前市 (旧今立町)	1,696	129	106	18	5		1,954	1,082	4	10	17	4	1	1,118
	池田町	172	10	21	5			208	40		2		2		44
	越前町	815	99	138	22	3		1,077	51	1	3	29	2	5	91
	小計	6,212	463	467	72	12		7,226	2,069	15	22	65	14	9	2,194
武 生	越前市 (旧武生市)	9,025	677	805	148	18	2	10,675	2,960	82	119	141	42	21	3,365
	南越前町	182	25	32	6	1		246	122	7	5	7	11	5	157
	小計	9,207	702	837	154	19	2	10,921	3,082	89	124	148	53	26	3,522
二 州	計	15,419	1,165	1,304	226	31	2	18,147	5,151	104	146	213	67	35	5,716
	敦賀市	4,522	562	785	214	26	2	6,111	1,936	56	69	124	53	28	2,266
	美浜町	295	15	31	2			343	115	8	2	9	1	1	136
	若狹町 (旧三方町)	76	21	44	12			153	10		2	10	4	5	31
若 狹	計	4,893	598	860	228	26	2	6,607	2,061	64	73	143	58	34	2,433
	小浜市	562	136	181	26	7		912	611	30	35	38	22	12	748
	高浜町	237	41	89	46	2		415	158	11	23	18	11	4	225
	おおい町	49	29	28	6			112	54	6	5	30	24	13	132
県 計	若狹町 (旧上中町)	38	4	21	3			66	17	4	7	9	6	5	48
	計	886	210	319	81	9		1,505	840	51	70	95	63	34	1,153
県 計	計	58,828	5,088	6,325	1,218	125	10	71,594	13,619	480	588	1,039	410	193	16,329

（資料：食品安全・衛生課）

表 3 - 29 年度別し尿処理状況

(単位：人、kℓ)

年 度			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
区 分			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
県 内 総 人 口			827,833	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,723	828,595	827,085	828,451
計 画 処 理 区 域 内 人 口			827,833	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,723	828,595	827,085	828,451
内 訳	水洗化人口	下 水 道 人 口	324,851	337,338	355,476	369,967	387,843	416,528	432,530	446,129	457,614	469,097
		地域し尿処理人口	544	541	543	536	362	194	194	187	213	186
		浄 化 槽 人 口	255,233	262,072	270,345	273,518	269,859	262,976	257,733	265,387	258,320	252,411
		合 計	580,628	599,951	626,364	644,021	658,064	679,698	690,457	711,703	716,147	721,694
	非水洗化人口	計 画 収 集 人 口	230,747	217,550	193,244	178,301	166,396	153,252	134,251	112,036	106,957	103,007
		自 家 処 理 人 口	16,458	11,196	9,471	7,246	5,251	5,091	5,015	4,856	3,981	3,750
		合 計	247,205	228,746	202,715	185,547	171,647	158,343	139,266	116,892	110,938	106,757
計 画 処 理 区 域 外 人 口			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水 洗 化 率 (%)			70.1	72.4	75.5	77.6	79.3	81.1	83.2	85.9	86.6	87.1
衛 生 処 理 率 (%)			98.0	98.6	98.9	99.1	99.3	99.4	99.4	99.4	99.5	99.5
原単位	一人一日平均排出量 (ℓ) (し尿)		1.62	1.64	1.73	1.76	1.72	1.66	1.76	1.91	1.85	1.76
	一人一日平均排出量 (ℓ) (浄化槽汚泥)		1.23	1.28	1.27	1.28	1.40	1.46	1.53	1.43	1.43	1.51
計 画 収 集 量			251,616	253,762	247,937	242,878	242,186	233,216	229,960	216,451	207,109	205,098
内 訳		し 尿	137,256	130,885	122,869	115,518	104,724	93,178	86,139	78,054	72,237	66,364
		浄 化 槽 汚 泥	114,360	122,877	125,068	127,360	137,462	140,038	143,821	138,397	134,872	138,734
収集形態別内訳	委 託	し 尿	1,013	1,139	705	675	4,225	3,753	696	686	441	426
		浄 化 槽 汚 泥	2,998	2,089	2,657	2,829	10,648	9,432	2,567	230	217	285
		合 計	4,011	3,228	3,362	3,504	14,873	13,185	3,263	916	658	711
	許 可	し 尿	136,243	129,746	122,164	114,843	100,499	89,425	85,443	77,368	71,796	65,938
		浄 化 槽 汚 泥	111,362	120,788	122,411	124,531	126,814	130,606	141,254	138,167	134,655	138,449
		合 計	247,605	250,534	244,575	239,374	227,313	220,031	226,697	215,535	206,451	204,387
計 画 処 理 量			251,616	253,762	247,937	242,878	242,186	233,216	229,378	219,778	210,317	208,702
処 理 内 訳	し尿処理施設	し 尿	119,434	106,317	100,362	94,677	86,152	76,475	79,057	61,214	59,291	60,900
		浄 化 槽 汚 泥	75,756	72,032	74,664	76,297	85,661	86,962	130,909	112,083	81,313	126,751
		合 計	195,190	178,349	175,026	170,974	171,813	163,437	209,966	173,297	140,604	187,651
	下水道投入等	し 尿	17,822	24,568	22,507	20,841	18,572	17,513	6,500	20,135	16,166	9,023
		浄 化 槽 汚 泥	38,604	50,845	50,404	51,063	51,801	53,076	12,912	26,346	53,547	12,028
		合 計	56,426	75,413	72,911	71,904	70,373	70,589	19,412	46,481	69,713	21,051
自 家 処 理 量			8,923	5,974	5,166	3,908	3,052	3,816	4,189	7,058	7,090	6,781
し 尿 等 の 総 排 出 量			260,539	259,736	253,103	246,786	245,238	237,842	233,567	226,836	217,407	215,483

(資料：廃棄物対策課)

表 3－30 農業集落排水事業実施状況（平成18年3月末現在）

市町名	住民基本 全体計画(整備構想)				平成17年度までに事業採択										平成17年度までに完了										備考					
	台帳人口 (H19年度末)	整備計画		モ デ ル	ミ ニ	集排(一般)		集排(緊急)		地方単独等		計		対市町村 対集排	モ デ ル	ミ ニ	集排(一般)		集排(緊急)		地方単独等		計			対市町村 対集排				
		人口	処理区数			人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数				人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数			人口	処理区数	人口	処理区数
福井市	267,494	16,247	25	2,231	7	0	0	11,355	15	227	1	0	0	13,813	23	5.2%	2,231	7	0	0	8,057	11	227	1	0	0	10,515	19	3.9%	
敦賀市	67,888	4,120	10	0	0	0	0	3,210	6	0	0	0	0	3,210	6	4.7%	0	0	0	0	2,253	5	0	0	0	0	2,253	5	3.3%	
越前市	85,335	6,898	9	0	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.0%	0	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.0%	公共下水道、合併処理 (旧今立町)
小浜市	33,176	9,949	14	0	0	0	0	7,499	9	1,818	2	0	0	9,317	11	28.1%	0	0	0	0	7,499	9	1,818	2	0	0	9,317	11	28.1%	
大野市	40,499	9,714	16	832	3	0	0	7,396	11	341	1	0	0	8,569	15	21.2%	832	3	0	0	5,552	9	341	1	0	0	6,725	13	16.6%	合併処理 (旧和泉村)
勝山市	28,380	3,782	6	0	0	0	0	2,588	4	0	0	0	0	2,588	4	9.1%	0	0	0	0	1,662	3	0	0	0	0	1,662	3	5.9%	
鯖江市	65,761	11,901	6	2,010	1	0	0	9,891	5	0	0	0	0	11,901	6	18.1%	2,010	1	0	0	7,162	4	0	0	0	0	9,172	5	13.9%	
あわら市	31,926	1,410	2	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	4.4%	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	4.4%	
坂井市	92,950	1,910	3	0	0	0	0	1,910	3	0	0	0	0	1,910	3	2.1%	0	0	0	0	1,910	3	0	0	0	0	1,910	3	2.1%	泥城間連公共下水道 (旧三国町・旧坂井町)
永平寺町	20,428	4,488	4	810	1	0	0	3,678	3	0	0	0	0	4,488	4	22.0%	810	1	0	0	3,678	3	0	0	0	0	4,488	4	22.0%	特定環境保全公共下水道 (合併処理 旧永平寺町)
池田町	3,854	1,116	2	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0%	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0%	
南越前町	13,131	7,488	13	0	0	0	0	7,187	12	301	1	0	0	7,488	13	57.0%	0	0	0	0	7,187	12	301	1	0	0	7,488	13	57.0%	
越前町	25,746	4,601	10	145	1	0	0	4,280	9	0	0	0	0	4,425	10	17.2%	145	1	0	0	4,144	8	0	0	0	0	4,289	9	16.7%	
美浜町	11,850	3,000	9	1,415	4	0	0	1,585	5	0	0	0	0	3,000	9	25.3%	1,415	4	0	0	1,001	4	0	0	0	0	2,416	8	20.4%	
高浜町	12,019	3,309	7	0	0	0	0	3,236	6	0	0	0	0	3,236	6	26.9%	0	0	0	0	1,495	4	0	0	0	0	1,495	4	12.4%	
おおい町	9,485	6,981	26	490	3	0	0	838	2	426	1	5,227	20	6,981	26	73.6%	490	3	0	0	838	2	426	1	5,227	20	6,981	26	73.6%	
若狭町	17,421	9,435	10	590	1	2,717	1	5,980	6	73	1	0	0	9,360	9	53.7%	590	1	2,717	1	5,980	6	73	1	0	0	9,360	9	53.7%	
県 合計	827,343	106,349	172	8,863	22	2,717	1	75,402	103	3,979	8	5,227	20	96,188	154	11.6%	8,863	22	2,717	1	63,187	90	3,979	8	5,227	20	83,973	141	10.1%	
市 計	713,409	65,931	91	5,413	12	0	0	48,295	59	2,386	4	0	0	56,094	75	7.9%	5,413	12	0	0	38,541	50	2,386	4	0	0	46,340	66	7.3%	
町 計	113,934	40,418	81	3,450	10	2,717	1	27,107	44	1,593	4	5,227	20	40,094	79	35.2%	3,450	10	2,717	1	24,646	40	1,593	4	5,227	20	37,633	75	33.0%	

注) 1. 供用率＝供用(完了)現況定住人口／整備人口(H13末現況定住人口)
2. 処理区・人口については、福井県汚水処理整備構想(H15.3 策定)に基づき調整した数字である。
3. モデル・農村総合整備事業の略 ミニ・農村基礎総合整備事業の略 集排・農業集落排水事業の略 緊急・農業集落排水緊急整備事業の略
4. 採択率・供用率共に人口ベースの数値である。

(資料：農村振興課)

表 3 - 31 漁業集落排水施設の整備状況

(平成18年3月31日現在)

地 区 名	事業主体	漁 港 名	処理開始 年 度	地区人口
福井市 蒲生・茱崎	福 井 市	茱 崎 漁 港	H 16	1,161人
越前町 梅 浦	越 前 町	越 前 漁 港	H 13	1,752人
越前町 厨	越 前 町	越 前 漁 港	H 16	2,588人
越前町 米 ノ	越 前 町	米 の 浦 漁 港	(予定) 建設中 H 19	664人
敦賀市 立 石	敦 賀 市	立 石 漁 港	H 18	84人
敦賀市 白 木	敦 賀 市	白 木 漁 港	H 6	75人
敦賀市 浦 底	敦 賀 市	浦 底 漁 港	H 8	86人
美浜町 日 向	美 浜 町	日 向 漁 港	H 3	734人
美浜町 菅 浜	美 浜 町	菅 浜 漁 港	H 5	515人
美浜町 丹 生	美 浜 町	丹 生 漁 港	S 62	319人
若狭町 世 久 見	若 狭 町	世 久 見 漁 港	S 63	142人
若狭町 神 子	若 狭 町	神 子 漁 港	H 4	160人
若狭町 小 川	若 狭 町	小 川 漁 港	H 11	246人
若狭町 常 神	若 狭 町	常 神 漁 港	H 18	178人
小浜市 阿納・犬熊	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 元	166人
小浜市 志 積	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 元	56人
小浜市 矢 代	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 2	67人
小浜市 泊	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 4	110人
小浜市 宇久・加尾・西小川	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 5	142人
小浜市 田 烏	小 浜 市	田 烏 漁 港	H 8	466人
小浜市 仏 谷	小 浜 市	小 浜 漁 港	H 11	53人
高浜町 音 海	高 浜 町	音 海 漁 港	H 14	182人
高浜町 上瀬・日引	高 浜 町	上 瀬 漁 港	H 18	152人
越前町 白浜(城崎)	越 前 町	白浜(城崎)漁港	(予定) 建設中 H 22	663人

(資料：水産課)

表 3 - 32 林業集落排水施設の整備状況

(平成18年3月31日現在)

地 区 名	事業主体	処理開始 年 度	地区人口
越前市 中 山	越 前 市	平成11	80人
福井市 間 戸	福 井 市	平成15	135人

(資料：森づくり課)

4 土壌・地盤関係資料

表 4 - 1 土壌の汚染に係る環境基準

(単位：mg / 検液 1 L)

項 目	基 準
カドミウム	0 . 0 1 以下 農用地： 1 mg 未満 / 米 1 kg
全シアン	不 検 出
有機燐	不 検 出
鉛	0 . 0 1 以下
六価クロム	0 . 0 5 以下
砒素	0 . 0 1 以下 田： 1 5 mg 未満 / 土壌 1 kg
総水銀	0 . 0 0 0 5 以下
アルキル水銀	不 検 出
P C B	不 検 出
銅	田： 1 2 5 mg 未満 / 土壌 1 kg
ジクロロメタン	0 . 0 2 以下
四塩化炭素	0 . 0 0 2 以下
1,2-ジクロロエタン	0 . 0 0 4 以下
1,1-ジクロロエチレン	0 . 0 2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0 . 0 0 6 以下
トリクロロエチレン	0 . 0 3 以下
テトラクロロエチレン	0 . 0 1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0 . 0 0 2 以下
チウラム	0 . 0 0 6 以下
シマジン	0 . 0 0 3 以下
チオベンカルブ	0 . 0 2 以下
ベンゼン	0 . 0 1 以下
セレン	0 . 0 1 以下
ふっ素	0 . 8 以下
ほう素	1 以下

表4 - 2 概況調査の結果（平成17年度）

測定項目		環境基準値 (mg/λ)	検出限界値 (mg/λ)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数
環境 基準 項目	ジクロロメタン	0.02	0.002	59	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	59	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	59	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	58	0	0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	58	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	59	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	59	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	58	0	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	58	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	59	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	59	0	0
	カドミウム	0.01	0.001	30	0	0
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0
	鉛	0.01	0.005	30	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0
	砒素	0.01	0.005	30	0	0
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0
	P C B	不検出	0.0005	30	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0
	セレン	0.01	0.002	30	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	27(1) ^注	0
	ふっ素	0.8	0.1	30	7	0
	ほう素	1	0.02	30	11	0
要 監 視 項 目	フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	30	0	(0)
	ニッケル	-	0.005	30	0	-
	アンチモン	(0.02)	0.001	30	0	(0)

(資料：環境政策課)

(備考) 1 調査地点数は1地区1地点の計60地点である。

2 福井市(特例市)分を含む。

3 要監視項目については、公共用水域等における指針値を括弧内に示した。

(注) ()内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数。(汚染の判断基準：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素5mg/λ)

表4 - 3 汚染井戸周辺地区調査の結果（平成17年度）

調査実施地区		小浜市下竹原地区	環境基準値： 10 mg/λ 検出限界値： 0.02 mg/λ
調査地点数		7地点	
汚染物質名		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
調査結果	検出地点数	1地点	
	環境基準超過地点数	0地点	

(資料：環境政策課)

(注) 検出地点数は、汚染の判断基準を超えて検出された地点数

表4 - 4 定期モニタリング調査の結果

(平成18年3月31日現在)

地 区 名	汚 染 物 質 (環境基準値)	汚染発見 年 月	モニタ リング 井戸数	定期モニタリングによる濃度変化		
				これまでの 最高検出 濃 度 A(mg/λ)	最高濃度検出井 での最近2年間 の平均濃度 B(mg/λ)	B/A ×100 (%)
1 福井市麻生津	砒 素 注2 (0.01mg/λ)	16年 6月	2	0.012	0.008*	—
2 越前市塚町・三ツ屋町		12年 6月	2	0.031	0.020	—
3 坂井市坂井町上兵庫		10年 5月	1	0.035	<0.005*	—
4 若狭町東部		9年12月	3	0.15	0.072	—
5 高浜町菌部		2年11月	1	0.039	0.033	—
6 永平寺町光明寺	1,2-ジクロロエタン (0.004mg/λ)	12年 5月	3	0.015	0.0007*	5
7 福井市江守中 注1	トリクロロエチレン (0.03mg/λ)	10年 9月	1	<0.002	<0.002*	—
8 福井市石橋町 注1		10年 9月	2	0.017	0.002*	24
9 越前市吉野		1年11月	5	0.11	0.058	57
10 越前市大虫		2年 2月	4	0.12	0.036	30
11 越前市米口町		10年 9月	2	0.17	0.025*	21
12 鯖江市豊		2年 6月	3	0.064	0.036	56
13 鯖江市神明南部		4年 5月	5	0.37	0.072	19
14 鯖江市立待南部		7年10月	4	0.054	0.019*	35
15 鯖江市立待北部		8年 5月	5	0.12	0.027*	23
16 鯖江市上河内町		8年 6月	3	0.31	0.014*	5
17 鯖江市立待西部		8年10月	4	0.16	0.026*	16
18 越前町小曽原1区 注1		10年 9月	2	<0.002	<0.002*	—
19 越前町小曽原3区 注1		10年 9月	2	<0.002	<0.002*	—
20 敦賀市布田町	テトラクロロエチレン (0.01mg/λ)	11年 5月	4	0.021	0.0099*	47
21 越前市北府		1年11月	4	0.027	0.016	59
22 大野市新町		1年12月	5	0.065	0.010	15
23 勝山市滝波町		8年 5月	3	0.024	0.0057*	24
24 鯖江市本町		5年 4月	5	0.38	0.15	39
25 鯖江市横越町		7年 5月	2	0.017	0.0030*	18
26 永平寺町牧福島		4年 5月	5	0.087	0.0011*	1
27 福井市蒲生	硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素(10mg/λ)	16年 6月	1	13	8.4	53
28 高浜町立石	六価クロム(0.05mg/λ)	12年 8月	1	0.54	0.17	31
29 鯖江市水落	硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素(10mg/λ)	15年 5月	2	28	8.2	29
	砒 素 注2 (0.01mg/λ)	12年 6月	1	0.032	0.023	—
30 高浜町東三松	硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素(10mg/λ)	12年 8月	1	51	26	51
	1,1-ジクロロエタン (0.02mg/λ)	7年12月	1	0.13	0.052	40
31 鯖江市立待東部	トリクロロエチレン (0.03mg/λ)			0.099	0.013*	13
32 越前市王子保	シス-1,2-ジクロロ エタン(0.04mg/λ)	6年11月	7	0.097	0.054	56
	トリクロロエチレン (0.03mg/λ)	2年 7月		0.11	0.011	10
33 鯖江市筋生田町	シス-1,2-ジクロロ エタン(0.04mg/λ)	11年10月	2	0.073	0.036*	49
	トリクロロエチレン (0.03mg/λ)			0.11	0.048	44

(資料 環境政策課)

備考 *は、最近2年間の地下水汚染物質の平均濃度が環境基準以下であることを示します。

(注1) 環境基準の超過が工場敷地内の地下水に限定された地区。

(注2) 砒素による地下水汚染の原因は、いずれも自然由来と考えられます。

表 4 - 5 - 1 観測井における地下水位の経年変化

観測井	水位	(単位：管頭下m)																												
		52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
木田 (28m井)	最高	18.11	15.72	15.74	13.85	14.02	13.65	13.14	13.78	13.54	13.19	12.33	12.51	11.74	11.86	10.23	10.74	10.55	10.15	8.86	9.79	9.40	9.04	8.56	8.28	8.08	9.68	9.56	8.20	8.16
	最低	25.49	23.30	21.00	23.30	25.06	20.42	21.39	24.67	23.42	24.68	20.08	19.02	17.14	20.02	20.27	17.10	16.95	19.67	20.02	20.27	16.77	17.70	17.24	16.48	20.34	16.36	17.88	20.28	22.38
	変動差	7.38	7.58	5.26	9.45	11.04	6.77	8.25	10.89	9.88	11.49	7.75	6.51	5.40	8.16	10.04	6.36	6.40	9.52	11.16	10.48	7.37	8.66	8.68	8.20	12.26	6.68	8.32	12.08	14.22
	年平均	21.59	19.73	17.81	16.82	17.80	16.36	16.52	17.05	17.25	16.82	15.28	14.82	14.24	14.78	14.34	13.88	12.97	13.49	12.42	12.91	12.16	11.04	11.21	10.69	11.78	11.32	10.92	10.85	
木田 (130m井)	最高	17.30	15.50	15.00	13.10	13.80	12.75	12.20	13.35	12.70	12.26	11.50	11.62	10.99	11.18	9.78	10.26	9.74	9.62	8.32	9.22	8.80	8.32	7.84	8.00	7.68	7.28	7.36	6.56	7.34
	最低	36.92	33.85	26.20	31.45	35.60	27.00	26.80	33.00	28.70	33.42	25.26	23.60	20.36	28.74	27.10	20.54	21.08	24.50	24.90	27.12	20.86	22.20	22.40	21.92	28.32	16.88	22.00	23.68	25.38
	変動差	19.62	18.35	11.20	18.35	21.80	14.25	14.60	19.65	16.00	21.16	13.76	11.98	9.37	17.56	17.32	10.28	11.34	14.88	16.58	17.90	12.06	13.88	14.56	13.92	20.64	9.60	14.64	17.12	18.04
	年平均	24.14	22.02	19.72	18.88	19.75	17.97	17.95	18.76	18.33	18.03	16.63	15.91	15.35	15.75	15.52	14.90	13.86	14.38	13.20	13.77	12.97	11.62	11.93	11.24	10.77	10.18	9.85	9.95	10.89
下荒井 (51m井)	最高	14.20	12.58	12.09	10.19	10.31	8.80	8.93	8.71	9.07	8.30	7.32	7.20	6.49	5.72	4.76	5.16	5.12	4.84	4.04	3.60	4.28	3.84	3.44	3.12	2.84	2.48	2.64	2.16	2.28
	最低	27.38	23.24	17.80	23.19	26.38	18.80	18.30	23.88	20.36	23.09	17.30	14.90	11.95	15.97	15.96	10.56	11.76	13.56	16.34	15.92	10.60	11.40	12.00	10.64	13.28	10.96	10.20	12.64	13.08
	変動差	13.18	10.66	5.71	13.00	16.07	10.00	9.37	15.17	11.29	14.79	9.98	7.70	5.46	10.25	11.20	5.40	6.64	8.72	12.30	12.32	6.32	7.56	8.56	7.52	10.44	8.48	7.56	10.48	10.80
	年平均	17.76	16.35	14.55	13.54	13.91	11.72	11.29	11.88	11.87	11.47	9.39	8.86	8.26	7.84	7.41	7.40	6.86	7.24	6.52	6.79	6.35	5.46	5.41	4.49	4.09	3.85	3.88	3.61	4.67

(資料：環境政策課)

表 4 - 5 - 2 観測井における経年沈下量

観測井	収縮量	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
木田 (28m井)	年総量	2.74	2.51	1.46	2.10	1.70	0.86	1.06	5.19	1.48	1.19	1.69	0.38	0.31	1.13	0.93	0.78	-0.19	1.27	0.47	0.41	0.25	-0.16	0.88	-0.12	0.60	0.18	0.38	-0.56	3.88
	累積	5.34	7.85	9.31	11.41	13.11	13.97	15.03	20.22	21.70	22.89	24.58	24.96	25.27	26.40	27.33	28.11	27.92	29.19	29.66	30.07	30.32	30.16	31.04	30.92	31.52	31.70	32.08	31.52	35.40
	年総量	7.05	5.88	-4.04	13.11	-1.43	-0.39	4.07	18.97	-2.48	-5.12	1.17	1.86	2.07	0.29	3.58	0.23	-2.24	0.89	1.87	-0.80	-1.36	-2.88	6.12	-4.76	-0.64	1.27	-1.31	-1.08	24.96
木田 (130m井)	累積	16.03	21.91	17.87	30.98	29.55	29.16	33.23	52.20	49.72	44.60	45.77	47.63	49.70	49.99	53.57	53.80	51.56	52.45	54.32	53.52	52.16	49.28	55.40	50.64	50.00	51.27	49.96	48.88	73.84
	年総量	19.27	10.02	1.23	6.65	3.70	2.91	2.66	11.93	0.12	2.05	2.22	0.56	0.12	0.84	3.67	2.40	-0.60	3.28	4.16	-1.08	0.56	-0.36	2.32	-0.20	0.64	2.88	1.08	-0.72	9.88
	累積	34.80	44.82	46.05	52.70	56.40	59.31	61.97	73.90	74.02	76.07	78.29	78.85	78.97	79.81	83.48	85.88	85.28	88.56	92.72	91.64	92.20	91.84	94.16	93.96	94.60	97.48	98.56	97.84	107.72

備考 年総量は1月～12月までの観測の結果である。

(注) 年総量のーは隆起

(資料：環境政策課)

表 4 - 6 - 1 福井平野における水準測量結果

(単位: mm ▲: 隆記)

水準点番号	水準点所在地	変 動 量											年間変動	累積 (S50～H16)	対 象 測 定 地 域 機 関	
		51	52	53	54	54～56	56～60	60～63	63～H4	H4～H8	H8～H12	H12～H16				
1 (1)一級水準測量路線……………旧国道8号線(基15から910-1)																
基 15	あわら市熊坂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国
008-390	笹岡	1.7	0.2	0.0	1.4	▲ 0.7									(2.6)	〃
008-391	笹岡	1.0	3.0	▲ 1.6	2.4	▲ 0.8		34.3					1.3		(39.6)	〃
893	笹岡	▲ 0.7	1.0	▲ 2.7	1.4	▲ 1.1		2.9	2.5	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 0.0		2.3	〃
008-392	前谷	▲ 1.3	5.5	▲ 3.6	0.4	▲ 0.1		4.7	3.3	0.2	▲ 0.9	0.8	0.2	9.0		〃
894	中川	▲ 2.9	4.1	▲ 2.7	▲ 1.2	1.2		0.5	2.8	▲ 0.8	▲ 2.1	0.5	0.1	▲ 0.6		〃
895	瓜生	▲ 2.2	6.3	▲ 2.0	▲ 9.2	11.8		▲ 0.6	4.4	1.0	1.4	11.1	2.8	22.0		〃
008-395	丸岡町坪江					事故		再設	3.8	亡失				(3.8)		〃
008-396	長畝	▲ 0.2	7.8	▲ 1.5	▲ 4.9	5.2				亡失				(6.4)		〃
896	長畝	0.8	7.7	▲ 3.1	▲ 6.8	0.2		5.8	5.0	1.9	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.1	9.4		〃
008-398	谷町1丁目	▲ 1.8	5.7	▲ 0.9	▲ 7.1	1.0		7.4	4.0	3.3	▲ 2.3	0.6	0.2	9.9		〃
897	谷町3丁目	▲ 1.3	5.1	▲ 0.4	▲ 7.6	0.5	▲ 0.1	5.7	3.9	3.5	▲ 2.1	▲ 0.3	▲ 0.1	6.9		〃
008-399	共栄	設置	6.2	▲ 0.3	▲ 6.7	2.6	3.5	6.9	4.0	3.3	3.0	0.8	0.2	23.3		〃
008-400	吉政	▲ 0.7	7.2	▲ 2.1	▲ 7.8	1.4	2.4	4.3	1.9	2.5	▲ 5.0			4.1		〃
898	高柳	0.0	8.1	▲ 1.4	▲ 6.9	3.5	9.6	6.3	4.0	3.6	▲ 0.8	0.1	0.0	26.1		〃
008-401	北横地	▲ 1.2	9.0	▲ 1.3	▲ 6.4	1.7	3.6	5.9	3.6	2.8	▲ 1.5	1.5	0.4	17.7		〃
899	春江町寄安	0.1	11.2	▲ 4.4	▲ 5.6	2.0	2.6	4.7	2.5	1.5	▲ 2.3	0.5	0.1	12.8		〃
900	福井市下森田桜	2.8	12.1	▲ 4.2	▲ 5.5	2.5	8.2	5.6	10.0	5.0	▲ 0.7	0.6	0.2	36.4		〃
901	高木北1丁目	0.3	9.2	▲ 1.4	▲ 5.3	4.3	9.5	5.3	4.6	4.1	1.9	▲ 0.9	▲ 0.2	31.6		〃
902	文京1丁目	▲ 3.1	11.3	▲ 3.3	▲ 6.4	6.4	15.1	4.2	3.3	2.1	▲ 1.5	▲ 3.2	▲ 0.8	24.9		〃
交5258	松本2丁目	▲ 3.4	11.3	▲ 1.4	▲ 4.0	5.0	13.0	4.1	3.9	6.7	▲ 2.3	▲ 3.6	▲ 0.9	29.3		〃
903	大手3丁目	▲ 3.8	15.2	6.0	0.0	18.8	16.8	4.4	11.0	7.8	0.0	▲ 4.0	▲ 1.0	72.2		〃
008-410	大手3丁目	▲ 4.4	11.0	▲ 0.7	▲ 0.2	14.8	17.0	5.1	19.6					(62.2)		〃
008-411	毛矢1丁目	▲ 3.8	6.9	▲ 2.4	▲ 3.0	2.8	12.9				▲ 3.7			(9.7)	〇	〃
904	西木田1丁目	▲ 3.7	11.2	1.9	▲ 1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲ 3.5	▲ 9.5	▲ 2.4	35.9	〇	〃
008-412	みのり1丁目	▲ 0.3	4.4	▲ 0.3	4.6	▲ 0.4	14.1	4.2	4.0	亡失				(30.3)	〇	〃
125	みのり1丁目									設置	▲ 1.0	2.0	0.5	1.0		市
905	花堂北2丁目	▲ 2.6	▲ 1.6	▲ 4.0	0.7	▲ 6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 11.1	〇	国
008-413	花堂中1丁目	▲ 1.2	12.7	1.7	▲ 2.2	1.7	12.8	事故	-	1.5	0.6	▲ 1.2	▲ 0.3	26.4	〇	〃
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲ 1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲ 2.3	▲ 2.0	▲ 0.5	58.2	〇	〃
008-415	今市町	9.2	26.1	10.1	事故	再設	27.7	8.3	再設			▲ 1.2		(80.2)		〃
008-416	今市町	▲ 4.8	8.4	1.5	▲ 6.5	▲ 2.6	7.5							(3.5)		〃
907	今市町	▲ 7.0	3.4	0.8	▲ 5.0	▲ 1.5	8.2	3.2	3.5	0.3	▲ 2.3	0.9	0.2	4.5		〃
008-417	真木町	設置	11.6	3.3	▲ 0.7	1.9	8.8	9.4	13.7	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.2	45.3		〃
008-418	浅水二丁目	4.7	15.6	5.1	6.3	13.2	16.7	16.8	17.4	4.3	5.7	1.6	0.4	107.4		〃
908	下江尻町	▲ 9.0	1.2	▲ 0.8	1.5	1.2	▲ 1.7	6.1	4.2	▲ 3.8	▲ 1.5	▲ 1.5	▲ 0.4	▲ 4.1		〃
909	鯖江市神明町	▲ 3.1	▲ 1.2	0.2	2.1	▲ 1.5	2.1	3.9	4.7	▲ 2.0	▲ 1.5	▲ 1.2	▲ 0.3	2.5		〃
910	水落町	▲ 5.3	▲ 2.3	▲ 1.4	2.4	▲ 1.3	1.4	0.7	3.1	▲ 1.1	▲ 0.8	0.8	0.2	▲ 3.8		〃
38	上河端町	▲ 2.1	0.0	▲ 0.1	1.8	1.0	1.7	0.9	9.0			2.0		(14.2)		〃
910-1 仮不動点	新町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		〃
1 (2)一級水準測量路線……………九頭竜川左岸通り(附21から15)																
付21 仮不動点	三国町梶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国
44012-006	安島	▲ 0.1	▲ 0.6	0.2	1.3	8.9	1.0	再設	0.3	▲ 0.2	1.7	▲ 0.3	▲ 0.1	12.2		〃
44012-004	安島	1.4	▲ 2.3	0.0	1.2	3.1	▲ 1.5	▲ 0.8	1.1	▲ 1.1	事故	▲ 0.4		(0.7)		〃
44012-002	米ヶ脇	事故	2.4	▲ 1.0	3.4	3.9	67.3	3.4	1.5	3.8	1.6	3.1	0.8	89.4		〃
44012-000	元新	5.0	▲ 0.3	▲ 0.1	4.9	7.5	7.6	5.8	3.8	7	亡失	2.4		(43.6)		〃
3244	新保	1.9	3.4	▲ 6.3	3.7	1.2	▲ 0.9	2.8	▲ 1.9	2.1	1.8	0.2	0.1	8.0		〃
3245	下野	20.6	34.6	16.0	22.4	27.6	52.0	30.2	24.5	24.6	16.1	14.7	3.7	283.3		〃
41	下野	設置		2.0	18.2	19.0	29.4	13.0	5.5	7.3	4.7	▲ 1.2	▲ 0.3	97.9		〃
3246	福井市砂子田町	13.8	29.7	3.6	15.0	15.3	28.5	18.7	10.8	16.8	9.8	6.5	1.6	168.5		〃
42	昭和新町		設置	▲ 10.0	7.5	2.6	8.0	7.2	▲ 2.4	5.7	1.0	▲ 1.8	▲ 0.5	17.8		〃
43	三宅町		設置	▲ 16.0	1.1	▲ 1.5	0.7	4.0	▲ 2.8	4.6	0.0	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 10.1		〃
3247	布施田町	1.9	21.9	▲ 1.2	3.3	7.6	21.2	11.0	3.9	11.1	3.7	6.2	1.6	90.6		〃
3248	江上町	▲ 2.2	9.7	▲ 5.1	▲ 3.2	2.1	2.2	7.3	2.8	5.7	7.4	4.1	1.0	30.8		〃
3249	田ノ谷町	0.7	10.8	1.8	▲ 1.9	4.0	17.4	7.5	3.8	9.8	4.8	1.7	0.4	60.4		〃
3250	地藏堂町	▲ 0.6	12.1	1.4	▲ 1.2	9.7	17.4	9.8	18.6	10.1	4.6	4.5	1.1	86.4		〃
3251	文京6丁目	▲ 0.6	15.3	0.5	▲ 3.3	7.5	15.9	再設	6.2	4.1	▲ 0.7	▲ 4.7	▲ 1.2	40.2		〃
15	乾徳2丁目	▲ 4.4	17.6	8.3	0.4	13.2	69.7	36.7	32.7	19.7	12.7	14.1	3.5	220.7		〃
2 (1)福井平野北部(坂井郡)……………三国町梶からあわら市矢地(44012-008から44032-002)																
44012-008	三国町梶	3.0	0.0	▲ 1.0	1.0	0.0	3.0	2.0	再設		2	▲ 2	1	0.3	9.0	県
44012-010	平山	3.0	0.0	0.0	1.0	1.0	6.0	0.0	▲ 1.0	1	▲ 2	2	0.5	11.0		〃
44012-012	加戸	6.0	7.0	3.0	▲ 2.0	3.0	23.0	6.0	▲ 1.0	1	1	3	0.8	50.0		〃
44012-014	芦原町田中々	6.0	8.0	4.0	0.0	7.0	22.0	6.0	4.0	再設		4	3	0.8	64.0	〃
44013-000	国影	3.0	9.0	8.0				13.0	▲ 5.0	3	1	1	0.3	33.0		〃
44013-002	金津町坂の下	4.0	8.0	1.0				再設	▲ 1.0	2	2	2	0.5	18.0		〃
44032-000	菅野	▲ 4.0	4.0	▲ 6.0				5.0	再設		▲ 3	2	2	0.5	0.0	〃
44032-002	矢地	▲ 1.0	6.0	▲ 4.0				10.0		6	0	6	2	0.5	25.0	〃
2 (2)福井平野北部(坂井郡および福井市の一部)……………芦原街道(1から13)																
1	芦原町下番	16	22	11	10	21	33	21	12	4	5	4	1.0	159.0		県
2	坂井町大味	7	18	1	4	再設	49	23	12	4	2	3	0.8	123.0		〃
5	下兵庫	1	13	-3	-1	5	3	7	2	移設		▲ 3	0	0.0	24.0	〃
3253	春江町西長田	4	13	-4	0	3	1	5	2	3	▲ 6	1	0.3	22.0		〃
10	西太郎丸	2	17	-5	-1	7	7	6	4	9	再設			(46)		〃
12	針原	-2	13	-1	-2	2	7	3	5	4	▲ 6	1	0.3	24.0		〃
13	福井市大池町	4	17	3	-1	7	17	再設		21	6	▲ 1	2	0.5	75.0	〃
2 (3)福井平野北部(坂井郡)……………坂井町宮領～春江町江留上(7から11)																
3	坂井町木部新保	11.0	24.0	0.0	2.0	10.0	10.0	11.0	4.0	3.0	0.0	1	0.3	76.0		県
4	清永	5.0	16.0	0.0	▲ 1.0	4.0	10.0	8.0	4.0	0.0	▲ 4.0	▲ 2	▲ 0.5	40.0		〃
5	下兵庫	1.0	13.0	▲ 3.0	▲ 1.0	5.0	3.0	7.0	2.0	-	▲ 3.0	0	0.0	24.0		〃
6	上新庄	6.0	17.0	3.0				再設	19.0	20.0	2.0	6	1.5	73.0		〃
7	宮領	0.0	6.0	1.0				13.0	7.0	1.0	▲ 1.0	2	0.5	29.0		〃

注: 1) 累積の()は最終測定年までの累積である。

2) 年間変動はH12～H16の変動量の年平均値である。

		(単位:mm ▲:隆起)																
水準点番号	水準点所在地	変 動 量													年間変動	累 積 (S50～H12)	対 象 測 定 地 域 機 関	
		51	52	53	54	54～56	56～60	60～63	63～H4	H4～H8	H8～H12	H12～H16						
2 (3) 福井平野北部(坂井郡).....坂井町宮領～春江町江留上(7から11)																		
8	春江町布施田新	4.0	21.0	0.0	▲ 3.0	5.0	14.0	6.0	2.0	4.0	▲ 2.0	0	0.0	51.0		県		
9	高江	0.0	17.0	▲ 3.0	▲ 4.0	5.0	4.0	5.0	1.0	6.0	▲ 2.0	0	0.0	29.0		市		
10	西太郎丸	2.0	17.0	▲ 5.0	▲ 1.0	7.0	7.0	6.0	4.0	9.0	再設	1		(47)		市		
11	江留上	4.0	11.0	▲ 7.0	▲ 3.0	5.0	3.0	8.0	2.0	5.0	▲ 2.0	0	0.0	26.0		市		
3 福井市南部地域(対象地域)																		
008-411	福井市毛矢1丁目	▲ 3.8	6.9	▲ 2.4	▲ 3.0	2.8	12.9							(13.4)	○	国		
904	西木田1丁目	▲ 3.7	11.2	1.9	▲ 1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲ 3.5	▲ 9.5	▲ 2.4	35.9	○	市		
26	春日3丁目	▲ 6.0	9.0	1.0	▲ 4.0	3.0	18.0	5.0	8.0	8.0	▲ 4.0	▲ 3.0	▲ 0.8	35.0	○	市		
101	月見4丁目						設置	16.0	16.0	10.0	13.0	4.0	1.0	59.0	○	市		
008-412	みのり1丁目	▲ 0.3	4.4	▲ 0.3	4.6	▲ 0.4	14.1	4.2	4.0	事故				(30.3)	○	国		
125	みのり1丁目									設置	▲ 1.0	2.0	0.5	1.0	○	市		
26-1	木田1丁目	設置	13.0	1.0	▲ 2.0	2.0	22.0	2.0	7.0	0.0	▲ 8.0	▲ 6.0	▲ 1.5	31.0	○	市		
26-2	木田1丁目	設置	12.0	1.0	▲ 2.0	1.0	24.0	2.0	7.0	1.0	▲ 9.0	▲ 6.0	▲ 1.5	31.0	○	市		
27	下馬町	▲ 5.0	6.0	▲ 3.0	▲ 2.0	▲ 2.0	17.0	▲ 1.0	10.0	8.0	0.0	▲ 7.0	▲ 1.8	21.0	○	市		
905	花堂北2丁目	▲ 2.6	▲ 1.6	▲ 4.0	0.7	▲ 6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 11.1	○	国		
30	羽水1丁目	▲ 6.0	5.0	▲ 5.0	▲ 1.0	6.0	11.0	再設	14.0	8.0	▲ 1.0	0.0	0.0	31.0	○	市		
008-413	花堂中1丁目	▲ 1.2	12.7	1.7	▲ 2.2	1.7	12.8	事故	再設	1.5	0.6	▲ 1.2	▲ 0.3	26.4	○	国		
107	下六条町						設置	19.0	20.0	12.0	6.0	▲ 2.0	▲ 0.5	55.0	○	市		
28	小稲津町	▲ 5.0	2.0	▲ 1.0	0.0	▲ 3.0	11.0	0.0	0.0	5.0	▲ 1.0	▲ 3.0	▲ 0.8	5.0	○	市		
103	江守中町						設置	5.0	10.0	0.0	3.0	▲ 4.0	▲ 1.0	14.0	○	市		
104	西谷2丁目						設置	7.0	14.0	2.0	5.0	▲ 2.0	▲ 0.5	26.0	○	市		
105	大島町						設置	5.0	7.0	1.0	0.0	▲ 1.0	▲ 0.3	12.0	○	市		
110	江端町							設置	11.0	7.0	▲ 2.0	1.0	0.3	17.0	○	市		
31	大町	▲ 2.0	8.0	1.0	▲ 2.0	1.0	13.0	2.0	6.0	3.0	1.0	▲ 2.0	▲ 0.5	29.0	○	市		
32	下六条町	▲ 5.0	7.0	3.0	▲ 2.0	▲ 1.0	15.0	5.0	10.0	12.0	4.0	3.0	0.8	51.0	○	市		
40	下荒井町	設置	31.0	11.0	▲ 3.0	6.0	22.0	6.0	7.0	6.0	1.0		0.0	87.0	○	市		
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲ 1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲ 2.3	▲ 2.0	▲ 0.5	58.2	○	国		
4 (1) 対象地域を除く(福井市).....北西部																		
113	福井市灯明寺2丁目								設置	5.0	3.0	1.0	0.3	9.0		市		
14	新田塚町	▲ 2.0	10.0	2.0	▲ 1.0	1.0	11.0	12.0	10.0	5.0	▲ 5.0	▲ 1.0	▲ 0.3	42.0		市		
118	ハツ島町								設置	15.0	0.0	0.0	0.0	15.0		市		
100-1	文京3丁目						設置	0.0	6.0	6.0	2.0	▲ 5.0	▲ 1.3	9.0		市		
100-2	文京3丁目						設置	1.0	6.0	6.0	3.0	▲ 3.0	▲ 0.8	13.0		市		
15-1	乾徳2丁目							設置	14.0	13.0	3.0	▲ 2.0	▲ 0.5	28.0		市		
108	菅谷2丁目							設置	11.0	12.0	7.0	5.0	1.3	35.0		市		
119	学園1丁目							設置	14.0	6.0	▲ 1.0	▲ 0.3	19.0		市			
16	光陽4丁目	5.0	22.0	8.0	0.0	19.0	再設	14.0	10.0	11.0	3.0	1.0	0.3	93.0		市		
109	照手2丁目							設置	11.0	8.0	2.0	▲ 5.0	▲ 1.3	16.0		市		
117	順化2丁目								設置	5.0	0.0	▲ 3.0	▲ 0.8	2.0		市		
4 (2) 対象地域を除く(福井市).....北東部																		
20	福井市高木町	2.0	6.0	▲ 2.0	▲ 4.0	2.0	再設	10.0	6.0	13.0	▲ 3.0	1.0	0.3	31		市		
21	大和田町	10.0	8.0	▲ 1.0	0.0	1.0	11.0	3.0	2.0	5.0	▲ 5.0	3.0	0.8	37		市		
22	北野上町	5.0	0.0	▲ 4.0	▲ 2.0	▲ 6.0	9.0	▲ 1.0	2.0	3.0	▲ 8.0	5.0	1.3	3		市		
114	高柳町								設置	10.0	4.0	8.0	2.0	22		市		
115	大和田町								設置	9.0	2.0	1.0	0.3	12		市		
116	開発4丁目								設置	8.0	0.0	0.0	0.0	8		市		
111	四ッ井2丁目							設置	3.0	2.0	▲ 6.0	0.0	0.0	▲ 1		市		
5257	新保1丁目	2.0	7.0	▲ 4.0	0.0	▲ 7.0	13.0	0.0	3.0	1.0	▲ 1.0	0.0	0.0	14		市		
5256	上中町	0.0	3.0	▲ 4.0	▲ 3.0	▲ 2.0	6.0	▲ 2.0	3.0	2.0	▲ 9.0	3.0	0.8	▲ 3		市		
3259	原目町	▲ 1.0	3.0	▲ 3.0	▲ 1.0	▲ 2.0	12.0	▲ 5.0	3.0	3.0	▲ 5.0	1.0	0.3	5		市		
福井原標	大手3丁目						再設	9.0	6.0	4.0	▲ 2.0	▲ 2.0	▲ 0.5	15		市		
23	御幸2丁目	▲ 4.0	12.0	8.0	▲ 6.0	5.0	19.0	4.0	6.0	4.0	▲ 4.0	3.0	0.8	47		市		
106	成和2丁目						設置	5.0	8.0	6.0	▲ 2.0	▲ 1.0	▲ 0.3	16		市		
120	間屋2丁目								設置	7.0	▲ 5.0	▲ 2.0	▲ 0.5	0		市		
3260	河水町	▲ 5.0	3.0	▲ 4.0	0.0	▲ 2.0	11.0	▲ 1.0	2.0	5.0	▲ 7.0	▲ 1.0	▲ 0.3	1		市		
24	和田東町	▲ 6.0	8.0	▲ 1.0	▲ 5.0	▲ 2.0	20.0	1.0	再設	1.0	▲ 3.0	▲ 1.0	▲ 0.3	12		市		
25	曹万布町	▲ 9.0	3.0	▲ 7.0	3.0	▲ 8.0	13.0	再設	3.0	0.0	▲ 3.0	▲ 4.0	▲ 1.0	▲ 9		市		
3261	荒木町	▲ 8.0	▲ 1.0	▲ 5.0	1.0	▲ 6.0	5.0	▲ 3.0	1.0	2.0	▲ 4.0	▲ 2.0	▲ 0.5	▲ 20		市		
29	稲津町	▲ 5.0	0.0	▲ 1.0	3.0	▲ 5.0	6.0	1.0	2.0	5.0	▲ 4.0	▲ 1.0	▲ 0.3	1		市		
4 (3) 対象地域を除く(福井市).....南西部																		
112	福井市加茂河原2丁目							設置	5	3	▲ 3	▲ 3	▲ 0.8	2		市		
19	足羽2丁目	0	16	7	4.0	▲ 4.0	27.0	2	6	2	4	-13	▲ 3.3	51		市		
102	若杉町						設置	10	14	7	2	1	0.3	34		市		
17	福新町	2	15	0	▲ 4.0	4.0	16.0	10	10	4	1	0	0.0	58		市		
18	種池町	▲ 1	6	2	▲ 2.0	7.0	6.0	6	11	5	4	1	0.3	45		市		
121	合谷町								設置	3	3	1	0.3	7		市		
122	南居町								設置	30	21	10	2.5	61		市		
123	三尾野町								設置	12	15	4	1.0	31		市		
124	中野町								設置	4	3	0	0.0	7		市		
4 (4) 対象地域を除く(福井市).....南東部																		
33	福井市下細江町	▲ 8	1	▲ 2	1	▲ 6	3	1	3	8	▲ 3	▲ 1	▲ 0.3	▲ 3		市		
34	稲津町	▲ 6	2	▲ 4	2	▲ 4	10	8	再設	17	▲ 1	▲ 1	▲ 0.3	23		市		
35	新開町	▲ 5	8	4	事故	6	12	0	4	3	▲ 2	▲ 2	▲ 0.5	28		市		
36	上河北町	▲ 5	3	▲ 1	▲ 4	▲ 4	4	0	2	3	▲ 3	▲ 3	▲ 0.8	▲ 8		市		
37	上綱江町	▲ 5	2	▲ 1	▲ 1	▲ 5	3	0	4	4	▲ 1	▲ 3	▲ 0.8	▲ 3		市		
3272	半田町	1	9	5	▲ 4	6	8	3	5	▲ 1	事故	10		42		市		
3271	太田町	▲ 2	0	▲ 1	▲ 3	▲ 4	5	0	3	▲ 2	▲ 1	▲ 1	▲ 0.3	▲ 6		市		
3270	徳光町	▲ 5	0	▲ 1	▲ 2	▲ 5	8	0	2	1	1	1	0.3	0		市		

注: 1) 累積の()は最終測定年までの累積である。

2) 年間変動はH12～H16の変動量の年平均値である。

(資料: 環境政策課)

図 4. 6. 2 福井平野水準測量路線図

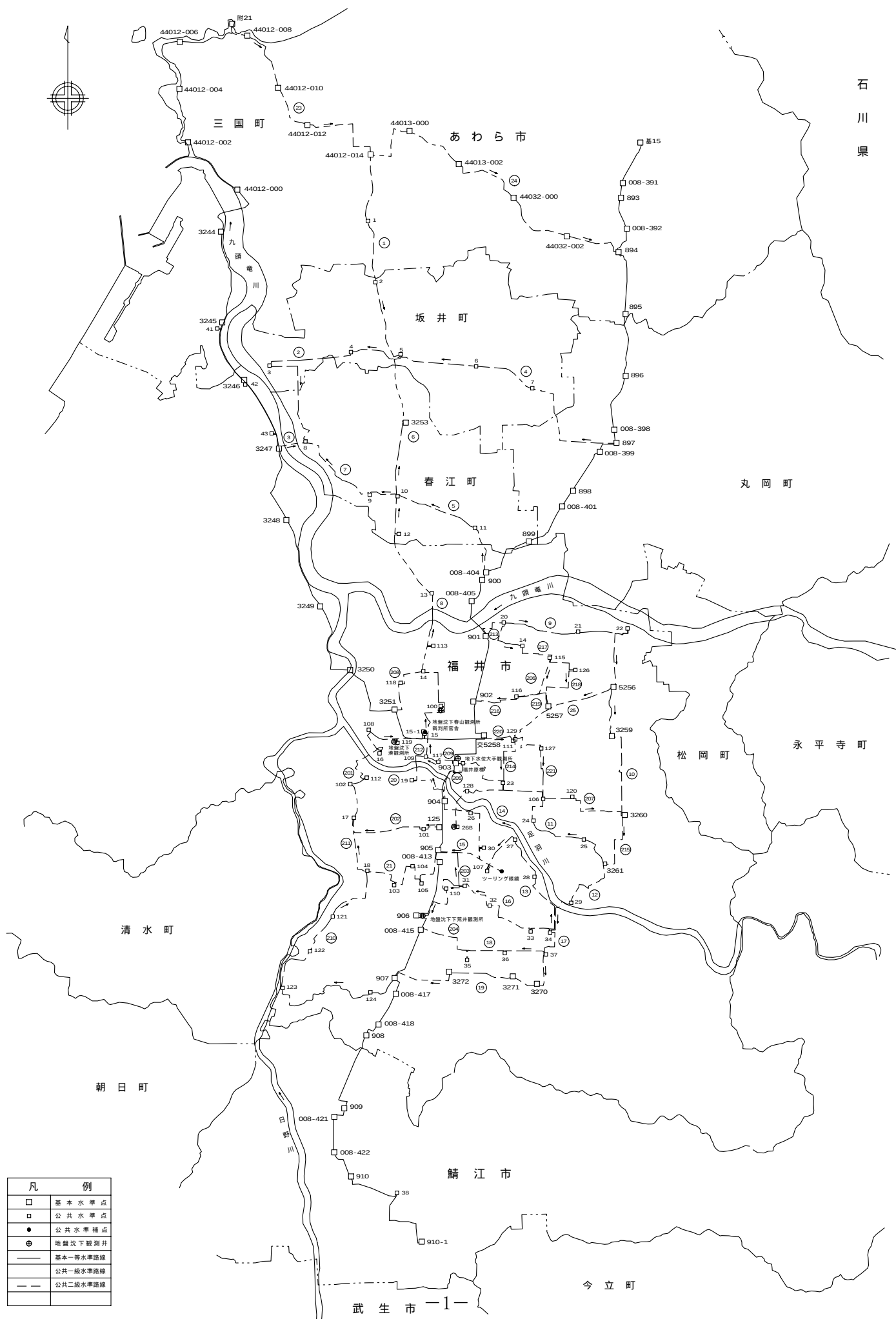


表 5 - 2 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	適 用 範 囲	達 成 期 間
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。	・環境基準が達成されていない地域または水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ・環境基準が達成されている地域または水域にあっては、その維持に努めること。 ・土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下	公共用水域および地下水について適用する。	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する。	
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	

(備考) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気および水質の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 5 - 3 ダイオキシン類に係る大気基準適用施設

1	鉄鋼業焼結施設	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼または鍛鉱の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉および乾燥炉であって、焙焼炉および乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの、溶解炉にあっては容量が1t以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積(二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計。)が0.5m ² 以上または焼却能力(二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計。)が1時間当たり50kg以上のもの

表 5 - 4 ダイオキシン類に係る大気排出基準

(単位: ng - TEQ / m³N)

特定施設の種類の種類			新 設 施設基準	既設施設基準 (平成12年1月14日以前に設置のもの)
鉄鋼業焼結施設			0.1	1
製鋼用電気炉			0.5	5
亜鉛回収施設			1	10
アルミニウム合金製造施設			1	5
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/時以上	0.1	1
		2~4t/時	1	5
		2 t/時未満	5	10

(備考) 既設施設のうち、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されている。廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上または焼却能力200kg/h以上)および製鋼用電気炉については、新設基準が適用される。

表 5 - 5 ダイオキシン類に係る水質基準適用施設と水質排出基準

	特定施設の種類		排出基準
1	パルプ等製造業の漂白施設	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）または亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設	10pg-TEQ/λ
2	カーバイド法アセチレン製造業の洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造業の廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造業の廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒製造業の廃ガス洗浄施設*	担体付き触媒の製造の用に供する焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造業の洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造業の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造業の硫酸濃縮施設等	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン製造業の水洗施設等	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	フタル酸水素ナトリウム製造業のろ過施設等	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	ナフトキノン製造業のろ過施設等	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造業の誘導体分離施設等	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム・同合金製造業の廃ガス処理施設等	アルミニウムまたはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉または乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛回収業の精製施設等	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒の金属回収に係るろ過施設等*	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、排ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	大気に係る特定施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、および当該廃棄物焼却炉において発生する灰の貯留施設で汚水または廃液を排出するもの	
16	廃PCB等処理施設	廃棄物処理法により規定されている、廃PCB等またはPCB処理物の分解施設およびPCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類の破壊に係るプラズマ反応施設等*	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設	上記の1～17, 19に掲げる施設に係る汚水または廃液を含む下水を処理する施設	
19	工場・事業場からの排水処理施設	上記の1～13に掲げる施設を設置する工場・事業場から排出される水（上記の1～17に掲げる施設からの汚水または廃液を含むものに限る。）を処理する施設	

（注） * 平成 17 年 9 月 1 日から特定施設に追加

基準は、施行日から 1 年間適用猶予。ただし、既に当該工場または事業場が特定事業場（水質基準適用事業場）である場合は、施行日から基準適用。

表 5 - 6 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	稼働施設		休止	合計	稼働事業場		休止	合計
	測定義務あり	測定義務なし ^{注1}			測定義務あり	測定義務なし ^{注1,2}		
廃棄物焼却炉	123	4	15	142	7	11	0	18
アルミニウム合金製造施設	12	2	0	14	0	2	0	2
下水道終末処理場	-	-	-	-	1	0	0	1
合 計	135	6	15	156	8	13	0	21

(資料：環境政策課)

- (注) 1 平成 18 年 3 月 31 日現在で、稼働期間が 1 年未満または建設中の施設。
 2 排水がない事業場または下水道等へ排出する事業場。

表 5 - 7 - 1 国が取りまとめ公表したダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）

（１）環境調査結果

単位：大気 pg-TEQ/m³、水質 pg-TEQ/λ、底質 pg-TEQ/g、土壌 pg-TEQ/g

調 査 の 種 類		地 点 数	検 体 数	環境基準 超過地点数	調 査 結 果		
					平均値	最小値	最大値
大 気	一般環境	628 (661)	2,401 (2,461)	1 (-)	0.051 (0.051)	0.0045 (0.0045)	0.61 (0.61)
	発生源周辺	165 (203)	569 (625)	0 (-)	0.055 (0.053)	0.0039 (0.0039)	0.38 (0.48)
	沿 道	32 (34)	116 (120)	0 (-)	0.054 (0.053)	0.018 (0.017)	0.11 (0.11)
	全 体	825 (898)	3,086 (3,206)	1 (-)	0.052 (0.051)	0.0039 (0.0039)	0.61 (0.61)
公共用水域 水質	河 川	1,464	2,050	37	0.24	0.0070	5.6
	湖 沼	89	107	2	0.18	0.012	2.0
	海 域	359	393	0	0.082	0.0091	1.0
	全 体	1,912	2,550	39	0.21	0.0070	5.6
公共用水域 底質	河 川	1,241	1,345	5	5.6	0.045	510
	湖 沼	79	80	0	8.4	0.063	36
	海 域	303	305	1	9.2	0.11	120
	全 体	1,623	1,730	6	6.4	0.045	510
地 下 水 質		922	924	0	0.047	0.0088	0.72
土 壌	一 般 環 境 把 握 調 査	1,314	1,314	0	2.0	0	73
	発生源周辺状況 把握調査	468	468	3	17	0.00014	2,800
	全 体	1,782	1,782	3	5.9	0	2,800

（資料：環境政策課）

- （注） 1 大気、公共用水域（水質、底質）および地下水質の調査結果における平均値、最小値および最大値は、各地点の年間平均値の平均値、最小値および最大値である。
- 2 大気については、環境省の定点調査結果および大気汚染防止法政令市が独自に実施した調査結果を含む。
なお、上段は夏期および冬期を含む年 2 回以上調査された地点、下段（ ）内は全調査地点の数値である。
- 3 公共用水域底質の環境基準超過地点数は、平成17年度において 1 回でも環境基準値を超過した地点数である。
- 4 土壌については、このほかに調査指標確認調査（2区域9地点）および範囲確定調査（1区域65地点）が実施された。

（２）国のダイオキシン類調査結果（平成 17 年度 福井県分）

調査媒体	分 類	調 査 地 点	調査時期	ダイオキシン類	環境基準
公共用水域 水 質 (pg-TEQ/λ)	河 川	九頭竜川（中角橋）	10 月	0.072	1
		北川（高塚橋）	4,7,10,1 月	0.077～0.45（年平均値：0.17）	
公共用水域 底 質 (pg-TEQ/g)	河 川	九頭竜川（中角橋）	10 月	0.51	150
		北川（高塚橋）	4,7,10,1 月	0.42～0.70（年平均値：0.54）	

（資料：環境政策課）

- （注） 大気調査は環境省、公共用水域は国土交通省の調査結果。

表5 - 7 - 2 ダイオキシン類常時監視結果（平成17年度）

（１）大気

No	区分	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	対象施設等	
1	一般地域	福井市豊島 (大気汚染常時監視測定局 福井局)	平成17年4月6日 ~ 4月13日	0.034	定点(豊島東公園内)	
			平成17年8月1日 ~ 8月8日	0.042		
			平成17年10月6日 ~ 10月13日	0.040		
			平成17年12月8日 ~ 12月15日	0.027		
			年 平 均 値	0.036		
2		坂井市坂井町上新庄 (大気汚染常時監視測定局 坂井局)	平成17年5月31日 ~ 6月7日	0.041	定点(坂井中敷地内)	
			平成17年8月23日 ~ 8月30日	0.060		
			平成17年11月10日 ~ 11月17日	0.098		
			平成18年2月1日 ~ 2月8日	0.016		
			年 平 均 値	0.054		
3		越前市平出 (大気汚染常時監視測定局 武生局)	平成17年5月31日 ~ 6月7日	0.025	定点(武生第一中敷地内)	
			平成17年8月23日 ~ 8月30日	0.041		
			平成17年11月10日 ~ 11月17日	0.079		
			平成18年2月1日 ~ 2月8日	0.040		
			年 平 均 値	0.046		
4		敦賀市新和町 (大気汚染常時監視測定局 和久野局)	平成17年5月31日 ~ 6月7日	0.018	定点(和久野浄水場敷地内)	
			平成17年8月23日 ~ 8月30日	0.020		
			平成17年11月10日 ~ 11月17日	0.058		
			平成18年2月1日 ~ 2月8日	0.040		
			年 平 均 値	0.034		
5	廃棄物焼却施設周辺地域	福井市石橋町 (橿公民館)	平成17年5月31日 ~ 6月7日	0.022	TPF工場周辺	
			平成17年8月23日 ~ 8月30日	0.020		
			平成17年11月10日 ~ 11月17日	0.030		
			平成18年2月1日 ~ 2月8日	0.015		
			年 平 均 値	0.022		
6		福井市太田町 (太田揚水場)	平成17年5月31日 ~ 6月7日	0.059	シスト興業(株)周辺	
			平成17年8月23日 ~ 8月30日	0.28		
			平成17年11月10日 ~ 11月17日	0.14		
			平成18年2月1日 ~ 2月8日	0.076		
			年 平 均 値	0.14		
7		福井市西別所町 (西別所町集落センター)	平成17年5月31日 ~ 6月7日	0.016	(株)北陸環境サービス周辺 (有)ヒラモト開発周辺	
			平成17年8月23日 ~ 8月30日	0.034		
			平成17年11月10日 ~ 11月17日	0.057		
			平成18年2月1日 ~ 2月8日	0.25		
			年 平 均 値	0.089		
8		あわら市権世 (権世集落改善センター)	平成17年5月31日 ~ 6月7日	0.027	(株)吉勝重建金津焼却場周辺	
			平成17年8月23日 ~ 8月30日	0.034		
			平成17年11月10日 ~ 11月17日	0.021		
			平成18年2月1日 ~ 2月8日	0.087		
			年 平 均 値	0.042		
9		坂井市丸岡町下久米田 (下久米田集落センター)	平成17年5月31日 ~ 6月7日	0.046	丸岡アイシー(有)周辺	
			平成17年8月23日 ~ 8月30日	0.047		
			平成17年11月10日 ~ 11月17日	0.063		
			平成18年2月1日 ~ 2月8日	0.033		
			年 平 均 値	0.047		
平 均 値			一 般 地 域	0.042		
			廃棄物焼却施設周辺地域	0.068		
			全 地 域	0.057		
環 境 基 準				0.6		

（資料：環境政策課）

(2) 水質・底質

No	区 分	水 域 名	測定地点名	採 取 日	ダイオキシン類濃度	
					水 質 (pg-TEQ/ℓ)	底 質 (pg-TEQ/g)
1	河 川	九頭竜川	荒鹿橋	平成17年11月14日	0.077	0.24
2		日野川	清水山橋	平成17年11月2日	0.088	0.64
3		足羽川	水越橋	平成17年11月21日	0.080	0.26
4		竹田川	栄橋	平成17年11月11日	0.096	7.1
5		吉野瀬川	高見橋	平成17年11月4日	0.094	0.50
6		底喰川	西野橋	平成17年11月11日	0.11	0.96
7		浅水川	天神橋	平成17年8月1日	0.27	-
8		鞍谷川	浮橋	平成17年11月2日	0.082	0.18
9		磯部川	安沢橋	平成17年11月4日	0.078	0.65
10		八ヶ川	水門	平成17年6月9日	0.50	0.29
11		馬渡川	末端	平成17年11月18日	0.44	1.7
12		荒川	水門	平成17年8月1日	0.24	-
13		天王川	末端	平成17年11月11日	0.34	2.9
14		狐川	狐橋	平成17年4月15日	0.75	-
15		江端川	江守橋	平成17年5月12日	0.64	-
16		黒津川	水門	平成17年6月10日	0.76	17
17		笙の川	三島橋	平成17年7月15日	0.94	-
18		九頭竜川地	福井港内	平成17年8月3日	1.4	-
19		先海域	福井火力地先	平成17年9月9日	1.6	-
20			米納津地先	平成17年10月7日	1.1	-
				平成18年2月22日	1.4	-
				平成17年7月15日	0.39	1.3
				平成17年11月9日	0.21	-
				平成17年11月4日	0.093	0.29
				平成17年7月15日	0.97	7.6
				平成17年11月18日	0.23	-
				平成17年11月11日	0.12	4.1
				平成17年11月4日	0.22	8.6
				平成17年11月14日	0.20	0.25
				平成17年10月26日	0.081	1.7
				平成17年10月26日	0.13	0.36
				平成17年10月26日	0.067	0.25
平 均 値					0.25	2.3
環 境 基 準					0.093	0.77
環 境 基 準					0.22	2.1
環 境 基 準					1	150

(資料：環境政策課)

(3) 地下水

No	採 取 地 点	採 取 日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/ℓ)	備 考
1	福井市西別所町	平成17年8月29日	0.066	㈱吉勝重建(安定型最終処分場)周辺
2	敦賀市櫛川	平成17年9月1日	0.066	敦賀市櫛川最終処分場周辺
3	敦賀市檜曲	平成17年9月1日	0.066	キンキクリーンセンター(安定・管理型最終処分場)周辺
4	越前市勝蓮花町	平成17年8月30日	0.065	南越清掃組合第2清掃センター周辺
5	勝山市遑羽町下荒井	平成17年8月30日	0.065	大野市不燃物埋立地周辺
6	坂井市三国町平山	平成17年8月29日	0.066	㈱トータルクリーンセンター福屋(安定型最終処分場)周辺
7	あわら市中川	平成17年8月29日	0.066	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター灰埋立地周辺
8	越前町法泉寺	平成17年8月30日	0.065	鯖江広域衛生施設組合横山最終処分場周辺
9	美浜町佐野	平成17年9月1日	0.066	美浜町雲谷不燃物処分場周辺
平 均 値			0.066	
環 境 基 準			1	

(資料：環境政策課)

(4) 土壌

No	区分	採 取 地 点	採 取 日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	備 考
1	廃棄物焼却施設周辺	高浜町和田 (安土山公園)	平成17年7月26日	5.4	高浜町清掃センター周辺
2		高浜町青戸 (和田野球場)		0.078	
3		おおい町本郷 (副ヶ裏ふれあいセンターふれあい広場)	平成17年7月26日	0.0023	おおい町エコターミナル周辺
4		おおい町万願寺 (さぶり川公園)		0.015	
5		敦賀市原 (西福寺)	平成17年7月20日	10	(株)森口産業周辺
6		敦賀市杓見 (杓見小学校グラウンド)		0.19	
7		大野市新河原 (新河原生活改善センター)	平成17年7月28日	4.1	(株)カナート周辺
8		勝山市平泉寺町岩ヶ野 (公園)		0.11	
9		坂井市丸岡町野中山王 (八幡神社)	平成17年7月28日	6.1	丸岡アイシー(有)周辺
10		坂井市丸岡町下久米田 (下久米田集落センター公園)		1.1	
平 均 値				1.9	
環 境 基 準				1000	

(資料：環境政策課)

表5 - 8 国の環境ホルモン調査結果の概要（環境省調査 福井県分）

調査媒体	調 査 物 質		笙の川（三島橋）	
			平成15年度	平成16年度
水 質 (注) ($\mu\text{g/l}$)	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB)	塩化ビフェニール	0.01 未満	0.01 未満
		二塩化ビフェニール	0.20	0.01 未満
		三塩化ビフェニール	0.46	0.07
		四塩化ビフェニール	0.67	0.11
		五塩化ビフェニール	0.05	0.02
		六塩化ビフェニール	0.01 未満	0.01 未満
		七塩化ビフェニール	0.01 未満	0.01 未満
		八塩化ビフェニール	0.01 未満	0.01 未満
		九塩化ビフェニール	0.01 未満	0.01 未満
		十塩化ビフェニール	0.01 未満	0.01 未満
	アミトロール		-	0.001 未満
	トリブチルスズ		0.001 未満	0.001 未満
	トリフェニルスズ		0.001 未満	0.001 未満
	アルキルフェノール類	4 - t - ブチルフェノール	0.01 未満	0.01 未満
		ノニルフェノール	0.1 未満	0.1 未満
		4 - t - オクチルフェノール	0.01 未満	0.01 未満
	ベンゾ[a]ピレン		0.01 未満	0.01 未満
	ベンゾフェノン		0.01 未満	0.01 未満
	4 - ニトロトルエン		0.01 未満	0.01 未満
	ビスフェノールA		0.03	0.05
	2 , 4 - ジクロロフェノール		0.01 未満	0.01 未満
	フタル酸ジエチル		0.1 未満	0.1 未満
	フタル酸ジ - n - ブチル		0.3 未満	0.3 未満
	フタル酸ジ - 2 - エチルヘキシル		0.3 未満	0.3 未満
	アジピン酸ジ - 2 - エチルヘキシル		0.01 未満	0.01 未満
	17 β - エストラジオール		0.0004	0.0001 未満
	17 α - エストラジオール		0.0002	0.0001 未満
	エチニルエストラジオール		0.0065	0.0001 未満

(注) ポリ塩化ビフェニール類(PCB)については、ng/l。

(資料：環境政策課)

表5 - 9 P R T R法に基づく届出集計結果（平成16年度排出量・移動量実績）

市町村	届出 事業所数	排 出 量 （kg / 年）					移 動 量 （kg / 年）			排出・移動 量合計 （kg / 年）
		大 気	水 域	土 壌	埋 立	小 計	下水道	廃棄物	小 計	
福 井 市	106	635,262	84,068	0	0	719,330	37,410	3,200,002	3,237,412	3,956,742
敦 賀 市	23	16,537	205,809	0	0	222,346	0	5,409	5,409	227,755
武 生 市	44	953,023	6,406	0	0	959,429	0	787,862	787,862	1,747,291
小 浜 市	19	17,573	351	0	0	17,924	0	107,524	107,524	125,448
大 野 市	14	1,663	12,045	0	0	13,708	0	107,620	107,620	121,328
勝 山 市	21	45,671	18,612	0	0	64,283	0	5,996	5,996	70,279
鯖 江 市	39	594,540	21,240	0	0	615,779	6,045	446,822	452,866	1,068,646
あわら市	18	24,673	930	0	0	25,603	0	38,175	38,175	63,777
美 山 町	6	23	14	0	0	37	0	0	0	37
松 岡 町	2	99	0	0	0	99	0	0	0	99
永平寺町	7	1,348	45	0	0	1,393	0	14	14	1,407
上志比村	1	16	0	0	0	16	0	0	0	16
和 泉 村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 国 町	26	100,146	9,100	0	0	109,246	36,048	1,197,857	1,233,905	1,343,151
丸 岡 町	12	73,395	0	0	0	73,395	0	81,898	81,898	155,293
春 江 町	7	32,456	8,600	0	0	41,056	16	10,119	10,135	51,191
坂 井 町	5	66,151	1	0	0	66,152	0	138,290	138,290	204,442
今 立 町	5	56,076	0	0	0	56,076	0	5,800	5,800	61,876
池 田 町	3	8	44	0	0	52	0	0	0	52
南 条 町	4	198	520	0	0	718	0	0	0	718
今 庄 町	3	130,034	0	0	0	130,034	0	970	970	131,004
河 野 村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝 日 町	6	140	272	0	0	412	0	4,627	4,627	5,039
宮 崎 村	1	26	0	0	0	26	0	0	0	26
越 前 町	5	0	654	0	0	654	0	110	110	764
越 廼 村	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1
織 田 町	3	15,000	32	0	0	15,032	0	2,900	2,900	17,932
清 水 町	6	12,444	0	0	0	12,444	0	1,380	1,380	13,824
三 方 町	6	60,363	622	0	0	60,985	0	49,154	49,154	110,139
美 浜 町	4	1,322	77	0	0	1,399	0	182	182	1,581
上 中 町	10	3,132	26	0	0	3,158	0	12	12	3,170
名田庄村	2	27	0	0	0	27	0	0	0	27
高 浜 町	6	18,513	299	0	0	18,812	0	6,558	6,558	25,370
大 飯 町	3	13,800	0	0	0	13,800	0	9,300	9,300	23,100
合 計	420	2,873,658	369,767	0	0	3,243,425	79,519	6,208,579	6,288,098	9,531,522

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6 - 1 - 1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
A A	5 0 デシベル以下	4 0 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	6 0 デシベル以下	5 0 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- （注） 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 2 時間の区分は、昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。

表 6 - 1 - 2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域および C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下

- （注） 1 A A 地域および A 地域の 1 車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下

- （注） 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および 4 車線以上の市町村道をいう。
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2 車線以下の道路にあっては 15メートル、2 車線を越える道路にあっては 20メートルまでをいう。
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6 - 2 自動車交通騒音常時監視結果（平成17年度）

No	路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日時	騒音測定結果 Leq(dB)		車線数	評価区間距離 (km)	住居等戸数 (戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
					昼	夜				昼間	夜間	昼間・夜間	昼間	夜間	昼間・夜間
1	国道8号線	越前市 庄田町～行松町	越前市小野谷21-3	H17.11.09(水) 14:00～	72	71	4	2.8	23	23	20	20	100.0	87.0	87.0
2	国道8号線	敦賀市 岡山町1丁目～ 道口	敦賀市岡山町1丁目	H17.11.01(火) 15:00～	71	72	2	0.6	33	32	12	12	97.0	36.4	36.4
3	国道27号線	小浜市 和久里町～青井 町	小浜市伏原30-33-6	H17.11.21(月) 12:00～	72	71	2	2.2	83	75	50	50	90.4	60.2	60.2
4	国道27号線	高浜町 宮崎～立石	高浜町立石15-15-3	H17.11.21(月) 12:00～	70	69	2	1.0	25	24	15	15	96.0	60.0	60.0
5	県道芦原丸岡 市姫5丁目	あわら市 春宮1丁目1～ 市姫5丁目	あわら市市姫3-1-1	H17.03.07(火) 10:00～	61	54	2	1.2	173	173	173	173	100.0	100.0	100.0
6	県道鯖江清水 市神明4丁目9	鯖江市 神中町2丁目～ 神明4丁目9	鯖江市神中町2丁目	H17.03.07(火) 11:00～	60	53	6	0.9	96	96	96	96	100.0	100.0	100.0
7	県道 敦賀美浜線	敦賀市 野神～金山	敦賀市市野々町1丁目	H17.11.01(火) 15:00～	70	64	2	3.0	372	372	372	372	100.0	100.0	100.0
8	県道 福井鯖江線	鯖江市 桜町2丁目～ 住吉町3丁目14	越前市家久町63-4	H17.11.09(水) 12:00～	(72)*	(67)*		0.8	77	67	63	63	87.0	81.8	81.8
9	県道 福井鯖江線	越前市 家久町～本保町			72	67	2	1.4	4	4	4	4	100.0	100.0	100.0
評価範囲全体		6路線9区間	全体：評価範囲全体（近接空間＋非近接空間）												90.9
			近接空間：道路端から15m（2車線以下）または20m（2車線超）の範囲												89.8
			非近接空間：50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所												91.6

表 6 - 3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

（注）（区域の区分）a：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
b：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
c：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
（時間の区分）一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6 - 4 道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

（注）（区域の区分）第 1 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域および第 2 種区域
第 2 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 3 種区域および第 4 種区域
（時間の区分）昼間：午前 6 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
（その他）学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から 5 デシベル減じた値とする。

表 6 - 5 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。
(都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。)

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)

第3種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(都市計画法に基づく工業地域。)

(時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6 - 6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類		種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
		騒 音 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使 用する作業		85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい 打くい抜機又はくい打 機をアースオーガーと 併用する作業を除く。
びょう打機 を使用する 作業							
さく岩機を 使用する作 業							作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
空気圧縮機 を使用する 作業							電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15kW 以上のものに限る。 (さく岩機の動力とし て使用する作業を除 く。)
コンクリー トプラント 又はアスフ ルトプラントを設け て行う作業							混練機の混練量がコン クリートプラントは、 0.45m ³ 以上、アスフ ルトプラントは、 200kg以上のものに 限る。(モルタル製造 のためにコンクリート プラントを設けて行う 作業を除く。)
バックホウ を使用する 作業							原動機の定格出力が80 kW以上のものに 限る。
トラクター ショベルを 使用する作 業							原動機の定格出力が70 kW以上のものに 限る。
ブルドーザ ーを使用す る作業							原動機の定格出力が40 kW以上のものに 限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の
区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの
として環境大臣が指定するものを除く。

表 6 - 7 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。
 第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
 第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
 第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。
 第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。
 その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで
 夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6 - 8 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	午後 1 1 時から翌日午前 0 時まで	午前 0 時 から 午前 5 時 まで
第 1 種 ・ 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 及 び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）」、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用しまたは使用させる営業」の4種
 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6 - 9 特定工場から発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前 6 時から午後 1 0 時まで	夜間：午後 1 0 時から翌朝 6 時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類		種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
		振 動 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
	くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使 用する 作 業	7 5 デシベル	第 1 号区域 午 後 7 時 から翌日の 午 前 7 時 ま で	第 1 号区域 1 日につき 1 0 時 間	同 一 場 所 お いて 連 続 6 日 間	日 曜 日、 そ の 他 の 休 日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打く い抜機を除く。
	鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
	舗装版破碎 機を使用す る作業						
	ブレーカー を使用する 作業		第 2 号区域 午 後 1 0 時 から翌日の 午 前 6 時 ま で	第 2 号区域 1 日につき 1 4 時 間			手持式のを除く、 作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。

(注) (区域の区分) 第 1 号区域：第 1 種区域、第 2 種区域および第 3 種区域の全区ならびに第 4 種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区
域。

第 2 号区域：第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域。

表6 - 11 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成18年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械	69	163	174	1,041	3	4	229	6,162	5	6	75	179	1	2	87	315	7	37	2	7	652	7,916
福井市																						
敦賀市	24	101	27	86	0	0	1	50	3	6	15	37	1	1	14	87	1	28	0	0	86	396
小浜市	3	126	9	60	0	0	0	0	0	0	8	35	0	0	9	23	0	31	0	2	29	277
大野市	1	1	3	28	0	0	9	892	0	0	25	38	0	0	4	16	0	0	0	0	42	975
勝山市	0	0	17	84	2	6	85	4,622	0	0	6	30	0	0	3	15	1	1	0	0	114	4,758
鯖江市	20	160	28	83	1	4	144	7,326	4	4	9	17	0	0	9	33	5	18	1	5	221	7,650
あわら市	3	54	10	94	0	0	33	1,035	0	0	3	6	0	0	2	7	0	0	0	0	51	1,196
越前市	65	256	35	386	2	10	116	3,560	6	7	38	109	24	41	20	69	7	31	0	0	313	4,469
坂井市	2	7	4	8	0	0	436	6,522	2	2	12	40	0	0	6	16	0	0	0	0	462	6,595
永平寺町	2	7	10	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	64	1,528
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	6	38	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	44
合 計	190	878	324	1,961	10	26	1,099	31,621	21	26	196	506	26	44	158	593	21	146	3	14	2,048	35,815

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6 - 12 騒音に係る特定建設作業届出状況

(平成17年度)

施設種類	市町名										合 計	
	福井市	敦賀市	小浜市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	高浜町				
1 項	くい打機等を使用する作業	10	3	0	0	1	0	0	0	0	14	
2 項	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 項	さく岩機を使用する作業	32	0	0	0	1	1	0	0	34		
4 項	空気圧縮機を使用する作業	1	1	0	0	1	0	0	0	4		
5 項	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 項	バックホウを使用する作業	8	4	1	2	4	0	3	2	24		
7 項	トラクター・ショベルを使用する作業	1	2	0	0	0	0	0	0	3		
8 項	ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	5	0	0	5		
合 計		52	10	1	2	6	7	4	2	84		

(資料：環境政策課)

表 6 - 13 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成18年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合 計	
	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数	工場敷	施設数
市町名	金属加工機械		圧縮機		土石用破砕機・ふるい等		織 機		コンクリートブロックマシン等		木材加工機械		印刷機械		ゴム練等用のロール機		合成樹脂用射出成形機		鑄造型機械			
福井市	47	87	111	483	1	1	88	2,339	0	0	6	7	24	64	0	0	6	100	2	2	285	3,083
敦賀市	18	98	15	27	0	0	1	48	2	4	3	3	6	36	0	0	1	28	0	0	46	244
小浜市	3	206	6	40	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	31	0	3	12	283
大野市	0	0	1	21	0	0	9	892	0	0	2	2	2	11	0	0	0	0	1	1	15	927
勝山市	1	2	2	26	2	34	68	4,330	0	0	2	3	0	0	0	0	1	2	0	0	76	4,397
鯖江市	25	296	15	39	2	8	56	2,586	0	0	0	0	6	14	0	5	3	20	1	5	108	2,973
あわら市	1	1	6	32	0	0	10	315	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	19	355
越前市	55	171	23	166	3	12	95	2,942	0	0	4	4	12	28	1	13	4	30	0	0	197	3,366
坂井市	0	0	3	7	0	0	246	4,535	0	0	1	2	1	4	0	0	0	0	0	0	251	4,548
永平寺町	0	0	3	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
高浜町	1	3	3	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	18
合 計	151	864	188	861	9	56	624	19,261	2	4	23	33	58	176	1	18	15	211	4	11	1,075	21,495

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の頂1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表 6 - 14 振動に係る市町別特定建設作業届出状況

(平成17年度)

作業種類	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	あわら市	越前市	永平寺町	高浜町	合 計
1 項	くい打機等を使用する作業	13	6	0	0	1	0	1	21
2 項	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 項	舗装版破砕機を使用する作業	1	0	0	0	1	1	0	3
4 項	ブレーカーを使用する作業	39	10	1	2	4	1	0	57
合 計		53	16	1	2	6	2	1	81

(資料：環境政策課)

表 6 - 15 悪臭防止法に定める規制基準

悪 臭 物 質 の 種 類	規 制 基 準	
	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm	0.02 ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ト	0.05 ppm	0.1 ppm
ブ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.03 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.02 ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
ブ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表 6 - 16 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表 6 - 17 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況

(平成18年3月31日現在)

平成16年5月31日現在

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの			
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福 井 市	19	70	3	5	0	0	0	0	22	75
敦 賀 市	22	41	0	0	0	0	1	1	23	42
大 野 市	10	27	0	0	0	0	0	0	10	27
勝 山 市	5	18	0	0	0	0	0	0	5	18
鯖 江 市	3	4	0	0	0	0	0	0	3	4
あわら市	8	14	0	0	0	0	0	0	8	14
越 前 市	22	55	2	2	0	0	0	0	24	57
坂 井 市	38	142	0	0	0	0	0	0	38	142
池 田 町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南越前町	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
越 前 町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美 浜 町	8	10	0	0	0	0	0	0	8	10
おおい町	2	5	0	0	0	0	0	0	2	5
若 狭 町	7	27	0	0	0	0	0	0	7	27
合 計	149	426	6	8	0	0	1	1	156	435

(資料：環境政策課)

7 公害苦情関係資料

表 7 - 1 公害の種類別・発生源別苦情件数（平成17年度）

公 害 の 種 類 発 生 源		典 型 7 公 害							典型 7 公害 小計	典型 7 公害 以外	計
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭			
会 社 ・ 事 業 所	農 業	2	1	0	0	0	0	7	10	0	10
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	41	0	0	22	3	0	1	67	20	87
	製造業	40	39	0	14	1	0	23	117	3	120
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業	5	6	0	4	0	0	3	18	1	19
	卸売・小売業	3	2	0	0	0	0	1	6	1	7
	金融・保険業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	飲食店，宿泊業	4	4	0	4	0	0	5	17	1	18
	医療，福祉	1	0	0	1	0	0	2	4	1	5
	教育，学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス事業	3	3	0	0	0	0	1	7	1	8
	サービス業（他に分類されないもの）	17	7	0	13	0	0	6	43	9	52
	公 務（他に分類されないもの）	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	分類不能の産業	1	2	0	1	1	0	6	11	1	12
	会社・事業所 小計	118	65	0	61	5	0	55	304	39	343
個 人		60	14	0	3	0	0	22	99	16	115
そ の 他		3	10	0	0	0	0	4	17	26	43
不 明		6	36	0	3	0	0	12	57	76	133
計		187	125	0	67	5	0	93	477	157	634

（資料：環境政策課）

表 7－2 市町別公害苦情件数（平成17年度）

種 類 市 町 名	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	以 典 型 7 公 害	計
福 井 市	72	32	0	44	4	0	36	27	215
敦 賀 市	18	11	0	5	0	0	22	13	69
小 浜 市	2	0	0	0	0	0	1	2	5
大 野 市	0	9	0	2	1	0	2	3	17
勝 山 市	6	4	0	1	0	0	3	9	23
鯖 江 市	18	14	0	1	0	0	3	0	36
あ わ ら 市	2	4	0	3	0	0	5	10	24
越 前 市	17	18	0	5	0	0	11	47	98
坂 井 市	6	3	0	1	0	0	2	2	14
永 平 寺 町	0	1	0	0	0	0	0	0	1
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 越 前 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越 前 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 浜 町	2	0	0	0	0	0	0	1	3
高 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お お い 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若 狭 町	0	1	0	0	0	0	0	0	1
市 町 計	143	97	0	62	5	0	85	114	506
警 察	1	6	0	1	0	0	0	21	29
県	43	22	0	4	0	0	8	22	99
総 計	187	125	0	67	5	0	93	157	634
平成 16 年度	263	153	0	72	9	0	78	117	692
平成 15 年度	276	118	0	67	4	0	69	110	644
平成 14 年度	196	122	0	64	2	0	62	95	541

(資料：環境政策課)

8 環境影響評価関係資料

表 8 - 1 福井県環境影響評価条例の対象事業

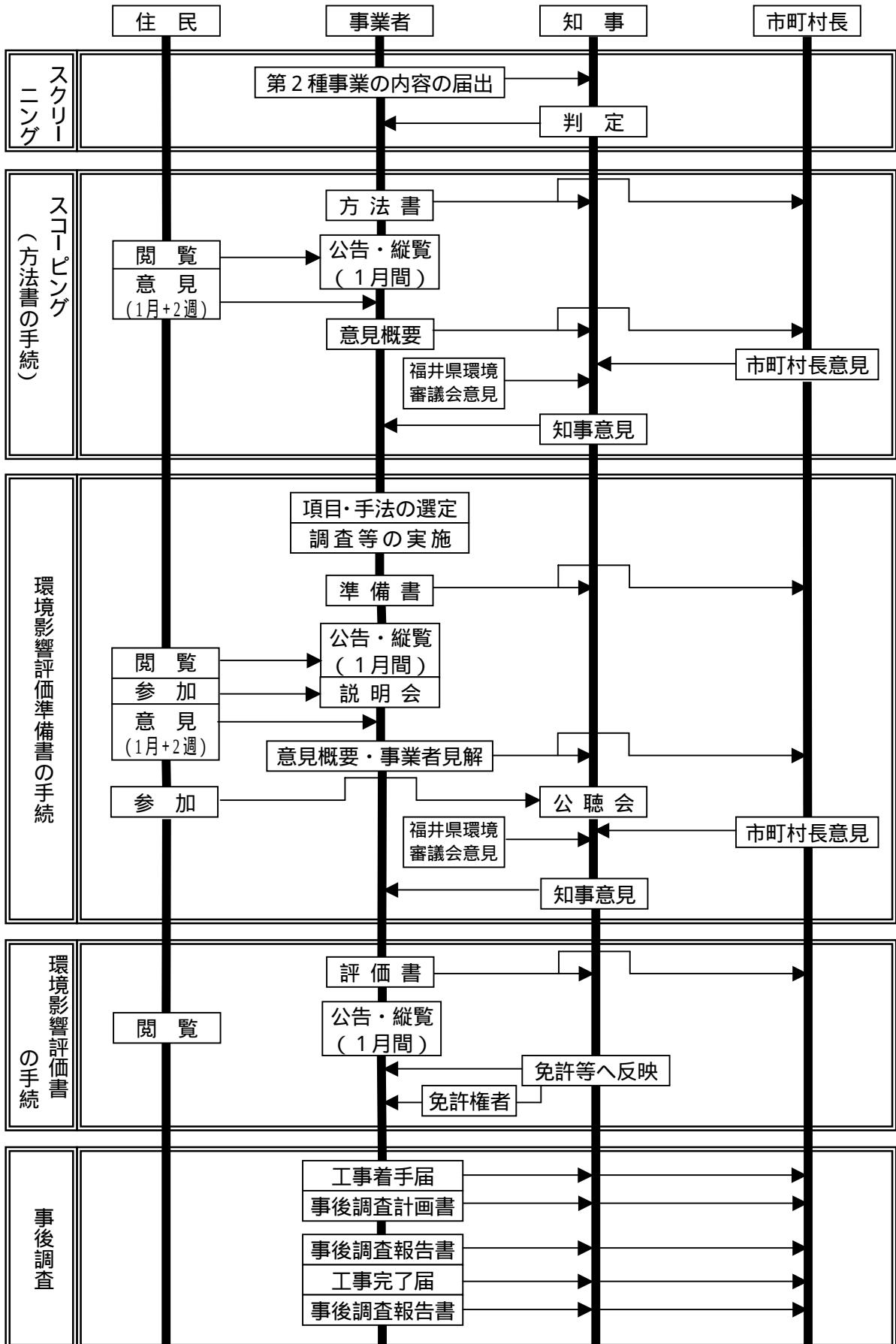
事業の種類	福井県環境影響評価条例	
	第1種事業（注1）の要件	第2種事業（注2）の要件
1 道路の建設		
高速自動車国道	すべて	-----
一般国道・県市町村道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川		
ダム・堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満
放水路・湖沼開発	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha以上 100ha未満
水位調整施設	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha以上 100ha未満
3 鉄道の建設		
新幹線鉄道	すべて	-----
普通鉄道・軌道	10km以上	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,000m以上	滑走路長 1,500m以上 2,000m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	-----
6 公有水面埋立・干拓	面積 50ha超	面積 40ha超 50ha以下
7 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
8 流通業務用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
9 住宅用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
10 工業用地造成	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
11 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満
廃棄物焼却施設	処理能力 100t/日以上	処理能力 75t/日以上 100t/日未満
し尿処理施設	処理能力 100kℓ/日以上	処理能力 75kℓ/日以上 100kℓ/日未満
12 工場等の建設	燃料使用量 10kℓ/時以上 排水量 1万m ³ /日以上	燃料使用量 7.5kℓ/時以上 10kℓ/時未満 排水量 7,500m ³ /日以上 1万m ³ /日未満
13 レクリエーション施設の建設		
ゴルフ場・スキー場	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
運動・レジャー施設	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
14 自然公園事業	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
15 農用地の造成	面積 500ha以上	面積 400ha以上 500ha未満
16 土石採取	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満

（注1） 「第1種事業」：必ず環境影響評価を実施しなければならない一定規模以上の事業

（注2） 「第2種事業」：第1種事業に準ずる規模で、環境影響評価の実施の必要性を個別に判断する事業

（資料：環境政策課）

図 8 - 2 福井県環境影響評価条例の手の続の流れ



9 その他資料

表 9 - 1 環境年表

	県 組織および環境 全般に係るもの	国 組織および環境 全般に係るもの	大気関係	水質関係	廃棄物・リサイクル	自然環境
平成 17 年	4.1 福井県環境影響評価条例施行規則の一部改正 福井県自然環境保全条例施行規則の一部改正 10.1 福井県公害防止条例施行規則の一部改正 10.11 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例、同施行規則の一部施行 11.1 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例、同施行規則の全面施行 福井県公害防止条例施行規則の一部改正	4.28 京都議定書目標達成計画閣議決定 8.10 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（温室効果ガスの算定・報告制度等） 10.1 地方環境事務所の発足	5.25 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の公布 6.10 大気汚染防止法施行令および大気汚染防止法施行規則の一部改正（VOC 排出規制） 12.21 大気汚染防止法施行令および大気汚染防止法施行規則の一部改正（アスベスト使用施設解体等作業に工作物を追加）		5.18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（欠格要件の厳格化、産業廃棄物管理票制度の強化、罰則の強化等） 5.20 浄化槽法の一部改正（浄化槽の維持管理者の強化等）	2.24 温泉水法施行規則の一部改正 4.27 外来生物法の特定外来生物を指定（37 種）
平成 18 年	1.27 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部改正 2.1 福井県公害防止条例施行規則の一部改正 3.3 福井県環境基本条例の一部改正 福井県公害防止条例の一部改正	2.10 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の公布 6.7 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（京都メカニズムの実施）	2.10 大気汚染防止法施行令および大気汚染防止法施行規則の一部改正（アスベスト使用施設解体等作業の届出規模要件撤廃等）	1.31 水質汚濁防止法の排水基準を定める省令の改正	6.9 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正	2.1 外来生物法の特定外来生物を指定（48 種） 9.1 外来生物法の特定外来生物を指定（3 種）

平成 18 年	3.3 福井県環境影響評価条例の一部改正 福井県環境影響評価条例施行規則の一部改正 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 福井県立自然公園条例、同施行規則の一部改正 福井県自然環境保全条例、同施行規則の一部改正 6.8 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正（行程管理表の導入等）				
---------	--	--	--	--	--

表9 - 2 地球環境をめぐる国際的取り組み

	地球環境 問題全般	地球温暖化	オゾン層の破壊	酸性雨	野生生物の保存	海洋汚染	有害廃棄物 の越境移動	熱帯林の減少 砂漠化 開発途上国問題
2005	6.4～5 第13回アジア太平洋環境会議（エコアジア 2005）（岐阜市） 8.1～5 環境と交通に関する世界会議（名古屋市） 9.28～29 第4回ASEAN+3（日、中、韓）環境大臣会合（マニラ） 10.15～17 第2回世界自然遺産会議（青森県） 10.22～23 日中韓三カ国環境大臣会合（ソウル） 11.1 G8気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話（ロンドン）	2.16 京都議定書発効 11.28 気候変動枠組み条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（モントリオール）		11.21～22 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）第7回政府間会合（新潟市）	5.30～6.3 カタルヘナ議定書第2回締約国会議（モントリオール） 11.8～15 ラムサール条約第9回締約国会議（ウガンダ・カンパラ）	10.24～28 ロンドン条約第27回締約国会議（ロンドン） 11.24～26 北西太平洋地域海行動計画（NOMPAP）第10回政府間会合（富山）	5.2～6 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）第1回締結国会議（ウタグアイ・ブタデルエステ）	
2006		1.11 クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第1回閣僚会議（シドニー）			3.13～17 カタルヘナ議定書第3回締約国会議（ブラジル・クリチバ）			

表9 - 3 福井県環境アドバイザー名簿

平成18年11月1日現在

分	野	氏 名	公 職
環境汚染	環境問題一般、エネルギー	久野 武	関西学院大学 総合政策学部 教授
	公害問題	北川 貞治	元(財)北陸公衆衛生研究所 所長
	環境保健、環境ホルモン	日下 幸則	福井大学医学部 教授
自然環境	野鳥・自然の観察指導	林 武雄	(財)日本鳥類保護連盟 理事・福井県支部長
	福井の山と自然	増永 迪男	山岳エッセイスト
		宮本 数男	福井県山岳連盟 名誉会長
	鳥獣、水生昆虫、森林	山崎 秀雄	環境省環境カウンセラー、福井県鳥獣保護員
環境教育	こどもエコクラブ活動	原田 智代	大阪外国語大学 非常勤講師
	水環境(ビオトープ)	井上 哲夫	株式会社 青武コンサルタント 代表取締役 (2級ビオトープ施行管理士)
		森 照代	丹南地域環境研究会 所属 (2級ビオトープ計画管理士)
	環境教育(理論と実践)	古川 ともえ	有限会社 下西農園 所属 (2級ビオトープ計画・施行管理士)
		今村 光章	岐阜大学 教育学部 助教授
	自然体験学習	坂本 均	GNOM自然環境教育事務所 代表
社会システム	環境と経済	工藤 進	福井県立大学 経済学部 教授
		岡 敏弘	福井県立大学 経済学部 教授
	環境マネジメント	加藤 登	株式会社 L&L 代表取締役
		中西 俊夫	中西・安全環境コンサルタント事務所 代表 (EMS主任審査員)
		宮本 俊	株式会社 ダイエイ 社長 (EMS主任審査員)
都市計画	まちづくりと環境	桜井 康宏	福井大学 工学部 教授
	アメニティ	朝日 恵子	福井文化服装学院 校長
	建築エコマーク	酒井 良雄	環境カウンセラー
地域活動	農業と環境	北 幸夫	「あぜみちの会」会長
	地域の環境づくり	沢尾 武廣	「米川支流環境づくり協議会」 事務局長 (滋賀県)
		立野 久夫	「神山壮年有志グループ」 代表
		吉川 守秋	NPO法人 エコプランふくい 理事 (環境カウンセラー)
	河川美化活動	村上 哲雄	「二夜の川を美しくする会」 会長
エコライフ	生活排水対策・ごみ問題	宮川 琴枝	「くらしのゼミナール」 代表 (滋賀県)
	ごみ減量化・リサイクル	大角 正信	福井市のくらしと環境をよくする会 会長
	地球温暖化防止活動	竹重 勲	環境省環境カウンセラー、ひょうご21世紀学会 幹事
	省エネルギー・環境家計簿	宮本 京子	家の光協会 専門講師
	エコクッキング	浅田 容子	浅田クッキングスクール 校長
		清水 瑠美子	福井県栄養士会 会長
フィールド活動応援	自然観察自然体験	酒井 敬治	日本野鳥の会福井県支部会員、鯖江市日野川を美しくする会
		柳町 邦光	(株)北陸環境科学研究所 特別研究員、日本野鳥の会福井県支部長
		井草 貴男	県自然観察指導員、プロジェクトワイルドエドゥケーター
		小嶋 明男	日本野鳥の会福井県支部理事、県自然観察指導員
		太田 朗夫	県自然観察指導員、プロジェクトワイルドエドゥケーター
		山田 儀一	県自然観察指導員、田んぼの学校指導員
		石本 昭司	植物地理・分類学会会員、県自然観察指導員
		羽田 義任	日本昆虫学会会員
		榊田 靖憲	県自然観察指導員、畜産環境アドバイザー
		村上 重明	県アースサポーター、武生市環境審議員
		日野岡 金治	県フォレストサポーターの会、NPO法人森のエネルギーフォーラム 監事
		吉田 一郎	県自然観察指導員、野鳥の会
		高津 琴博	田んぼの学校越前大野学校長、真名川水辺の楽校 Bioフレンズ会長
	ナチュラルクラフト	組頭 五十夫	日本野鳥の会福井支部理事、県自然観察指導員
		笹木 智恵子	県自然観察指導員、NPO法人ウエットランド中池見 理事長
	ビオトープづくり	矢村 健一	真名川水辺の楽校 副会長
	天体観察	横川 秀紀	ハツ杉天体観測クラブ
	その他	田畑 勲	環境保全実践活動
		川上 一馬	日本野鳥の会、県自然観察指導員、県鳥獣保護員
		井上 美代子	八幡山ウォッチングクラブ、豊地区まちづくり活動
		野村 直美	武生市環境審議員、自然エネルギー専門会
		谷口 孝	県アースサポーター、大虫環境企画委員会会長
		木下 和彦	ファシリテーター
		藤田 久子	鯖江生ごみリサイクル市民ネットワーク事務局

計56名

EMS...環境マネジメントシステム

表 9 - 4 公害防止協定の締結状況

(平成 18 年 12 月 31 日現在)

企 業 名	製 造 品 等	締 結 年 月 日	立 地 場 所
北 陸 電 力 (株) 福 井 火 力 発 電 所	電 力	51. 1 .23 基本協定 51. 1 .23 細目協定	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
古河スカイ(株)製板事業部 福井工場	ア ル ミ 圧 延 製 品	51. 1 .23 基本協定 18. 3 .22 細目協定改正 18. 3 .22 覚 書	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
宇 野 酸 素 (株) グ ル ー プ	液 体 酸 素 、 液 体 窒 素	17. 7 .11	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
(財)福井県産業廃棄物処理公社	廃棄物の中間処理および埋立処分	6 . 7 .18 全部改正	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
福井石油備蓄(株)石油備蓄基地	石 油 備 蓄	58. 3 .10	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
丸 杉 福 井 鋼 材 (株) 三 国 工 場	鉄 鋼 材 加 工 品	58. 4 .20	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
協 和 電 線 (株) 福 井 工 場	電 気 メ ッ キ 線 ・ 被 覆 電 線	58. 6 .27	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
小 野 薬 品 工 業 (株) 福 井 研 究 所	医 薬 品 の 安 全 性 試 験 研 究 お よ び 合 成 研 究	5 . 4 .1 全部改正	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
福 井 山 田 化 学 工 業 (株)	感 圧 ・ 感 熱 色 素 お よ び そ の 中 間 体 光 ディスク用色素・医薬中間体	59. 4 .26	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
新中村化学工業(株)福井工場	アクリル酸エステル・メタクリル酸エステル	60. 8 .29	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
(株)マ ス タ ー ス チ ー ル	鉄屑・鋼材加工品・銅再生品	61. 2 .10	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
(株)大阪合金工業所 福井工場	り ん 銅 地 金 ・ 非 鉄 中 間 合 金	62. 4 .24	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
北 陸 電 力 (株) 敦 賀 火 力 発 電 所	電 力	62.10.15 基本協定 8 . 9 .5 細目協定全部改正	敦 賀 市
(株)田中化学研究所 福井工場	無 機 金 属 塩 類 等	63. 3 .16	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
三 星 化 学 工 業 (株) 福 井 工 場	染料・有機顔料・農薬の中間物	63. 3 .16	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
淀 化 学 (株) 福 井 三 国 工 場	医 薬 品 の 中 間 物 等	63. 3 .30	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
大 研 化 学 工 業 (株) 福 井 工 場	導電性銀ペースト・パラジウム粉 お よ び 電 子 部 品 材 料 等	63.10. 6	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
日本真空包装機械(株)福井工場	塩 ビ ケ ー ス ・ 成 型 品	63.11.17	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
エヌ・ジェイ・化成(株)	染料、医薬品等の中間体	63.11.17	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
太 陽 鋳 工 グ ル ー プ	モリブデン化合物・希土類化合物	12. 3 .27 全部改正	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
福 井 太 陽 テ ン ト (株)	帆 布 製 品	63.12.15	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
三 和 化 工 (株) 福 井 工 場	ポ リ エ チ レ ン 発 泡 体	5 .12.24 全部改正	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
(株)淀川製鋼所 福井工場	家 庭 日 用 品	元 . 3 .29	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
敷島アルミニウム(株)福井工場	ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 地 金	元 . 4 .21	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
光生アルミニウム工業(株)福井工場	アルミホイール・その他自動車部品	元 . 6 . 8	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
イ ワ タ ニ 理 化 (株)	台 所 洗 剤 ・ シ ャ ン プ ー	元 . 6 . 8	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
セ ー レ ン (株) T P F 事 業 所	ハイファッション高級デザイン製品	元 .11.18	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
セ ー レ ン 電 子 (株) T P F 工 場	高 性 能 織 維 機 械	元 .11.18	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
旭 化 学 工 業 (株) 福 井 工 場	医 薬 品 、 染 料 等 の 中 間 物	2 . 3 .30	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
三星化学研究所(株)福井工場	医 薬 品 、 染 料 等 の 中 間 物	2 . 3 .30	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
シ ブ ロ 化 成 (株)	紫 外 線 吸 収 剤 ・ 酸 化 防 止 剤	12.12.18 全部改正	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
五 二 化 学 工 業 (株) 福 井 工 場	染 料 中 間 物 ・ 農 薬 中 間 物	2 . 6 .14	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
竹原運輸(株)テクノポート福井工場	梱 包 木 枠	2 . 6 .14	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
山 本 化 学 工 業 (株) 福 井 工 場	工 業 製 品 、 医 薬 品 バ ル ク	2 . 9 .12	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
大 道 製 薬 (株) 福 井 工 場	無 機 燐 化 合 物	2 . 9 .12	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
キヤノンファインテック(株)	複写機用現像液・OPC 感光体材料等	2 .12.27	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
スガイ化学工業(株)福井工場	染 料 中 間 物 ・ 農 薬 中 間 物 等	2 .12.27	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
大同化成工業(株)福井製造所	合 成 樹 脂 溶 液	2 .12.27	テ ク ノ ポ ー ト 福 井

企 業 名	製 造 品 等	締 結 年 月 日	立 地 場 所
(株)成和化成 福井工場	化 粧 品 原 料	3.9.17	テクノポート福井
敦賀セメント(株)三国 PC 工場	コ ン ク リ ー ト 二 次 製 品	3.9.17	テクノポート福井
互応化学工業(株)福井工場	合 成 樹 脂 溶 液 ・ 繊 維 用 油 剤	3.11.16	テクノポート福井
桜川ポンプ製作所(株)福井工場	水 中 ポ ン プ 等	4.3.30	テクノポート福井
大八化学工業(株)福井工場	難 燃 性 可 塑 剤 等	4.6.29	テクノポート福井
ペトロケミカルス(株)福井工場	エ ポ キ シ 樹 脂 床 剤	4.9.17	テクノポート福井
根岸運送(株)福井工場	硫 酸 ・ 水 酸 化 ナ ト リ ウ ム	4.10.16	テクノポート福井
三菱化学カルゴン(株)	再 生 活 性 炭	5.1.12	テクノポート福井
T S ト ー ヨ ー (株)	ニ ッ ト 生 地 染 色 整 理	17.11.15 承継	テクノポート福井
三菱電線工業(株)福井工場	高周波ケーブル・LED製品	6.1.10	テクノポート福井
チヨダウーテ(株)福井工場	石 膏 ボ ー ド 製 品	7.2.22	テクノポート福井
大阪塗料工業(株)福井工場	塗 料 製 品	7.2.22	テクノポート福井
吉岡幸(株)テクノ三国事業所	鋼 材 製 品	7.7.24	テクノポート福井
三景グループ TPF 事業所	衣 料 用 テ ー プ ・ 染 色 整 理	10.6.19 全部改正	テクノポート福井
ダイトケミックス(株)福井工場	感 光 性 材 料 等	8.12.13	テクノポート福井
(株)大珠 三国生産工場	衣 料 用 副 資 材	10.6.19 全部改正	テクノポート福井
サンヨーファイン(株)福井工場	医 薬 品 粗 原 料	9.1.13	テクノポート福井
中央合成化学(株)福井工場	合 成 染 料	9.3.13	テクノポート福井
塩野フィネス(株)福井事業所	医 薬 品 等	9.3.13	テクノポート福井
(株) 三 国	鋼 材 加 工 品	11.2.12	テクノポート福井
(株)フジセラ 福井工場	セ ラ ミ ッ ク ス ボ ー ル	11.2.12	テクノポート福井
古河物流(株)木材加工センター	木 材 加 工	14.10.30	テクノポート福井
大東化成工業(株)福井工場	化 粧 品 原 料	15.7.16	テクノポート福井
日本エコカ工業(株)	自 動 車 部 品	15.10.24	テクノポート福井
第一稀元素化学工業(株)福井工場	ジ ル コ ニ ウ ム 化 合 物	18.2.24	テクノポート福井
ファーストウッド(株)	木 造 住 宅 用 構 造 材	18.6.9	テクノポート福井

(資料：環境政策課)

表 9 - 5 市町における公害防止協定等の締結状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

市町名	当事者	市 町 長		区 長 等		計	市町名	当事者	市 町 長		区 長 等		計
	種 別	協定	覚書	協定	覚書			種 別	協定	覚書	協定	覚書	
福 井 市		30	2	0	0	32	坂 井 市		138	5	14	2	159
敦 賀 市		4	0	0	0	4	池 田 町		1	0	1	0	2
小 浜 市		1	0	9	1	11	越 前 町		6	2	7	0	15
大 野 市		15	0	2	1	18	美 浜 町		1	0	0	0	1
勝 山 市		8	1	0	1	10	高 浜 町		1	0	0	0	1
鯖 江 市		23	0	0	0	23	お お い 町		1	1	1	2	5
あ わ ら 市		36	0	4	3	43	若 狭 町		16	0	0	0	16
越 前 市		70	0	2	0	72	合 計		351	11	40	10	412

表 9 - 6 市町公害防止融資（助成）制度

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

市町名	制度の名称	融資助成 の別	融資等 限度額	融資等 期 間	17 年度 実績
大野市	大野市中小企業資金融資（環境施設整備資金）	融資	20,000	5 年	0 件
	大野市中小商工業者等活性化支援事業補助金 （ISO 認証取得補助金）	助成	500	-	6 件
勝山市	勝山市公害防止施設等整備資金	融資	10,000	5 年以内 7 年以内	0 件
鯖江市	公害防止設備事業補助金	助成	45	-	0 件

表9 - 7 都市公園現況表

平成18年3月31日現在

市町名	住 区 公 園				都 市 基 幹 公 園				風 致 公 園				歴 史 公 園				墓 園		緩 衝 緑 地		都 市 緑 地		緑 道	広 場 公 園	合 計		都 計 人 口 (千人)	1人当 面 積 m ² /人												
	街 区 公 園 数	近 隣 公 園 数	地 区 公 園 数	小 計 ha	總 合 公 園 数	運 動 公 園 数	基 幹 公 園 数	小 計 ha	風 致 公 園 数	歴 史 公 園 数	墓 園 数	緩 衝 緑 地 数	緩 衝 緑 地 ha	都 市 緑 地 数	都 市 緑 地 ha	緑 道 数	広 場 公 園 数	合 計 数	合 計 ha																					
福井市	232	49.83	23	33.50	5	19.44	260	102.77	2	83.44	3	41.53	5	124.97			1	28.00					2	1.14	1	5.30			61.40	8	19.35	1	2.50	1	0.02	278	317.45	252	12.60	
敦賀市	31	6.62	3	8.18			34	14.80	2	99.50	1	23.10	3	122.60																								65	21.32	
小浜市	21	5.12	1	1.90			1	1.90	1	16.00			1	16.00																							25	9.21		
大野市	28	8.31	1	1.63			29	9.94	1	19.60			1	19.60																							34	12.14		
勝山市	22	4.76	4	4.40			26	9.16	2	88.30			2	88.30																							27	39.53		
鯖江市	45	10.82	5	13.10			50	23.92	2	36.97	1	6.80	3	43.77																							68	10.23		
あわら市	18	4.76	1	1.29	1	4.94	20	10.99	1	20.00			1	20.00																							31	10.00		
越前市	70	10.22	7	9.77	1	5.31	78	25.30	3	110.15	2	26.87	5	137.02	1	4.20																						83	20.61	
坂井市	70	11.96	4	5.86	1	3.71	75	21.53	2	17.59	2	24.94	4	42.53																							95	15.19		
永平寺町																																						10	9.20	
越前町	6	1.94	1	2.20	2	7.40	9	11.54	2	17.30			2	17.30																							14	20.60		
美浜町	2	0.15					2	0.15																													10	0.15		
高浜町	1	0.22					1	0.22																													8	0.28		
若狭町																																						16		
県 分			1	1.90	3	12.10	4	14.00	5	77.60	1	28.00	6	105.60																								11	254.00	
市町分	546	114.71	49	79.93	7	28.70	602	223.34	13	431.25	8	95.24	21	526.49	3	24.80	2	1.14	2	12.50																			649	827.38
全 県	546	114.71	50	81.83	10	40.80	606	237.34	18	508.85	9	123.24	27	632.09	3	24.80	2	1.14	2	12.50	1	134.40	15	36.39	1	2.50	3	0.22	660	1,081.38	738	14.65								

(資料：都市整備課)

表 9 - 8 緑化に関する行事の実施状況

1 平成 17 年度 主な緑化行事

主 体	行 事 名	期 間	場 所 等
福 井 県 県 緑 化 推 進 委 員 会	グリーンキャンペーン	3 / 22 ~ 5 / 31	キャラバン隊や、拠点施設における懸垂幕の掲示によるグリーンキャンペーンの実施
	みどりの相談所開設	4 ~ 5 月 常設	県合同庁舎ほか 福井県総合グリーンセンター内 緑の相談所
	緑化木手入れ講習会	4 ~ 5 月	大野市有終会館公園ほか
	緑の募金運動	春 3 / 22 ~ 5 / 31 秋 9 / 1 ~ 10 / 31	県内一円で募金活動実施
	緑化意識高揚運動 ポスター募集	7 ~ 8 月	児童・生徒を対象に緑化に対する意識の高揚を図るため緑化運動ポスターコンクールを実施
県 緑 化 推 進 委 員 会 福 井 市	緑の募金キャンペーン 出発式	4 / 4	福井市中央公園 ・ 式典、街頭募金 ・ 参加者 約 300 人
福 井 県 県 緑 化 推 進 委 員 会 あ わ ら 市	第 47 回 福井県緑化大会	5 / 29	上志比村文化会館他 ・ 式典、森づくり作業、間伐、植栽、各種体験等 ・ 参加者 約 500 人

2 平成 17 年度 グリーンフェア '05

主 体	行 事 名	期 間	場 所
福 井 県	グリーンフェア '05 “ 木と花と緑の祭典 ”	10 / 9	県総合グリーンセンター

3 森林体験学習

地区名	場 所	期 日	体 験 内 容	参 加 者
福 井	福井市少年自然の家 他	9 回	シイタケ植菌体験、樹木教室、 森林と環境のはなし 等	385 人
坂 井	あわら市北潟湖畔公園 他	5 回	植樹、下刈り体験、森林のはなし、 越前カンタケ栽培体験 等	245 人
奥 越	大野市野向小学校 他	12 回	シイタケ植菌体験、樹木観察、 間伐・下草刈り体験、木工教室 等	429 人
南 越	越前市森林学習センター 他	19 回	ネイチャーゲーム、シイタケ植菌体験、 間伐・下草刈り体験、木工教室 等	820 人
丹 生	越前町森の学び舎 他	22 回	下草刈り体験、炭焼き体験、 野鳥観察、木工教室 等	779 人
嶺 南	敦賀市少年自然の家 他	16 回	間伐、枝打ち、下草刈り体験、 巣箱作り、木工教室 等	448 人

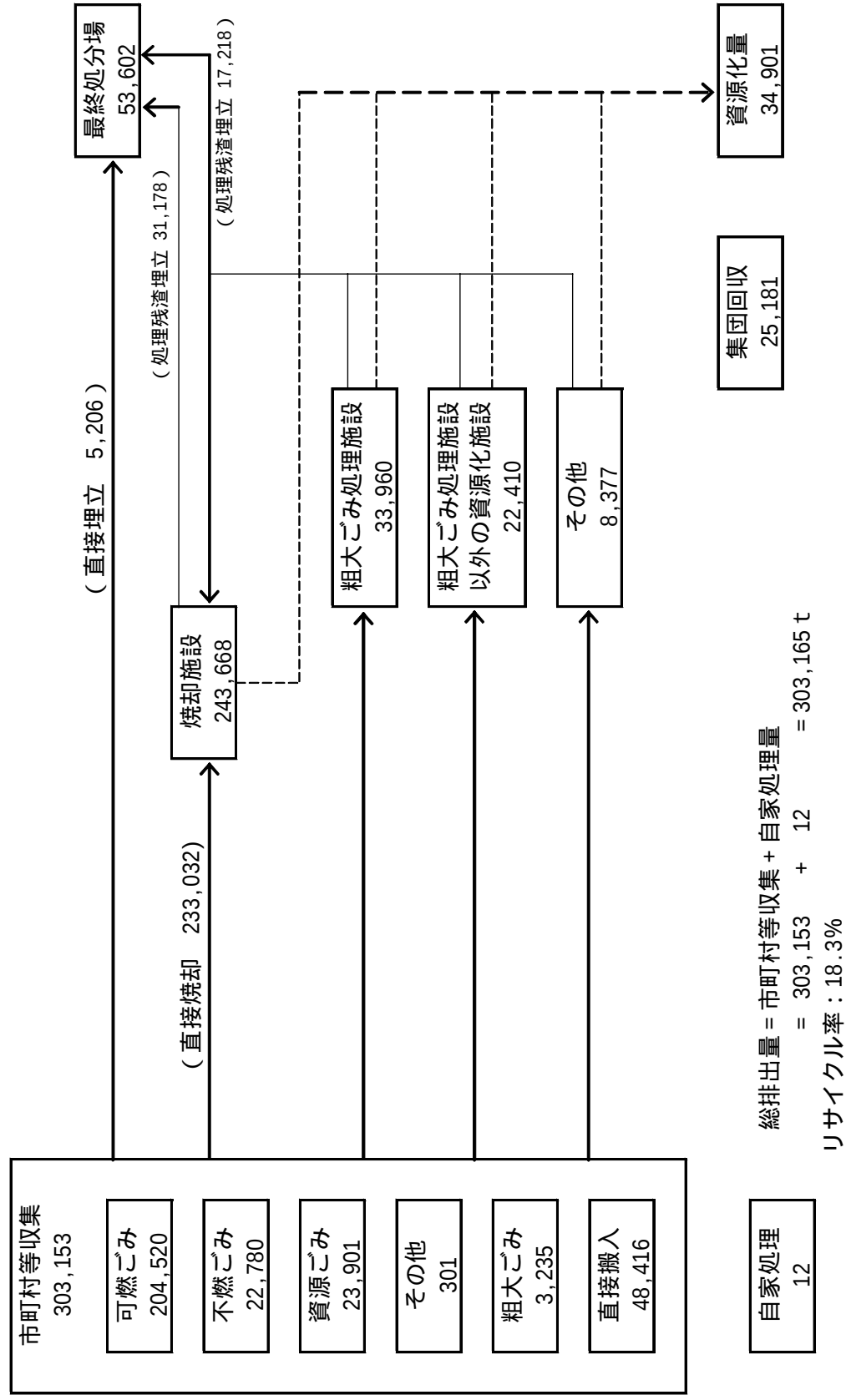
4 森林づくり体験会

地区名	場 所	期 日	体 験 内 容	参 加 者
福 井	福井市 みどり世紀の森	10 / 15	保育体験 枝打ち・間伐	19 人
南 越	武生市 みどりと自然の森	11 / 28	保育体験 除伐・間伐	17 人

(資料:県産材活用課)

図 9 - 9 ごみ処理の状況（平成 16 年度）

（単位：t / 年）



（資料：廃棄物対策課）

表 9 - 10 年度別ごみ処理状況

(単位:人、t)

年 度			8	9	10	11	12	13	14	15	16
区 分											
県 内 総 人 口			828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,567	827,085	828,451
計 画 処 理 区 域 内 人 口			828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,552	827,085	828,451
内 訳	計 画 収 集 人 口		828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,552	827,085	828,451
	自 家 処 理 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	衛 生 処 理 率 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計 画 処 理 区 域 外 人 口			0	0	0	0	0	0	0	0	0
原 単 位	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (g)		937	926	930	940	975	991	989	974	1,003
	一 人 一 日 焼 却 対 象 量 (g)		706	691	716	723	740	771	771	753	771
計 画 収 集 量 (A)			242,258	236,724	245,930	246,596	254,195	259,547	260,690	255,243	254,737
種 類 別 収 集 量 内 訳	一 般 ご み	可 燃 物	197,169	192,608	200,275	199,733	206,609	210,826	210,688	205,596	204,520
		不 燃 物	25,836	24,245	25,327	25,534	27,010	26,792	26,082	22,199	22,780
		合 計	223,005	216,853	225,602	225,267	233,619	237,618	236,770	227,795	227,300
	粗 大 ご み そ の 他		5,426	4,839	4,383	5,127	3,344	4,098	3,498	3,955	3,536
	資 源 ご み		13,827	15,032	15,945	16,202	17,232	17,831	20,422	23,493	23,901
収 集 形 態 別 収 集 量 内 訳	直 営	一 般 ご み (可 燃)	33,005	28,935	29,786	27,327	26,870	26,772	26,856	24,191	23,794
		一 般 ご み (不 燃)	2,027	1,439	1,679	2,456	2,587	2,321	2,151	1,481	2,018
		粗 大 ご み そ の 他	602	647	584	945	476	326	466	1,053	1,042
		資 源 ご み	867	1,701	1,892	2,176	3,210	3,185	2,966	2,781	2,641
		合 計	36,501	32,722	33,941	32,904	33,143	32,604	32,439	29,506	29,495
	委 託	一 般 ご み (可 燃)	129,187	126,749	130,218	131,145	136,716	140,540	141,102	136,373	136,193
		一 般 ご み (不 燃)	20,750	19,530	19,679	19,215	20,784	21,159	20,635	17,484	17,872
		粗 大 ご み そ の 他	4,561	3,845	3,355	3,817	2,526	3,461	2,830	2,624	2,102
		資 源 ご み	11,544	12,037	12,400	12,679	12,550	13,264	16,372	19,213	19,901
		合 計	166,042	162,161	165,652	166,856	172,576	178,424	180,939	175,694	176,068
	許 可	一 般 ご み (可 燃)	34,997	36,924	40,271	41,261	43,023	43,514	42,730	45,032	44,533
		一 般 ご み (不 燃)	3,059	3,276	3,969	3,863	3,639	3,312	3,296	3,234	2,890
		粗 大 ご み そ の 他	263	347	444	365	342	311	202	278	392
		資 源 ご み	1,416	1,294	1,653	1,347	1,472	1,382	1,084	1,499	1,359
		合 計	39,735	41,841	46,337	46,836	48,476	48,519	47,312	50,043	49,174
直 接 搬 入 ご み 量 (B)			34,583	34,785	35,632	38,012	43,861	40,280	38,864	39,487	48,416
計 画 収 集 量 (A) + (B)			276,841	271,509	281,562	284,608	298,056	299,827	299,554	294,730	303,153
処 理 量 内 訳	直 接 焼 却		213,524	208,962	216,787	218,942	226,500	233,411	233,555	227,974	233,032
	直 接 埋 立		16,674	14,428	11,362	10,391	11,623	7,586	5,812	4,545	5,206
	そ の 他		46,643	48,119	53,413	55,275	59,933	58,830	60,187	62,211	64,915
	(そ の 他 の うち 資 源 化 量)		24,024	24,585	26,399	26,756	29,135	29,135	30,974	34,479	34,901
自 家 処 理 量			6,645	8,686	10	8	2	2	5	13	12
ご め の 総 排 出 量			283,486	280,195	281,572	284,616	298,058	299,829	299,559	294,743	303,165

(資料: 廃棄物対策課)

表 9 - 11 グリーン購入調達実績（平成17年度）

（１） 物品・サービス等

分 類	重 点 品 目	適合物品量 /	調達総量	調達率
１．紙類	コピー用紙(A4換算)	86,942,843 /	86,942,843 枚	100.0%
	フォーム用紙	40,299 /	40,299 箱	100.0%
	その他の用紙	1,068,088 /	1,075,808 枚	99.3%
	衛生用紙	137,786 /	137,786 個	100.0%
２．印刷	印刷	1,560 /	1,589 件	98.2%
３．文具類	筆記具	90,689 /	90,689 本	100.0%
	印章・スタンプ台	4,726 /	4,836 個	97.7%
	ファイル類	157,579 /	157,957 冊	99.8%
	テープ類	13,725 /	13,729 個	100.0%
	紙製品	62,589 /	62,600 点	100.0%
	のり	11,971 /	11,971 個	100.0%
	修正用品	9,872 /	9,877 個	99.9%
	その他	31,025 /	31,037 点	100.0%
４．事務用備品	机	143 /	143 個	100.0%
	いす	347 /	355 個	97.7%
	その他	181 /	181 個	100.0%
５．作業服	作業服	1,582 /	1,582 着	100.0%
６．インテリア・寝具	カーテン・布団等	113 /	113 点	100.0%
７．作業用手袋	作業用手袋	2,094 /	2,094 双	100.0%
８．その他繊維製品	ブルーシート等	98 /	98 点	100.0%
９．OA機器	複写機	25 /	25 台	100.0%
	その他	175 /	175 台	100.0%
10．家電製品	冷蔵庫・テレビ等	81 /	82 台	98.8%
11．照明器具	照明器具	57 /	57 台	100.0%
	蛍光管（４０形直管）	9,261 /	9,361 本	98.9%
12．消火器	消火器	314 /	314 本	100.0%
13．自動車	一般公用車	6 /	6 台	100.0%
	その他公用車 （特種自動車等除く）	39 /	42 台	92.9%
	ETC対応車載器		89 台	
14．タイヤ更生	タイヤ更生	0 /	0 本	-
15．自動車整備	自動車整備		3 件	
16．設備	太陽光発電システム		19 kW	
17．食堂	生ごみの堆肥化处理	14か所(日68.8kg) / 38か所(日150kg)		45.9%
購入金額		425,784,959 /	445,260,675	95.6%

(2) 公共工事

分 類	重 点 品 目		適合物品量
	品 目 分 類	品 目 名	
資 材	土砂等	建設汚泥から再生した処理土	22,540 m ³
		建設発生土またはその改良土	929,437 m ³
	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	72,426 t
		再生骨材等	236,547 t
	アスファルト混合物	ワックス添加アスファルト混合物	25,236 m ²
	小径丸太材	間伐材	2,540 m ³
	混合セメントおよびコンクリート	高炉セメント	16,333 t
		フライアッシュセメント	1,409 t
		生コンクリート（高炉）	284,682 m ³
		生コンクリート（フライアッシュ）	3,395 m ³
	コンクリート製品	再生材料を用いたコンクリート２次製品（インターロッキングブロックを含む）	93,840 t
	土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	82,400 m ²
	園芸資材	剪定枝葉たい肥	5,269 kg
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	0 kg
	道路照明	環境配慮型道路照明	47 個
	タイル	陶磁器質タイル	944 m ²
	再生木質ボード	パーティクルボード	5 m ²
		繊維板	343 m ²
		木質系セメント板	0 m ²
	断熱材	断熱材	2 工事数
	照明機器	照明制御システム	0 工事数
	空調用機器	吸収冷温水機	0 台
		氷蓄熱式空調機器	0 台
	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	673 m
	衛生器具	自動水栓	3 工事数
		自動洗浄装置およびその組み込み小便器	4 工事数
		水洗式大便器	9 工事数
	建設機械	排出ガス対策型建設機械	2,007 機種
		低騒音型建設機械	1,871 機種
工 法	法面緑化工法	伐採材または建設発生土を活用した法面緑化工法	15,530 m ²
		木材チップを活用した植生基材吹付工法	20,715 m ²

平成 18 年度版 環境白書
(資料編)

平成 19 年 2 月発行

発行 福井県 (安全環境部環境政策課)
〒910-8580
福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号
電 話 0776-21-1111 (代表)
0776-20-0301 (直通)
ファクス 0776-20-0679
E-mail kankyou@pref.fukui.lg.jp